

令和7年第1回（3月）坂城町議会定例会会期日程

令和7年3月3日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	3月 3日	月	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 (一般会計予算案詳細説明) (特別会計、企業会計予算案詳細説明)
2	3月 4日	火		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	3月 5日	水		○休 会
4	3月 6日	木		○休 会
5	3月 7日	金		○休 会
6	3月 8日	土		○休 会
7	3月 9日	日		○休 会
8	3月10日	月	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	3月11日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	3月12日	水	午前10時	○本会議 ・一般質問 ・条例案等質疑 討論 採決 ・一般会計予算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計、企業会計予算案総括質疑 委員会付託
11	3月13日	木	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
12	3月14日	金	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
13	3月15日	土		○休 会
14	3月16日	日		○休 会
15	3月17日	月		○休 会
16	3月18日	火		○休 会
17	3月19日	水		○休 会
18	3月20日	木		○休 会
19	3月21日	金	午前10時	○本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

3月3日上程

議案第 6 号	千曲市・坂城町等公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び千曲市・坂城町等公平委員会共同設置規約の変更について	3月12日	可決
議案第 7 号	坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第 8 号	坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第 9 号	坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第10号	坂城町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第11号	坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第12号	坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第13号	坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第14号	坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第15号	坂城町運動場条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第16号	坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第17号	坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第18号	令和7年度坂城町一般会計予算について	3月21日	可決
議案第19号	令和7年度坂城町国民健康保険特別会計予算について	3月21日	可決
議案第20号	令和7年度坂城町介護保険特別会計予算について	3月21日	可決
議案第21号	令和7年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について	3月21日	可決
議案第22号	令和7年度坂城町下水道事業会計予算について	3月21日	可決

3月21日上程

議案第23号	令和6年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について	3月21日	可決
--------	---------------------------	-------	----

議案第 2 4 号	令和 6 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について	3 月 2 1 日	可決
議案第 2 5 号	令和 6 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について	3 月 2 1 日	可決
議案第 2 6 号	令和 6 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について	3 月 2 1 日	可決
議案第 2 7 号	令和 6 年度坂城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	3 月 2 1 日	可決
発議第 1 号	高額療養費制度の見直しに当たり慎重な議論を求める意見書について	3 月 2 1 日	可決

令和7年第1回坂城町議会定例会

目 次

第1日 3月3日(月)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○議案第6号～議案第22号の上程、提案理由の説明、詳細説明	12

第2日 3月10日(月)

○議事日程	46
○一般質問 柰津 明子 議員	46
塚田 舞 議員	59
大森 茂彦 議員	71

第3日 3月11日(火)

○議事日程	88
○一般質問 水出 康成 議員	88
宮入 健誠 議員	95

第4日 3月12日(水)

○議事日程	108
○一般質問 星 哲夫 議員	109
中村 忠靖 議員	114
○議案第6号～議案第17号の質疑、討論、採決	121
○一般会計予算案総括質疑、委員会付託	125
○特別会計、企業会計予算案総括質疑、委員会付託	134

第5日 3月21日（金）

○議事日程	138
○議案第18号～議案第22号の委員長報告の質疑、討論、採決	138
○追加議案上程、提案理由の説明	160
○議案第23号～議案第27号、発議第1号、質疑、討論、採決	163
○閉会中の委員会継続審査申し出について	167
○町長閉会あいさつ	167

令和7年第1回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和7年3月3日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 3月3日 午前10時00分
4. 応招議員 13名

1番議員	滝 沢 幸 映 君	9番議員	玉 川 清 史 君
2 "	中 嶋 登 君	10 "	山 城 峻 一 君
3 "	塚 田 舞 君	11 "	祢 津 明 子 君
5 "	水 出 康 成 君	12 "	大日向 進 也 君
6 "	宮 入 健 誠 君	13 "	朝 倉 国 勝 君
7 "	中 村 忠 靖 君	14 "	大 森 茂 彦 君
8 "	星 哲 夫 君		
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 13名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長	竹 内 祐 一 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
まち創生推進室長	小河原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長	宮 原 卓 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	宮 原 卓 君
保健センター所長	川 島 徳 夫 君
子 ども 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 議案第 6 号 千曲市・坂城町等公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び千曲市・坂城町等公平委員会共同設置規約の変更について
- 第 6 議案第 7 号 坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 8 号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 9 号 坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 10 号 坂城町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 11 号 坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 12 号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 13 号 坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 14 号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 15 号 坂城町運動場条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 16 号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 16 議案第 17 号 坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 17 議案第 18 号 令和 7 年度坂城町一般会計予算について
- 第 18 議案第 19 号 令和 7 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第 19 議案第 20 号 令和 7 年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第 20 議案第 21 号 令和 7 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 21 議案第 22 号 令和 7 年度坂城町下水道事業会計予算について

11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、細田美香収納対策推進幹から欠席の届出がなされており、これを許可してあります。

また、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は、理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（滝沢君） 会議規則第127条の規定により、2番 中嶋 登議員、3番 塚田 舞議員、5番 水出康成議員を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（滝沢君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月21日までの19日間といたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月21日までの19日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日3月4日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（滝沢君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 改めまして、おはようございます。本日ここに、令和7年第1回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき、開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、先月28日に発生し、約100ヘクタールが焼失しました上田市の山火事は、千曲坂城消防本部の応援部隊4名も消火活動に協力し、昨日ようやく鎮圧となりました。岩手県大船渡市での大規模な山林火災をはじめ、全国で火事が多発している状況であります。空気が乾燥

する季節でもありますので、町民の皆様には火の取り扱いにくれぐれもご注意をいただきますようお願い申し上げます。

さて、1月28日に埼玉県八潮市の県道交差点で、道路が突如陥没し、走行中のトラックが転落する事故が発生しました。陥没の原因は、地下に埋設された下水道管の破損によるものと考えられており、当初は直径5メートル程度だった穴が、現在は40メートルを超える大きな穴になっているとのことでもあります。二次災害のおそれもあり、現場での作業は難航を極めておりますが、安否不明となっているトラック運転手の一日も早い救出を願うところであります。

また、今回の事故では、流域の約120万人に対して下水道の使用自粛が求められるなど、住民生活にも大きな影響を及ぼしたことから、口径2メートル以上の下水道管路の緊急点検を実施するよう、国土交通省から通知が発出されたところであります。当町では、該当する管路はありませんが、管路の腐食等が比較的起こりやすい中継ポンプの吐出口27か所について、目視による緊急点検を行い、異常の無いことを確認したところであり、さらに、安全面を重視し、口径30センチから50センチのヒューム管が敷設されている2.4キロメートルの区間につきましても、マンホール内の目視点検を年度内に実施する予定としているところであります。

あわせて、道路等の占有者の「維持管理義務」について、国のガイドラインの周知徹底を図るため、一定の要件に該当する方への個別通知と、町ホームページにおいても啓発を行ったところであります。

下水道管路に限らず、今後も町内のインフラにつきましては、安全にご利用いただけるよう、定期的な点検と適正な維持管理に努めてまいりたいと考えているところであります。

さて、昨年10月に、当町とポーランドツェレスティヌフ郡及び双方の国際交流協会とのフレンドシップ協定締結にご尽力をいただきましたワルシャワ日本語学校教頭の坂本龍太郎さんが先月来庁され、町国際交流協会主催による「坂城町とツェレスティヌフ郡の今後の交流について」と題した特別講演のほか、町内の小学5年生を対象にご講演をいただきました。坂本さんからは、ポーランドやウクライナの現状報告のほか、今後の交流に向けてのお話もいただきましたので、町国際交流協会とともに様々な交流のかたちを模索してまいりたいと考えております。

さて、鋭意取り組んでおります新複合施設の基本設計につきましては、福祉、保健、子育て分野の施設利用者や関係各所とのワークショップを開催し、可能な限りご意見等を反映できるよう検討を進めており、昨年12月の第2回建設委員会では、こうした経過を報告するとともに、平面図により各部門の位置関係や間取り、利便性などの協議を行い、修正した平面図案を1月に再度ワークショップを開催し皆様にお示しする中で、意見や要望の集約を行ったところであります。

今後は、今月 18 日に開催を予定する第 3 回建設委員会におきまして、平面図、立面図、3D パース等で施設全体のイメージをお示しし、基本設計案をまとめるとともに、28 日に開催を予定しております住民説明会において、基本的な施設計画の概要をご説明する中で、町民の皆様にもイメージを共有していただき、誰もが利用しやすく、様々な交流につながる *w e l l b e i n g* の実現空間を目指してまいります。

次に、葛尾組合の新リサイクルセンター建設事業につきましては、現在、本体建屋の解体に着手しており、7 月までには解体工事が完了する見込みであります。なお、解体と並行して建設工事に着手する計画であり、4 月には起工式を行う予定で準備を進めているところであります。

一方、さかきテクノセンターにおいて進められてきました建物の *N e a r l y Z E B* 化改修工事が本年 1 月に竣工したことを受け、先月 4 日、改修工事の完了報告会と記念講演が行われました。私も参加させていただきましたが、*N e a r l y Z E B* の達成条件である削減率 75% を上回る 82% 削減という認証を得られたとのことで、大変喜ばしく思うと同時に、今後、町内企業や地域全体に「ゼロカーボン化」の波が広がることを願うところであります。

また、記念講演で講師をお務めいただいた信州大学特別特任教授で東京大学特別教授の堂免一成先生が研究を進めるカーボンフリーの「グリーン水素」と町内企業とのマッチングなど、今後の展開にも大いに期待するところであります。

さて、町と民間事業者が「官民連携に関する協定」を締結し、テクノさかき工業団地西側で進めている産業用地開発につきましては、1 月に県から農地転用、開発行為の許可がおり、また地権者と立地企業との間で所有権移転の登記を完了したことから、先月 8 日に地権者や隣接土地所有者など関係者の皆さんを対象として、造成工事に係る説明会を実施いたしました。造成工事は、令和 8 年夏頃の完成を目途とし、工事に使用される土の一部については、国が進めている信濃川水系の遊水地整備などでの発生土を活用する方向で準備を進めております。

また、工事期間中は多くの大型車両の通行が見込まれるため、交通安全対策などを徹底し、早期の工場建設、稼働に向けて、引き続き、開発事業者及び立地企業に協力してまいりたいと考えております。

次に、優良な農業生産基盤の集積・集約化を進め、農業振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和 4 年度から進めてまいりました「農業振興地域整備計画」の見直しにつきましては、先般、見直し案に係る県との本協議が整い、同意を得られたことから、今月 1 日付で公告を行い、計画の見直しが完了したところであります。

また、令和 5 年 4 月の法改正により、令和 6 年度末までに全国の市区町村に策定が求められております 10 年後の地域農業の在り方を明確化するための「地域計画」と「目標地図」につきましては、昨年 10 月から 12 月にかけて、協議の場や説明会を開催し、農業者や農業関係

機関などから、農業に対する課題や解決策、将来像などのご意見をお聞きする中で、南条、中之条、坂城、村上の4地区の計画策定に取り組んでおります。今後、公告・縦覧手続きなどを経て、年度内に策定してまいります。

次に、坂城駅周辺の中心市街地のにぎわいと地域の活性化に向け、先月26日、滝沢議長、大日向坂城駅周辺活性化特別委員長をはじめ、町商工会や地元区長、学識経験者の方などにご参加いただき、街並み整備のための意見交換会を開催したところであります。まちづくりの重要なエリアとして、引き続き関係者のご意見をお聞きしながら、地域活性化に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

また、鉄の展示館と坂木宿ふるさと歴史館では、今月30日まで、江戸時代から現代までの雛人形を一堂に集めた「第10回坂城のお雛さま」展を開催しております。享保雛や現代のつるし飾りの展示のほか、坂木宿と昭和橋を歩くガイドツアーや、アクセサリーなど作るイベントも開催しておりますので、大勢の皆さんにお越しいただきたいと思っております。

続きまして、長野県が財政運営の責任主体となり、県全体の医療費などを賄うために、各市町村は、県が算定した納付金を納めることとされている国民健康保険につきましては、先般、令和7年度の納付金額が提示され、町ではこれに基づき保険税率を算定したところであります。算定にあたりましては、資産割を廃止する3方式によるものとして、県の標準保険料率を踏まえつつ、町独自の激変緩和措置を講じることで、加入者の皆様の急激な負担上昇を抑える改正案を国民健康保険運営協議会にお諮りしお認めいただいたところであり、協議会の答申に基づく条例の一部改正議案について、今議会に上程させていただいております。

また、下水道の普及や人口の減少に伴い、し尿や家庭雑排水汚泥の処理量が大きく減少しており、加えて人件費や燃料費の高騰による収集コストも増加していることに鑑み、し尿及び家庭雑排水汚泥の処理手数料について、改定をお願いするための条例の一部改正につきましても、今議会に上程させていただいております。なお、手数料の改定は、周知期間を設ける中で、本年7月から実施してまいりたいと考えているところであります。

続きまして、町内インフラ整備の状況について申し上げます。

昭和橋修繕工事につきましては、国道側7連目から9連目の下流側アーチ部補修工事を昨年末までに完了し、来年度は同箇所の上流側アーチ部補修工事を予定しております。

また、64号橋道路改良工事につきましては、1月末までに完了した役場前庭付近の歩道整備工事に続き、旧橋の撤去工事に着手しており、3月の完了を目指し進めているところであります。来年度は、橋梁部から役場手前の車道部に係る道路改良工事の進捗を図っていく予定としております。

一方、南条地区で進めております、A01号線道路改良事業につきましては、金井工区及び保地工区において引き続き用地補償契約を進め、契約となった箇所から順次工事を進めてまい

ります。

また、将来の人口減少や施設・設備の老朽化、大規模災害への対応といった将来的な課題が山積している水道事業につきましては、これまでの研究会に代わり、今年度より「上田長野地域水道事業広域化協議会」を設立し、地域にふさわしい水道事業の在り方について議論を深めてまいりました。今後は、地域全体の皆様からいただいた意見と課題を共有し、さらなる検討を行い、今後の方向性を決定してまいりたいと考えております。

また、今年度から進めております、中核避難所になっている各小中学校への災害用マンホールトイレ整備事業につきましては、村上小学校への整備が完了し、来年度は坂城小学校への整備を予定しているところであります。

続いて、マイナンバーカードにつきましては、1月末現在で約85%の交付率となっておりますが、取得後5回目の誕生日を迎える際には電子証明書を更新が必要となります。来年度以降は、交付枚数が急速に伸びた令和2年度分以降の更新により、事務作業が大幅に増加することが想定されるため、坂城郵便局と南条郵便局においても電子証明書の更新を行えるよう、準備を整えてまいりたいと考えているところであります。

次に、積極的な勧奨の差し控えにより接種の機会を逃した方に対する子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種は3月末が期限となっており、接種者が増加している状況であります。また、昨年夏以降のワクチン需要の増加により、接種を希望しても受けられなかった方がいる状況から、国では、通常必要な3回の接種のうち、この3月末までに1回でも接種を受けた方については、無料の接種期間が1年間延長されることになりました。町としましても、未接種の方に対し、接種の勧奨通知を送付するとともに、広く周知を図っているところであります。

さて、世界の経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカの昨年10～12月期の実質GDPは、個人消費が全体を押し上げ、前期比年率プラス2.3%と高めの伸びを維持しておりますが、先行きはトランプ政権の対中関税引き上げによるインフレ圧力の高まりや高金利の長期化が低所得層の消費を押し下げる見通しとなっております。

また、ユーロ圏におきましては、個人消費は総じて底堅いものの、輸出の不振が成長率を押し下げ、英国を含めGDP成長率はほぼ横ばいで推移しております。先行きとしてユーロ圏では、ドイツやフランスの政治不安に加え、アメリカによる関税引き上げが景気後退のリスクとなり、英国におきましても最低賃金や国民保険料の企業負担の増大で、景気回復の足取りは重い見込みとなっております。

続いて、中国経済につきましては、消費財の買い替えなど政府の景気刺激策により、足元では持ち直しの動きがあるものの、自律的な回復力は依然脆弱で、アメリカの関税引き上げが輸出を下押しし、今年後半には景気が再び減速すると予想されております。

一方、国内の状況であります。内閣府による2月の「月例経済報告」では、「景気は、一

部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」としており、先行きにつきましても、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」としながらも、「欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としております。

次に、長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が2月に発表した「金融経済動向」によりますと、設備投資、個人消費、住宅投資、公共投資、生産、雇用・所得の個別観測から、総論として「長野県経済は、持ち直している。」としております。

また、財務省関東財務局長野財務事務所における県内経済情勢におきましても、個人消費は緩やかに回復しつつあり、生産活動は持ち直しつつあるとの観測で、総括判断として「県内経済は、持ち直している」というところであります。

当町におきましても、1月に実施しました町内の主な製造業20社の経営状況調査の結果では、生産量は、3か月前との比較で、プラスとした企業は8社で変わらなかったものの、売り上げについては、プラスとした企業が7社から9社に増加しており、本年4月の雇用予定についても、ほとんどの企業が増員または減員分の補充を予定し、全体では113人の増員予定となるなど、国や県の観測と同様に「持ち直し」の動きが伺える結果となっております。

今後も町内企業の持続的成長を願いつつ、アメリカによる輸入品への関税強化などの動向にも十分注意を払い、町内企業の経営状況を注視してまいりたいと考えているところであります。

続いて、令和7年度一般会計当初予算案について申し上げます。

来年度当初予算につきましては、「第6次長期総合計画」によるまちづくりを基本に、誰もが心身ともに充実し、幸福を感じることができる「well being」を実現するとともに、「SDGsの達成」と「デジタル変革への取り組み」を意識した事業の実施と、創意工夫による徹底した経費節減に努める中で、編成を行ったところであります。

歳入歳出予算の総額は75億円で、前年度に対しプラス10.1%、6億9千万円の増額となっております。

まず、歳入といたしまして、町の財政の根幹を担う町税につきましては、税目別に主なものを申し上げますと、個人町民税は、国の定額減税で減収となった前年度当初予算より6千万円の増額、法人町民税は、物価高騰による原材料費等の高騰などのリスク要因はあるものの、業績が好調に推移している企業もあることから、前年度に対し2億1千万円の増額を見込み、町民税で13億4,360万円を計上いたしました。

また、固定資産税につきましては、家屋の新築による増額がある一方、土地の下落や償却資産の減価償却分を考慮し、前年度に対し約700万円の減額を見込み、町税全体では、前年度

対比プラス10.2%、2億5,832万7千円の増となる27億9,386万4千円を計上いたしました。

次に、地方交付税につきましては、国の総額で前年度対比1.6%の増額となるものの、町税の増収に伴う基準財政収入額の増額が見込まれる普通交付税は、前年度に対し6千万円を減額し、地方交付税全体で10億6千万円を計上いたしました。

また、国庫支出金につきましては、A01号線道路改良工事に係る社会資本整備総合交付金の増額などにより、2億5,335万4千円の増となる8億7,258万円を計上し、繰入金につきましては、新複合施設建設事業に係る保健福祉等複合施設整備基金の繰入れのほか、ふるさとまちづくり基金、減債基金、財政調整基金からの繰入れなど、全体で9億27万1千円を計上いたしました。

また、町債につきましては、道路改良事業などに伴う公共事業等債や緊急自然災害防止対策事業債など、総額で3億4,860万円を計上したところであります。

次に歳出であります。投資的経費につきましては、新複合施設建設に係る実施設計やA01号線道路改良工事などで9億9,297万4千円とし、義務的経費につきましては、人件費が15億3,255万円、福祉サービスの給付費や児童手当、福祉医療などの扶助費につきましては8億898万9千円、公債費につきましては、長期債の元金及び利子として6億1,135万7千円を計上いたしました。

また、その他の経費といたしまして、デジタル技術を活用した住民サービスの向上と業務の効率化を図る事業や、本運行を開始するデマンド交通に係る経費など、35億5,413万円を計上したところであります。

続きまして、令和7年度の主要な施策について申し上げます。

まず、将来のまちづくりの指針であり、町の最上位計画である「総合計画」の前期基本計画及び「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和7年度で終了することに伴い、両計画を統合した形で令和8年度から12年度までの5年間を計画期間とする後期基本計画及び総合戦略を策定してまいります。

策定にあたりましては、前期計画の事業検証と町民アンケートを実施する中で、計画の素案づくりを行い、審議会等にお示ししながら策定作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、新複合施設の整備につきましては、今年度進めております「基本設計」に基づき、さらに詳細な「実施設計」をまとめてまいりたいと考えております。

また、新複合施設の建設予定地におきましては、文化財保護法に基づき遺跡や遺物を調査し、地域の歴史や文化を明らかにして記録保存するための発掘調査を実施いたします。

デジタル化の推進に関しましては、政府は、これまでの地方創生の取組を見直した新たな施策として「地方創生2.0」を打ち出し、従来の「デジタル田園都市国家構想交付金」を発展

させて「新しい地域経済・生活環境創生交付金」を創設し、引き続き地方のデジタル化の取組を強力に後押ししていくこととされているところであります。当町におきましても、新たな交付金を活用し、来年度は町が提供する様々なサービスやアプリを統合した「自治体統合アプリ」の構築と、公共施設の利用時の鍵の受け渡しをデジタル化し、暗証番号の入力により入り口の開閉を行う「スマートロックシステム」の導入のほか、紙ベースの「路線網図」をデータ化し、ホームページ上で公開していくサービスに取り組んでまいりたいと考えております。現在、交付金の申請を行っているところであり、採択された際は3月に内示後、4月に正式に交付決定される予定となっております。

続きまして、再生可能エネルギーの積極的な活用と環境にやさしいまちづくりの推進に向け、住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助制度の対象項目に電気自動車を新たに追加する予定としております。脱炭素社会の実現に向け、自動車から排出される温室効果ガスの削減に努めるとともに、持続的な電力の維持と地球温暖化に配慮したライフスタイルを支援してまいりたいと考えております。

次に、子育て・教育・文化の取組としまして、保育園の3歳未満児の保育料について、従来の第3子無償化に加え、多子世帯や低所得世帯の保育料を軽減し、保護者の一層の経済的負担の軽減を実施したいと考えております。

さらに、幼稚園等に通う保護者の経済的負担の軽減を図るため、副食費を徴収しないこととした幼稚園等に対する副食費補助事業や、子育て中の保護者が、仕事や用事などでベビーシッターを利用された際の利用料について支援するベビーシッター利用支援事業を新たに創設し、子育て支援の充実を図り、子育て家庭の負担軽減や子どもの健やかな成長を後押ししてまいります。

また、GIGAスクール構想に基づき、小中学校の児童生徒に整備した1人1台の学習用端末が導入から5年が経過し、最新のOSやソフトウェアに対応するため、長野県が進めております、県内の市町村が一括して端末を調達する「共同調達」を活用し、すべての端末を更新してまいります。

また、8月23日には、坂城町と千曲市の能楽愛好団体の共同開催による「第5回坂城・千曲薪能」が予定されております。地域の文化伝統が継承されるよう、町といたしましても必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、福祉・健康分野の取組としまして、聴覚機能の低下により日常生活に支障が生じ、コミュニケーションの確保や社会参加が困難とならないよう、聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けていない中等度難聴程度の65歳以上の高齢者を対象に、補聴器の購入費用に対する町独自の助成事業を創設してまいります。

また、带状疱疹ワクチンの接種につきましては、昨年12月に予防接種法上の定期接種に位

置つけられることが決定したことから、接種費用の一部を助成してまいります。対象者は、65歳の方と、60歳から64歳までの一定の障がいの有する方のほか、5年間は経過措置として、70歳以上の5歳ごとの節目年齢の方も対象となるものであります。

また、来年度から身体の異常の早期発見等を目的に、1か月児健康診査を実施してまいります。4月1日以降に生まれたお子さんは、実施医療機関において無料で健康診査を受診でき、お子さんの健康状態や栄養状況、育児の相談等も行えるものとなっております。

次に、観光・産業分野の取組といたしまして、ステキさかき観光協会が主体となって、食や自然、歴史文化、温泉など、その土地ならではの魅力を総合的に体験する「ONSEN温泉ガストロノミー事業」について、秋の実施を目指し計画を練っているとのことであります。町としましても事業への支援をする中で、全国から参加者が訪れ、多くの方に坂城町の魅力を体感していただくことで、観光振興と交流人口の増加につながることを期待するところであります。

また、さかきテクノセンターでは、「2025さかきモノづくり展」の開催が予定されており、コロナ禍によりオンライン開催となった前回とは異なり、テクノセンターを会場としたリアル展示を行う方向で、検討が進められていると伺っております。当町の工業力のPRと、将来の人材確保に向けた、『モノづくりのまち』を象徴するイベントとして支援をしてまいりたいと考えているところであります。

続いて、防災・減災の取組としまして、金井地区の中之条用水路において、護岸の経年劣化による破損や、台風、ゲリラ豪雨の際に溢水被害が発生していることから、用水路の改修を行ってまいります。

また、急傾斜地の崩落対策事業として、今年度調査測量設計及び地質調査等を進めております南日名地区につきまして、来年度は対策工法を選定し、のり面崩落対策工事を実施する予定としております。

次に、有害獣対策としまして、侵入防止柵の設置につきましては、金井区での設置を引き続き計画しているほか、坂城地区で新たに大宮区での設置を計画しております。各地区において、ご理解とご協力をいただく中で、侵入防止柵の設置推進を図り、有害獣による被害を減少させてまいりたいと考えております。

また、町猟友会に委託して行っております有害獣の捕獲につきましては、近年、住宅地や農地等に出没が多発していることから、来年度は有害獣の捕獲作業に従事した際の作業報酬など委託費を増額し、出役しやすい体制を整え、捕獲強化につなげてまいります。

以上、令和7年度の一般会計当初予算案及び主要な施策について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、千曲市・坂城町等公平委員会の共同設置に係る規約の変更が1件、条例の一部改正が11件、令和7年度の一般会計予算及び3件の特別会計予算並びに下水道事業会計予算の計17件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきます

ようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（滝沢君） 監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。また、株式会社まちづくり坂城から第23期経営状況報告書が提出されております。

議長（滝沢君） 日程第5「議案第6号 千曲市・坂城町等公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び千曲市・坂城町等公平委員会共同設置規約の変更について」から日程第21「議案第22号 令和7年度坂城町下水道事業会計予算について」までの17件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（滝沢君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第6号から第22号までご説明申し上げます。

まず、議案第6号「千曲市・坂城町等公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び千曲市・坂城町等公平委員会共同設置規約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、千曲市・坂城町等公平委員会を共同設置する地方公共団体に六ヶ郷用水組合を加えるため、共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更を行うものであります。

改正の内容といたしましては、共同して設置する地方公共団体を規定する第1条に、「六ヶ郷用水組合」を加えるものであります。

議案第7号「坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、仕事と生活の両立支援のため、民間労働法制の改正及び国における人事院規則等の改正が行われることから、町においても対応する条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、育児・介護のため時間外勤務の制限を申し出ることができる職員について、「3歳に満たない子がいる職員」から「小学校就学の始期までの子がいる職員」とするほか、家族の介護が必要となった職員への情報提供等、必要な措置を講ずることを規定するものであります。

次に、議案第8号「坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、令和6年度の県人事委員会勧告に基づく県の一般職の給与改定を踏まえ、町の一般職につきまして、県に準じて給与改定を行うため、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、給料月額を定める給料表につきまして、職務や職責を重視した給料体系とするため、3級から6級の最低水準の引上げを行うとともに、扶養手当の支給額、通勤手当の支給限度額及び管理職員特別勤務手当の支給条件につきましても、それぞれ県の改正に準じた改正を行うものであります。

なお、これらの改定につきましては、令和7年4月1日から施行するものであります。

議案第9号「坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、会計年度任用職員の手当に関して、令和7年度から新たに勤勉手当の支給を行うため、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、勤勉手当の支給対象となる会計年度任用職員の要件を定め、支給額の算出方法やその他規定については、町の正規職員と同様に扱うものとする改正を行うものであります。

次に、議案第10号「坂城町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、町の行政運営の安定性等を図る観点から、その性質上複数年度にわたって契約を締結しなければ事務の取扱いに支障を及ぼすものなどにおいて締結する長期継続契約について、近年の地方公共団体の事務処理において情報処理システム等のソフトウェアの活用が進み、使用許諾契約により事業者が保有するソフトウェアを利用する形態が増加する中、複数年度の契約で、より効率的、安定的な行政運営に資するものもあることから、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、長期継続契約を締結することができる契約の種類として、「ソフトウェアの使用許諾契約」及び「パッケージシステムに係る契約」と、「これらに伴う業務委託契約」を新たに加えるものであります。

次に、議案第11号「坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、町が行う一般廃棄物の収集、運搬について、下水道の普及によるし尿及び家庭雑排水汚泥の収集量減少や、燃料価格等の高騰がある中、事業の安定化のため、一般廃棄物処理手数料の改定を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、一般廃棄物処理手数料について、し尿につきましては、18リットルにつき128円を172円に、家庭雑排水汚泥につきましては、取扱い区分の見

直しと併せ、その金額について、それぞれ改定を行うものであります。

次に、議案第12号「坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、居宅訪問型保育事業者を除く特定地域型保育事業者における、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園など連携施設の確保について、著しく困難で、一定の要件を満たすと認められるときは、小規模保育事業者など連携協力者の確保に代えることができるとするものであります。

次に、議案第13号「坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に合わせ、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、家庭的保育事業者等における、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園など連携施設の確保について、著しく困難で、一定の要件を満たすと認められるときは、小規模保育事業者など連携協力者の確保に代えることができるのほか、栄養士法が改正され、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士免許の取得が可能となったことから、「栄養士」と規定されている箇所について、「管理栄養士」を加えるものであります。

次に、議案第14号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険税の税率を改定することに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

税率の改定につきましては、県の運営方針に沿って、資産割を除く3方式による賦課とするため、これまで段階的に資産割を引き下げてきたところであり、今回の改正におきまして廃止するものであり、必要な税額の確保に向けて、均等割及び平等割の税額について改めるものであります。

なお、税率改定にあたりましては、基金を活用した町独自の激変緩和措置を講じる中で、税負担を一定程度に抑えた改定とし、本改正の内容につきましては、2月6日に開催した国民健康保険運営協議会においてご審議を賜り、答申いただいたものであります。

次に、議案第15号「坂城町運動場条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、河川占用の更新に際し、国土交通省千曲川河川事務所との協議により、現存しない運動場の占用を廃止したことに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、令和元年東日本台風の際に流出し、使用を停止した鼠橋運動公園運動場及び坂城大橋上流側にある千曲運動場について削除するものであります。

次に、議案第16号「坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額と扶養に係る補償基礎額の加算額を改定するものであります。

次に、議案第17号「坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正により、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、退職報償金支給額の基礎となる勤務年数に、新たに35年以上の区分を追加し、当該区分における階級ごとの退職報償金支給額を定めるものであります。

次に、議案第18号「令和7年度坂城町一般会計予算について」ご説明申し上げます。

令和7年度坂城町一般会計の歳入歳出予算の総額は75億円で、前年度との比較ではプラス10.1%、6億9千万円の増額となっております。

歳入の主な内容について申し上げますと、初めに、町税のうち、個人町民税は令和6年度の国の定額減税で減収分となった6千万円を、法人町民税は売上げの増加や円安の影響等により、業績が好調に推移している企業もあることから、2億1千万円をそれぞれ増額し、町税全体ではプラス10.2%、2億5,832万7千円の増額となる27億9,386万4千円を計上しております。

次に、地方交付税のうち普通交付税につきましては、町税の増収に伴う基準財政収入額の増額が見込まれるため、前年度に対して6千万円の減額となる10億円を計上いたしました。

国庫支出金につきましては、町道A01号線道路改良事業や橋梁修繕事業などに係る社会資本整備総合交付金の増額などにより、2億5,335万4千円の増額となる8億7,258万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、新複合施設建設事業に係る保健福祉等複合施設整備基金、長野広域連合のごみ処理施設建設公債費等に充当する広域行政事業基金の繰入れのほか、ふるさとまちづくり基金や財政調整基金からの繰入れなど、全体で9億27万1千円を計上したところであります。

また、町債につきましては、南日名急傾斜地崩落対策事業などに係る緊急自然災害防止対策事業債、道路改良事業や橋梁修繕事業の公共事業等債などにより、総額で3億4,860万円を計上いたしました。

続きまして、歳出の主な内容であります。投資的経費につきましては、前年度から3億3,425万円の増額となる9億9,297万4千円を計上したところで、保健・福祉分野の施策を推進する基幹的な機能に加え、子育て支援センターや図書館の機能を含む新複合施設建設事業として、実施設計に係る予算を計上し、8年度からの建設に向け準備を進めてまいります。

また、災害時に避難所となる小中学校に順次設置を進めておりますマンホールトイレの整備や、町道A01号線道路改良事業、昭和橋等の橋梁修繕事業など、継続事業として引き続き取り組んでまいります。

義務的経費につきましては、福祉サービスの給付費や、福祉医療などの扶助費については、児童手当の拡充により16.7%の増となる8億898万9千円、人件費については、会計年度任用職員の勤勉手当支給等に伴い9.5%の増となる15億3,255万円、公債費については、0.1%の増となる6億1,135万7千円をそれぞれ計上しております。

その他の経費といたしましては、高齢者の補聴器購入助成事業及び带状疱疹予防接種事業、本運行を開始するデマンド交通乗り合いタクシーに係る経費のほか、デジタル化の新たな取組として、自治体統合アプリ、公共施設スマートロックシステムの導入に係る経費を計上し、住民サービスの向上と業務の効率化を図ってまいります。

また、住宅用の太陽光発電設備などに加え、新たに電気自動車の購入に対する支援を加えた、スマートエネルギー設備設置補助金や、町内への移住者や定住者を促進するための移住定住促進事業補助金のほか、子どもたちの教育環境等の充実を図るため、学校給食費の無償化を継続するとともに、ベビーシッターの利用料に対する助成金やGIGAスクール学習用端末の更新に係る経費などを含め、35億5,413万円を計上しております。

以上、令和7年度一般会計当初予算の概要についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、後ほど担当課長から説明いたします。

次に、議案第19号「令和7年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

国民健康保険につきましては、県が財政運営の責任主体となり、町では、県全体の医療費などを賄うための財源として県が算定した納付金を納める仕組みとなっております。

本予算案は、保険税収入を主な原資として県へ納める事業費納付金及び、県からの交付金を原資に支払う医療費に対する保険給付費等を計上するものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億2,106万7千円とするもので、前年度

対比 3, 339 万 3 千円、2. 5 % の減であります。

歳入の主な内容といたしましては、国民健康保険税 2 億 5, 156 万 1 千円、県支出金 9 億 8, 528 万円、繰入金 8, 331 万 6 千円であり、歳出の主な内容につきましては、保険給付費 9 億 7, 580 万 7 千円、国保事業費納付金 3 億 1, 079 万 8 千円であります。

次に、議案第 20 号「令和 7 年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

介護保険は、3 年を 1 期として策定する事業計画に基づき事業運営を行っており、令和 7 年度は第 9 期介護保険事業計画の 2 年目にあたります。

本案は、この事業計画に基づく保険給付と地域支援事業を実施するため予算を計上するものであります。

歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 3, 190 万 2 千円とするもので、前年度対比 862 万 7 千円、0. 6 % の増であります。

歳入の主な内容としましては、介護保険料 2 億 8, 760 万円、国庫支出金 3 億 3, 239 万 2 千円、支払基金交付金 3 億 7, 328 万 6 千円であり、歳出の主な内容につきましては、保険給付費 1 億 3, 176 万円、地域支援事業費 7, 391 万 7 千円であります。

次に、議案第 21 号「令和 7 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の方と、一定程度の障がいがある 65 歳から 74 歳までの希望者が加入する医療保険制度であります。

市町村では、被保険者の皆様から保険料を徴収し、制度運営主体である後期高齢者医療広域連合へ納付することとされており、必要な予算を計上するものであります。

本予算案の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 9, 556 万 1 千円で、前年度対比 728 万 2 千円、2. 5 % の増であります。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料 2 億 3, 702 万 6 千円、繰入金 5, 800 万 9 千円であり、歳出の主な内容につきましては、総務費 2 億 74 万 4 千円、後期高齢者医療広域連合納付金 2 億 9, 229 万 5 千円であります。

最後に、議案第 22 号「令和 7 年度坂城町下水道事業会計予算について」ご説明申し上げます。

下水道事業につきましては、令和 5 年度に下水道事業計画区域の拡張をいたしました、葛尾組合及び坂城インター工業団地周辺の工事に着手し、面的な整備を進めてまいります。

収益的収入の内容といたしましては、下水道事業収益 5 億 8, 876 万円のうち営業収益 1 億 8, 827 万 1 千円、営業外収益 7 億 48 万 9 千円（同日「4 億 48 万 9 千円」に訂正あり）であり、収益的支出の主な内容につきましては、下水道事業費用 5 億 5, 716 万 9 千円

のうち営業費用５億１，４０６万９千円、営業外費用４，１１０万円であります。

次に、資本的収入の内容といたしましては、資本的収入２億４，９８０万円のうち企業債２億３３０万円、補助金４，３００万円、負担金等３５０万円であり、資本的支出の主な内容につきましては、資本的支出５億２，２２５万円のうち建設改良費１億５，８１０万円、企業債償還金３億６，２００万円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億７，２４５万円は、当年度分損益勘定留保資金２億５，３１５万７千円、過年度分損益勘定留保資金４９２万１千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額１，４３７万２千円で補填するものであります。

失礼しました。先ほど収益的収入内容といたしましてのうち、営業外収益７億と申し上げましたが、営業外収益４億４８万９千円であります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（滝沢君） 提案理由の説明が終わりました。ここで１０分間休憩いたします。

（休憩 午前１１時１０分～再開 午前１１時２０分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

続いて、議案第１８号「令和７年度坂城町一般会計予算について」各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、歳入について。

財政係長（宮嶋君） 令和７年度坂城町一般会計予算につきまして、初めに、歳入についての詳細説明を申し上げます。

予算書の第１表歳入歳出予算のうち２ページから５ページ、飛びまして９ページ第２表地方債と附属の令和７年度当初予算資料１ページから２ページの歳入内訳表により、款別にご説明申し上げます。

予算書２ページ、第１表歳入歳出予算と附属の令和７年度当初予算資料２ページをご覧ください。

初めに、款１の町税についてでございます。町税全体につきましては、令和６年度対比プラス１０．２％、２億５，８３２万７千円の増額となる２７億９，３８６万４千円を計上いたしております。

項ごとに申し上げますと、項１町民税のうち個人分につきましては、国の定額減税による減収となった前年度当初予算より６千万円の増額、法人分につきましては、長引くウクライナや中東地域をめぐる情勢、円安等の影響による原材料等の物価高騰などのリスク要因はあるものの、売上げの増加や円安の影響等により業績が好調に推移している企業もあることから、前年度に対し２億１千万円の増額、項２固定資産税につきましては、新築の家屋分の増額を見込む一方で、土地の下落や償却資産の減価償却分を考慮し７０７万３千円の減額、また、６年度の

実績見込みを考慮する中で、項3軽自動車税は前年度と同額、項4町たばこ税は500万円の減額、項6入湯税は40万円の増額といたしました。

続きまして、款2地方譲与税でございますが、前年度実績や国の予算要求額等を考慮しまして、地方譲与税全体で、前年度対比プラス1.2%の6,100万8千円を計上いたしております。

次に、款3利子割交付金は、前年度対比プラス49.1%の79万円、款4配当割交付金は、プラス28.6%の450万円、款5株式等譲渡所得割交付金は、プラス44.9%の710万円としておりますが、いずれも6年度の金融状況や交付実績、また県における交付見込額等を踏まえての予算計上であります。

続いて、款6法人事業税交付金につきましては、マイナス6.1%の3,100万円、款7地方消費税交付金につきましては、6年度の実績を考慮等する中で、プラス7.8%の3億4,500万円を計上いたしております。

3ページに移りまして、款8環境性能割交付金につきましては、自動車の購入時においてその自動車の環境性能に応じ購入者に対し課税され、交付金として都道府県及び市町村に交付されるもので、前年度と同額の400万円を計上しております。

款9地方特例交付金、項1地方特例交付金につきましては、6年度に実施された国の定額減税による個人町民税の減収分を補填する交付金分6千万円を減額し、個人住民税における住宅借入金控除の実施に伴う減収分を補填するための交付金分について、国の予算要求額等を考慮いたしまして、前年度と同額の800万円を計上しております。また、項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、令和8年度までの間、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、固定資産税を軽減する特例措置に対する減収分を市町村に補填するもので、1,900万円を計上し、地方特例交付金全体では、前年度対比マイナス67.9%の2,700万円を計上いたしております。

次に、款10地方交付税でございます。国の予算総額は約19兆円で、前年度に比べ0.3兆円の増額の見通しとなっておりますが、7年度の普通交付税につきましては、人件費の増加や物価高への対応分として、基準財政需要額に上乗せして計上される一方で、法人町民税をはじめ町税の増収に伴う基準財政収入額の増額を見込み、前年度から6千万円の減額、特別交付税につきましては、交付実績等から前年度と同額を見込み、地方交付税全体では前年度対比マイナス5.4%の10億6千万円を計上いたしております。

款11交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績を踏まえ150万円を計上、また、款12分担金及び負担金につきましては、主なものとして、3歳未満児の保育負担金、養護老人ホーム入所負担金や各種検診等に係る健康増進事業負担金などで、前年度から349万4千

円の減額となる３，０２３万円を計上いたしております。

款１３使用料及び手数料につきましては、主なものとして、町営住宅や公園施設の使用料、戸籍・住民基本台帳などの証明関係や家庭系一般廃棄物処理に係る手数料などで、前年度の実績等を考慮いたしまして、前年度から２４２万１千円の増額となる６，８０９万１千円を計上いたしております。

続いて、款１４国庫支出金につきましては、主なものとして、障がい者自立支援給付や児童手当などに係る民生費の負担金、道路改良、橋梁修繕事業などに係る土木費の補助金などで、金井地区のＡ０１号線道路改良事業に係る社会資本整備総合交付金の増額を見込む中で、国庫支出金全体で前年度対比プラス４０．９％、２億５，３３５万４千円の増額となる８億７，２５８万円を計上いたしております。

次に、４ページにかけての款１５県支出金につきましては、主なものとして、民生費に係る負担金及び補助金、農林水産業費に係る補助金、県民税徴収委託金などで、上平林野火災に伴う保全松林健全化整備事業の補助金の減により、県支出金全体で、前年度対比マイナス２．７％、１，０８５万５千円の減額となる３億９，２４８万５千円を計上いたしております。

款１６財産収入につきましては、普通財産の貸付料や基金積立金利子等で９９７万７千円、款１７寄附金は、ふるさと納税事業によるふるさと寄附金の実績などを踏まえ、１億１千円を見込んだところであります。

次に、款１８繰入金につきましては、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金から事業に必要な財源について繰り入れたものなどで、主なものとして、新複合施設建設の実施設計に係る保健福祉等複合施設整備基金、長野広域連合へのごみ処理施設建設公債費等に対する広域行政事業基金、坂城中学校トイレ洋式化工事等への文教施設整備基金の繰入れ、また、各事業へのふるさとまちづくり基金の繰入れにより、繰入金全体では、前年度から１億２，４０６万３千円の増額となる９億２７万１千円を計上しております。

一つ飛びまして、款２０諸収入につきましては、項３貸付金元利収入のうち中小企業振興資金貸付預託金の元利収入や、項５雑入のうち、ちくま環境エネルギーセンターに係る一般廃棄物処理手数料分配金が主なもので、諸収入全体では、１，２４２万４千円の増額となる４億３，２００万３千円を計上しております。

次に、款２１町債につきましては、道路改良事業や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債２億３，７５０万円、坂城小学校災害用マンホールトイレ整備事業に係る防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債１，０９０万円、地域鉄道対策事業に係る一般事業債２，５００万円、長野県衛星系防災行政無線設備更新工事負担金等に係る緊急防災・減災事業債２，４２０万円、南日名急傾斜地崩落対策事業等に係る緊急自然災害防止対策事業債５，１００万円、臨時財政対策債につきましては、国の地方財政対策により、平成１３年度の制度創設以来、初めて発行

額がゼロとなり、町債全体では、１億４，３５０万円の増額となる３億４，８６０万円を計上しております。

なお、令和７年度末の町債残高は５０億７千万円程度になる見込みであります。

ページ飛びまして、９ページ、第２表地方債につきましては、款２１町債の内容に関するもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。

以上、歳入予算の総額は７５億円で、前年度と比較しまして、プラス１０．１％、金額で６億９千万円の増額予算でございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

議長（滝沢君） 続いて、歳出について詳細説明を求めます。

なお、議会費は省略いたします。

総務課長（伊達君） それでは、歳出につきまして、一般会計予算に関する説明書２７ページの総務費から順次ご説明を申し上げます。まず、２７ページから３０ページにかけまして、款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、総務一般経費は、特別職及び総務課、企画政策課、会計室等の職員と会計年度任用職員の人件費、一般会計に係る職員全体の退職手当負担金等を計上いたしております。

続きまして、３０ページ職員研修事業では、人材育成等に係る各種研修などを行い、住民サービスの向上に努めてまいります。

３１ページにかけの職員厚生事業は、市町村職員互助会負担金等でございます。

同じく３１ページの目２文書費につきましては、町から発送いたします文書の郵送料、庁舎等で使用しているコピー機などの賃借料等でございます。

３２ページにかけの目３財政管理費、財政一般経費のうち印刷製本費は当初予算の印刷費、有料道路通行料につきましては、町全体の経費を計上しております。

会計管理者（竹内さん） 続きまして、３２ページ、目４会計管理費につきまして、節１０需用費のうち消耗品費は役場全体で使用する事務用品の購入費用、印刷製本費は決算書や封筒などの印刷費用。節１１役務費は、口座振込に係る手数料のほか、公金収納及び指定金融機関の派出業務等の手数料が主なものでございます。

企画政策課長（竹内君） 続きまして、３２ページ、目５財産管理費の主なものは、町の普通財産の管理などに要する経費でございます。

次に、３３ページにかけの目６企画費、企画政策推進経費の主なものは、第６次長期総合計画後期基本計画と第３期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に係る経費のほか、長野、上田の両広域連合の総務管理に係る経費、町内への移住定住を図るための移住定住促進事業補助金やＵＩＪターン就業・創業移住支援金、また、高校生のタイ国研修に係る経費などでございます。

続きまして、３４ページにかけての温泉管理事業では、温泉施設の維持補修に係る経費、町民や障がい者、消防団員の入館割引に係る負担金などが主なものでございます。

次に、３５ページにかけてのまちづくり推進事業では、行政協力員の謝礼や行政事務委託のほか、自治会活動保険料や地域づくり活動支援事業補助金など、自治区の活動を支援する経費を計上しております。また、ＤＸの推進を図るため、国の交付金を活用したシステム等導入委託や導入システム等の使用料を計上しているほか、ふるさとまちづくり基金への積立金についても、併せて計上しております。

続きまして、国際交流事業は、多文化共生のための国際理解や文化交流を進めている国際交流協会への補助金が主なものでございます。

次に、３６ページにかけてのスマートタウン構想事業の主なものは、脱炭素化を推進するため、住宅用太陽光発電システムや家庭用蓄電池システムなどのスマートエネルギー設備設置補助事業に要する経費でございます。

続いて、ふるさと納税事業は、返礼品に要する経費や、全国から寄附を受けやすい体制を整え寄附者への利便性の向上を図る各種委託経費など、ふるさと納税に係る経費を計上してございます。

次の複合施設建設事業では、建設委員の報酬のほか実施設計に係る委託料などを計上いたしました。

続きまして、３７ページにかけての目７広報広聴費、広報広聴一般経費につきましては、行政の情報システムの運用管理に要する経費で、主なものはサーバーや端末などのインターネット関連機器の保守料とリース料でございます。

次に、広報発行事業は「広報さかき」発行に要する印刷製本費、町ホームページ管理システムに係るインターネットサービス料やサーバーリース料のほか、町ホームページリニューアルに向けた業者選定に係るプロポーザルの謝礼などを計上しております。

続きまして、３８ページにかけての電子自治体事業では、行政間の専用回線である総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）に接続し、庁内システムの利用のほか、国・地方公共団体間での電子文書の交換、電子メールなどを行うための経費を計上しており、機器の保守料や賃借料、回線利用に係る県への負担金、システムの共同調達に係る自治振興組合への負担金などが主なものでございます。

続きまして、目８電算費、電算一般経費につきましては、住民基本台帳業務や税業務等に係る国の標準化基準に準拠した基幹業務システムなどに要する経費で、サーバーや端末等の保守料、リース料、ソフトウェアの保守料、使用料などが主なものでございます。

総務課長（伊達君） 続きまして、３８ページから３９ページにかけての目１０業務管理費は、庁舎全体の光熱水費、修繕料、電話料金などや庁舎設備の改修、保守点検料、総務課管理の車

両の点検料、町が所有いたしております車両全体の自賠責保険料等でございます。

住民環境課長（山下君） 続きまして、39ページの目11防犯対策費でございますが、防犯灯に係る電気料や蛍光灯などの消耗品、新設・修繕の工事請負費と更埴防犯協会連合会への負担金、町防犯協会等への補助金でございます。

続いて、40ページの目12交通安全対策費でございますが、交通指導員の報償、新入学児童用のヘルメット等の消耗品、カーブミラー等の交通安全施設の清掃委託、交通安全啓発事業の負担金が主なものでございます。

同じく40ページから41ページにかけて、目13消費生活費でございますが、町消費者の会への補助金、特殊詐欺防止装置取付費補助金が主なものでございます。

企画政策課長（竹内君） 続きまして、41ページの目14男女共同参画推進費につきましては、「女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき」の講師謝金や、関係団体への補助が主なものでございます。

総務課長（伊達君） 続きまして、41ページから43ページにかけての項2徴税费、目1税務総務費は、固定資産評価審査委員の報酬のほか、職員の人件費などの経常的経費及び地方税共同機構、長野県地方税滞納整理機構への負担金などが主なものでございます。

続きまして、44ページにかけましての目2賦課徴収費は、町税に関わる申告書や納税通知書等の印刷製本費及び通信運搬費等のほか、町税等の賦課徴収に係る電算処理や、固定資産の評価替えに係る不動産鑑定など、基礎資料整備のための委託料、税額更正等による町税の還付に係る償還金などを計上いたしております。

住民環境課長（山下君） 44ページから45ページにかけての項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、人件費等経常的な経費のほか、各種届出及び証明に係る用紙等の印刷製本費、戸籍住民基本台帳等に係る電算委託、保守点検委託、システム使用料、また、コンビニ交付サービス運用に係るコンビニ交付手数料及び地方公共団体情報システム機構への負担金が主なものでございます。

総務課長（伊達君） 続きまして、46ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員4名の報酬等でございます。

次に、目3参議院議員選挙費は、7月28日に任期満了となります参議院議員選挙に要する経費で、職員手当等の人件費、ポスター掲示場設置・撤去等委託料などを計上いたしております。

企画政策課長（竹内君） 続きまして、47ページの項5統計調査費、目1統計調査総務費では統計全般に係る経費を、また、48ページにかけての目2委託統計調査費では、指定統計調査である学校基本調査、国勢調査、世界農林業センサス、経済センサスに要する経費を計上いたしました。

総務課長（伊達君） 48ページの項6 監査委員費、目1 監査委員費は、監査委員の報酬等でございます。

議長（滝沢君） 詳細説明の途中ですが、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時45分～再開 午後 1時30分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

引き続き詳細説明を求めます。

福祉健康課長（鳴海さん） 午前に続きまして、予算書49ページ、款3 民生費から詳細説明を申し上げます。款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費でございます。51ページにかけての社会福祉一般経費は、福祉委員の報酬、職員の人件費のほか、生活困窮者等自立相談支援事業の委託、福祉委員協議会への補助金や民生委員の活動費交付金など、福祉関係団体等への補助金、負担金を計上してございます。

社会福祉協議会補助事業では、主に社協の円滑な運営を支援する社会福祉協議会への補助金を計上しております。

国民健康保険特別会計繰出金事業は、所得の低い方の保険税軽減に係る保険基盤安定繰出金など国保特別会計への繰出金を計上しております。

住民環境課長（山下君） 51ページから52ページにかけての目2 国民年金事務費でございますが、国民年金の資格取得・喪失申請や免除申請、住所変更、氏名変更などの手続に係る事務経費で、主なものは二十歳になった方々への啓発用品の配布、広報紙による啓発記事の掲載でございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、52ページ、目3 老人福祉費でございます。老人福祉一般経費は、福祉バスのリース料のほか、長野広域連合、更埴地域シルバー人材センター、老人クラブ等に対する負担金、補助金を計上してございます。

老人福祉町単事業は、高齢者祝賀行事への補助金、敬老祝金のほか、新たに町独自の助成事業として、65歳以上の高齢者を対象に、中等度の難聴の方が購入する補聴器の購入費用に対して助成を行うための補助金を計上しております。

53ページの高齢者生活支援事業では、外出に車椅子を必要とする方などの医療機関等への送迎に係る外出支援サービスを社協に委託する経費を計上しております。

介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険給付に係る町の負担分など、特別会計への繰出金でございます。

後期高齢者医療保険事業では、長野県後期高齢者医療広域連合へ負担する事務費、事務的な経費と、療養給付費のほか、特別会計への繰り出しでございます。

54ページにかけての介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る

経費でございます。

次に、目4心身障がい者福祉費でございます。54ページの心身障がい者福祉一般経費は、障害支援区分認定審査会に係る長野広域連合への負担金が主なものでございます。

重度障がい者介護慰労金支給事業では、重度障がい者を在宅で介護する方への慰労金を計上しております。

福祉タクシー委託事業は、重度障がい者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付するものでございます。

55ページにかけての心身障がい者町単事業は、精神障がい者入院医療費に対する助成、じん臓機能障がい者の通院費や障がい施設などへの通所費等の補助などを、また、重度心身障がい者の福祉年金、難病等の患者への見舞金などを計上しております。

福祉医療給付事業では、主に福祉医療費給付全体に係る審査等委託費のほか、重度障がい者への福祉医療費を計上しております。

56ページになります。自立支援給付一般事業費は、法定の障がい福祉サービス給付に係る審査手数料等事務的な経費でございます。

介護・訓練等給付事業費は、法定の障がい福祉サービスとして居宅介護や生活介護など介護給付と、障がい者の就労を支援する訓練等給付や相談支援など、サービスを提供するための経費と所得の低い方の施設入所等における光熱水費などを助成する特定障害者特別給付費などが主なものでございます。

自立支援医療事業費は、身体障がいの除去や軽減を図るために、対象となる手術等を受けた場合の自己負担に係る医療費の給付を行う更生医療、育成医療に係る経費でございます。

補装具支給等支援事業費では、身体機能を補う装具の支給・修理に係る経費を計上しております。

58ページにかけての地域生活支援事業費は、障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するため、相談員の委託のほか、訪問入浴サービスや地域活動支援センター等の委託費、日中一時支援サービスや日常生活用具の支給などに要する経費を計上してございます。

企画政策課長（竹内君） 続きまして、58ページ、目5人権同和推進費につきましては、同和対策集会所の管理委託や協議会への補助金のほか、犯罪被害者等見舞金、犯罪被害者等日常生活支援助成金が主なものでございます。

59ページから60ページにかけての目6隣保館運営費では、職員の人件費と隣保館の管理及び人権啓発活動の推進、地域交流事業や文化教養活動事業に要する経費を計上しております。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、60ページの目7高齢者対策費は、老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所措置費が主な経費でございます。

61ページにかけての目8地域包括支援センター費は、地域包括支援センター事業に係る人

件費等の経費のほかに、介護予防ケアマネジメント業務や介護給付システムの保守に係る委託料等を計上するものでございます。

老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託するものでございます。

住宅整備事業は、要介護認定３以上の高齢者及び重度障がい者が自宅の居間や浴室等を改修する経費の一部を補助するものでございます。

６２ページになります。高齢者在宅生活支援事業は、要介護認定には至らない方で在宅生活に支援が必要な高齢者への活動支援や、高齢者に係る成年後見支援センターの運営に係る委託経費を計上しております。

家族介護支援事業では、在宅で高齢者の生活を支える介護者慰労金のほか、寝具洗濯や訪問理美容サービスの委託費と、おむつなど介護用品購入費の補助などを計上しております。

緊急通報体制整備事業は、ひとり暮らし高齢者の安心・安全に資するため、訪問員の報償のほか、あんしん電話事業に係る委託料、使用料を計上しております。

次に、６３ページ、項２児童福祉費、目１児童福祉総務費でございます。児童手当は、昨年１０月からの制度改正に伴い、対象児童の年齢拡大及び所得制限の撤廃等、児童手当支給に係る経費を計上してございます。

子ども医療費給付事業では、１８歳までの入通院に係る医療費自己負担分の助成経費を、また、出産祝金事業は、少子化対策の一環としてお子さんの生まれた親御さんに対し町の商品券を支給するものでございます。

障がい児通所等支援事業では、障がい児の施設通所等に係る法定のサービス給付など、経費を計上しております。

続きまして、目２母子父子等福祉費でございます。母子父子等福祉事業費では、母子・父子家庭のお子さんの小中学校への入学時と、中学、高校卒業時の激励祝金などを計上しており、６４ページの母子・父子医療給付事業は、母子家庭等及び父子家庭に係る福祉医療費でございます。

子ども支援室長（橋本君） 続きまして、６４ページから６５ページにかけての目３保育園総務費でございますが、主なものは人件費をはじめ３園分の賄材料費、給食調理業務委託等の経常的経費のほか、他市町村への広域入所に係る負担金を計上してございます。

続きまして、６５ページから７０ページにかけての目４南条保育園費、目６坂城保育園費、目７村上保育園費は、それぞれの保育園の運営に係る経費でございます。主なものは、需用費では燃料費、光熱水費、委託料では施設等の管理委託料、使用料及び賃借料では厨房機器のリース料などでございます。また、工事費として、南条保育園及び村上保育園の遊戯室照明改修工事費を計上しております。

70 ページの目8 児童館運営費は3 児童館の運営に係る経費で、館長、補助員の人件費、その他経常的な経費のほか、村上児童館の遊戯室照明改修工事費を計上しております。

71 ページの目9 放課後児童健全育成費は、町内3 児童館の支援員、補助員の人件費が主なものでございます。

71 ページから73 ページにかけての目10 子育て支援費は、子育て支援センター事業といたしまして、人件費、子育て支援センターの運営に係る経常的な経費を計上しており、子育てに関する悩みなどに広く対応できるよう、公認心理師や家庭児童相談員を配置し、相談事業の充実に努めてまいります。

また、子育て支援事業では、保護者の育児負担等を軽減するため、新たに実施することとしているベビーシッター利用支援事業及び従来の出産子育て応援交付金事業に代わり実施する、妊婦のための支援給付事業に係る経費を計上しており、妊娠・出産から子育て期の切れ目ない支援のさらなる推進に努めてまいります。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、項3 災害救助費、目1 災害救助費では、災害等による見舞金及び炊き出しに係る食糧費を計上しております。

保健センター所長（川島君） 続きまして、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費でございます。74 ページから75 ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費など経常的な経費が主なものでございます。

75 ページの精神保健福祉等事業は、精神障がい者を支援するためのこころのリハビリ教室、こころの健康相談の開催に係る経費等を計上してございます。

続いて、目2 予防費でございます。76 ページの予防費一般経費は、千曲医師会管内や長野地域、上田地域と共同で医療体制を確保するための委託料や負担金、補助金が主なものでございます。

77 ページにかけての結核関係一般経費は、65 歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施するための経費でございます。

78 ページにかけての乳幼児健診事業は、乳幼児健診及び不妊・不育治療費の助成に係る経費や妊産婦健診、産後ケア事業による医療機関等へ支払う委託料などの経費が主なものでございます。また、生後1 か月の乳児を対象に、実施医療機関において無料で健康診査を受診できる1 か月児健康診査委託料を新たに計上してございます。

同じく78 ページの予防接種事業は、法定の予防接種を実施するための経費のほか、子どものインフルエンザ予防接種費用の助成等に係る経費でございます。また、新たに法定予防接種に位置づけられた带状疱疹ワクチン接種に係る委託料などの経費も計上してございます。

続きまして、目4 健康増進事業費でございます。79 ページにかけての健康増進事業は、19 歳から39 歳までの方を対象に実施する一般健診や各種がん検診などの委託料が主なもの

でございます。

80ページにかけての後期高齢者健康推進事業は、高齢者の保健事業と介護予防の一体化を実施するための経費や、後期高齢者の健康診査、人間ドックの委託料が主なものでございます。

81ページにかけての食育・健康づくり推進事業は、各年代に沿った食育や健康づくりのための教室の開催に要する経費でございます。

続きまして、81ページの下目5保健センター管理費でございますが、保健センターの施設管理などに要する経常的な経費を計上したものでございます。

住民環境課長（山下君） 81ページの下目6環境衛生費でございますが、環境衛生一般経費につきましては、環境衛生委員の報酬。

雑排水浄化槽汚泥処理委託事業につきましては、家庭雑排水の浄化槽汚泥の収集運搬費及び処理の委託。

自治区環境整備事業補助金につきましては、各自治区において、毎年6月の環境保護月間に合わせて実施していただいている環境浄化事業に対する補助。

不法投棄ごみ撤去事業につきましては、シルバー人材センターへの不法投棄防止パトロール及びごみ撤去の委託料。

狂犬病予防事業につきましては、獣医師会への狂犬病予防注射の委託料と犬の登録台帳の管理に伴う負担金が主なものでございます。

82ページの下目8環境保全対策費でございますが、環境保全対策一般経費は、空家対策に係る協議会委員の報酬、主要河川等の定点定期水質調査及び井戸水等の地下水調査の委託、また、地域猫活動に取り組む団体への活動補助金及び地域猫不妊去勢手術費の補助金が主なものでございます。

建設課長（堀内君） 続きまして、82ページ、下目9上水道費の主なものは、安全・安心な水道水を将来にわたって安定供給するため、県企業局と長野市、上田市、千曲市、坂城町の3市1町により当地域の今後の水道事業について、上田長野地域水道事業広域化協議会において検討を行うための負担金等でございます。

83ページにかけての下目10合併処理浄化槽設置費の主なものは、水環境の保全を図るため、公共下水道の整備計画区域以外の合併処理浄化槽の設置に係る補助金でございます。

住民環境課長（山下君） 続きまして、83ページの項2清掃費、下目1清掃総務費でございますが、清掃総務一般経費は、各世帯へ配布するごみ分別収集計画表の印刷や、各自治区を通じてのごみ指定袋のあっせんに伴う自治区への手数料、町ごみ減量化推進委員会への補助が主なものでございます。

ごみ危険物収集所整備補助事業は、各区において可燃・不燃のごみ収集所の整備を行った際に、その費用の一部を補助するものでございます。

続きまして、目2塵芥処理費でございますが、塵芥処理一般経費につきましては、消耗品費で可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋の購入、一般廃棄物の収集運搬及び処理委託、長野広域連合負担金、葛尾組合への負担金が主なものでございます。

資源物回収奨励事業は、資源物のリサイクルを推進するための非営利団体への回収奨励金でございます。

ごみ減量化容器等設置補助事業は、生ごみ処理機等を購入した個人に対しまして、購入費の一部を補助するものでございます。

続きまして、84ページの目3し尿処理費につきましては、千曲衛生施設組合への経常的負担金と、し尿投入量に応じた負担金でございます。

商工農林課長（北村君） 続きまして、85ページ、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費からご説明いたします。

労政一般経費では、職員の人件費のほか、当町も参画している長野地域若者就職促進協議会事業に係る負担金や、テクノハート坂城協同組合などへの補助金を計上しております。

86ページの勤労者福祉対策事業では、中小企業退職金共済の掛金や一般財団法人更埴地域勤労者共済会への補助金、また勤労者生活資金貸付預託金などを計上しており、勤労者総合福祉センター管理一般経費は、同センターの施設管理を一般財団法人更埴地域勤労者共済会に委託するための経費でございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございますが、87ページにかけての農業委員会一般経費は、職員及び農業委員等の人件費のほか、長野農業委員会協議会等への負担金などが主なもので、農業者年金業務では、農業者年金の加入推進に向けた経費などを計上いたしました。

88ページの目2農業総務費、農業総務一般経費は、職員の人件費でございます。

次に、目3農業振興費、農業振興一般経費では、節18において営農条件の厳しい地域を支援する中山間地域直接支払事業や、若手農業者などを支援する新規就農者育成総合対策事業、また、ワイン用ブドウの苗木などの購入を補助するワインぶどう産地化補助金、新規就農者の家賃や農業機械の購入等を助成する新規就農者支援補助金など、農業振興に係る各種補助金が主なものでございます。

次に、90ページの地域営農推進事業では、農業支援センターへの農機具保管庫管理委託料やアグリサポート事業などを行うための補助金、また農産物直売所への補助金などを計上しております。

需給調整推進対策事業では、米の生産調整を行うための転作推進補助金などを計上し、農振地域整備促進事業では農業振興地域整備促進協議会の委員報酬、91ページにかけての農産物加工施設管理費では、農産物加工施設の光熱水費などを計上いたしました。

さかきブランド推進事業では、ねずこんのホームページの管理委託や、地域資源を活用した新商品の開発等を支援するさかきブランドづくり事業補助金などを計上しております。また、さかきワイン文化推進事業では、ワインが町の新しい文化として浸透し、坂城産ワインに親しみ、応援いただくための取組を行うもので、千曲川ワインバレー特区連絡協議会の負担金、ワイン文化推進のためのイベント開催に対する補助金を計上しております。

次に、９２ページにかけての有害鳥獣対策事業では、鳥獣被害対策実施隊や地域と猟友会が連携して実施する集落捕獲隊の報酬のほか、有害鳥獣の駆除に係る委託料、また、地域による侵入防止柵設置に対する資材の支援や、電気柵など予防施設設置に対する補助金などを計上しております。

続きまして、９３ページにかけての目５農地費、農地一般経費の主なものは、節１８で計上いたしました六ヶ郷用水組合や埴科郡土地改良区への負担金のほか、土地改良事業の償還負担金などでございます。

次の農道等基盤整備町単事業は、農道や農業用水路等の土地改良施設の整備、維持に係る経費で、町単補助事業では、地域で実施する用水路や農道等の整備に対する原材料費及び補助金を計上いたしました。

次の多面的機能支払交付金事業では、農業者が共同して取り組む農地、水路、農道等の維持や機能回復を図る活動を支援するため、７団体への交付金を計上しており、農業水路等長寿命化防災減災事業では、中之条用水路の改修工事に係る経費を計上いたしました。

続きまして、９４ページ、項２林業費でございます。目１林業総務費、林業総務一般経費の主なものは、職員の人件費のほか、森林保全に向けた巡視に係る委託料や林産振興に係る負担金などでございます。

９５ページの目２林業振興費、松くい虫防除対策事業では、長野県防除実施基準に基づく空中散布及び無人ヘリ散布、伐倒駆除のほか、根系感染防除、植樹などの松くい虫防除対策を総合的、複合的に実施するための経費を計上しております。

次に、町有林管理事業では、林業委員の年報酬や作業報酬、また、町有林の管理に係る経費のほか、昨年度に引き続き、当町と千曲市にまたがる岩塊の落石対策に係る負担金を計上し、９６ページにかけての特用林産振興事業では、中之条の原木キノコ生産施設の光熱水費や、「お〜い原木会」への生産振興に向けた補助金を計上いたしました。

続きまして、目３林道事業費、林道事業一般経費では、林道整備などに係る委託料のほか、補修工事に係る経費が主なものでございます。

次に、目４森林環境整備推進事業費は、森林環境譲与税を財源として管理が行き届いていない山林の整備を図るもので、森林経営管理意向調査に係る委託料、また意向調査に基づき森林整備を行う事業体を支援する森林整備推進事業補助金などを計上しております。

続きまして、９７ページの款７商工費、項１商工費でございます。目１商工総務費、商工総務一般経費では、職員の人件費のほか、中小企業能力開発学院への補助金などを計上しております。

９８ページにかけての目２商工振興費、商工振興一般経費では、中小企業の設備投資などに対する商工業振興補助金や、商工会経営改善普及事業補助金及び商業店舗リフォーム補助金などを計上しております。

次の中小企業対策事業では、中小企業の経営安定を図るため、保証料補給金や中小企業振興資金貸付預託金のほか、町内企業の受注機会の拡大などを支援するため、坂城町出品者協会への出展補助金を計上しております。

９９ページにかけての中心市街地活性化事業では、中心市街地の町並み整備に向けた検討を行う委員報酬や中心市街地コミュニティセンターの管理委託料、また、けやき横丁の管理経費などを計上いたしました。

次に、１００ページにかけての目３観光費、観光一般経費では、観光パンフレットなどの印刷製本費や、国道１８号線田町交差点の観光案内看板の更新工事のほか、ステキさかき観光協会が主体となって実施を計画するONSEN温泉ガストロノミー事業開催に向けた補助金などを計上しており、町民まつり事業では、町民まつり実行委員会への補助金を計上いたしました。

続きまして、１０１ページにかけての目４商工企画費、商工企画一般経費では、Ｂ．Ｉプラザの光熱水費のほか、節１８において町内企業の振興を図る各種団体への負担金や補助金、また、新製品の開発等を支援するコトづくりイノベーション補助金などを計上し、工業団地整備事業では、テクノさかき工業団地内の街路樹の剪定など、環境整備に係る委託料などを計上いたしました。

１０２ページにかけての坂城テクノセンター支援事業では、テクノセンターが行う各種研修事業や試験計測事業などへの運営補助のほか、試験機器の校正や賃借料などへの補助、また、「さかきモノづくり展」開催に対する補助金を計上いたしました。

１０３ページにかけての鉄の展示館管理一般経費では、鉄の展示館の管理に係る経常的な経費のほか、外壁の塗装工事に要する経費を計上しております。また、「第１５回新作日本刀・刀職技術展覧会」のほか、「全日本刀匠会設立５０周年記念展」などの開催を計画しております。

建設課長（堀内君） 続きまして、１０３ページから１０４ページにかけての款８土木費、項１土木管理費、目１土木総務費は、職員の人件費など経常的な経費が主なものでございます。

１０５ページ、項２道路橋梁費、目１道路橋梁総務費、道路橋梁総務一般経費の主なものは、道路橋梁の照明電気料、道路台帳などの保守管理委託料などでございます。

続きまして、町単補助事業は、各自治区が実施する土木工事への事業費補助でございます。

次に、交通安全施設整備事業は、カーブミラー、防護柵、路面標示などの交通安全施設の修繕及び設置工事費などでございます。

106ページにかけての目2道路維持費は、町道の清掃・除草などの委託料、道路補修に係る工事費及び原材料費が主なものでございます。

目3道路新設改良費、道路改良事業（A01号線）につきましては、道路改良工事用地建物等補償費が主なものでございます。

道路新設改良一般事業はA06号線の道路改良工事費、道路改良事業（舗装修繕）はA01号線坂城地区の舗装修繕工事に係る経費、急傾斜地崩落対策事業は南日名地区の道路のり面の崩落のおそれがある箇所について、安全対策を図るための用地測量設計及び工事費等でございます。

107ページの見4橋梁新設改良費は、昭和橋などの工事に係る設計施工監理委託料及び橋梁の修繕、道路改良工事費でございます。

項3河川費、目1河川総務費は河川愛護団体への補助金、108ページにかけての目2河川改良費は、しゅんせつ工事等に係る経費が主なものでございます。

次に、109ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費、住宅管理一般経費は、職員の人件費のほか、町営住宅などの管理に係る修繕料、樹木の手入れなどの維持管理経費が主なものでございます。

空家活用事業は、坂城町空き家情報バンクのホームページの保守管理委託、空き家バンクに登録されている空家の片づけ、改修等に係る費用の一部を補助する事業費でございます。

目3住宅・建築物耐震改修事業費の住宅・建築物耐震改修事業は、一般木造住宅等の耐震診断及び耐震補強工事に係る補助金で、住宅リフォーム補助事業は、住環境の向上に資するため住宅リフォームの費用に補助を行う経費でございます。

続きまして、110ページ、項5都市計画費、目1都市計画総務費は、都市計画の事務事業に係る職員の人件費、また都市計画等策定に係る業務委託が主なものでございます。

目3下水道費は、下水道事業会計への繰出金でございます。

111ページにかけての目4公園管理費、公園管理一般経費は、びんぐしの里公園、和平公園など公園緑地の管理経費で、指定管理者である坂城町振興公社への公園管理業務や遊具等の保守点検の委託料などが主なものでございます。

112ページにかけての花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理のための人件費や施設整備の委託料、ばら祭り実行委員会等への補助金が主なものでございます。

次に、113ページにかけての項6高速交通対策費、目1高速交通総務費は、坂城駅等の管理業務、3年間の実証実験を踏まえ、令和7年度から本運行を行う予定としているデマンド交通乗り合いタクシー事業に係る委託料、循環バスの運行車両の賃借料、しなの鉄道の安全輸送

設備整備等に係る負担金などが主なものでございます。

目 2 高速交通対策整備事業費は、湧水対策事業として設置した井戸ポンプの光熱水費が主なものでございます。

1 1 4 ページ、項 7 地籍調査費、目 1 地籍調査事業費の主なものは、坂城 1 1 区、込山地区地籍調査に係る委託料でございます。

住民環境課長（山下君） 続きまして、1 1 4 ページの款 9 消防費、項 1 消防費、目 1 常設消防費につきましては、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊に係る負担金でございます。

次に、1 1 6 ページにかけての目 2 非常備消防費につきましては、消防団員の活動に係る経費で、主なものは消防団員の報酬、消防団員退職報償金、消耗品費では新入団員や補充用のはっぴ・活動服等の購入、埴科消防協会負担金、分団運営補助金、消防団員出動交付金でございます。

続いて、1 1 6 ページから 1 1 7 ページにかけての目 3 消防施設費につきましては、消防施設、機械器具の整備、維持管理、防災等に係る経費で、主なものは消防団詰所等の光熱水費、消防施設の修繕等に係る工事請負費、消防用ホース、非常用備蓄資機材等の購入に係るものでございます。

建設課長（堀内君） 続きまして、1 1 7 ページ、目 4 水防費は、土のう袋などの消耗品費や機材の修繕に係る経費、水防関連の原材料費が主なものでございます。

企画政策課長（竹内君） 続きまして、目 5 防災費につきましては、同報系防災行政無線の運用に係る維持管理費用として、各操作端末などを結ぶ通信回線の通信費、設備の保守点検やバッテリー交換などの委託料のほか、転入・転出・転居などに対応するための戸別受信機設置などの工事費が主なものでございます。

教育文化課長（長崎さん） 続きまして、1 1 8 ページからの款 1 0 教育費についてでございます。項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費は、教育委員の報酬及び郡市協議会等の負担金が主なものでございます。

次に、目 2 事務局費、1 1 8 ページから 1 2 0 ページにかけての事務局一般経費は、特別職・一般職の人件費や、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーを配置しての教育相談、教育支援委員会を運営する経費や、教職員の検診に係る委託料などが主なものでございます。

次に、教育振興事業は、高校生・大学生等への奨学金、特色ある学校づくり交付金、給食費等補助金が主なものでございます。

小中学生国際交流事業は、国際交流村事業と中学生の海外派遣事業に係る経費について計上してございます。

1 2 1 ページにかけての私立幼稚園補助事業は、町内に住所を有し私立幼稚園に通園する園

児の幼児教育・保育の無償化に伴う給付費及び私立幼稚園等への施設型給付費の交付を行うものでございます。また、今年度から私立幼稚園に通う園児の副食費を無償とする私立幼稚園に対し、町から助成をする予算を計上いたしました。

教員住宅管理事業は、教員住宅に係る修繕費が主なものでございます。

学力向上事業は、学力検査を実施し児童生徒の基礎学力の向上を図るための経費と、体力づくりの指導を行うための体力調査等に係る経費でございます。

122ページにかけての大峰教室等自立支援事業は、不安や悩みのある子どもたちに学習指導や相談、支援を行う指導員の人件費が主なものでございます。

児童生徒支援事業では、様々な特性のある児童生徒への支援や、外国籍児童生徒への支援を行う支援員等の人件費を計上したところでございます。

123ページにかけての教育DX推進事業につきましては、これまでのGIGAスクール構想推進事業から事業名を変更するものでございます。主な経費につきましては、校務用パソコンや学校サーバー等のハードウェア使用料、ネットワークの保守及びICT支援員やデジタル教材などのほか、令和3年度に投入した児童生徒1人1台の学習用端末が5年を経過することに伴い、県の共同調達を利用して更新するための予算を計上いたしました。

続きまして、123ページからの項2小学校費、目1小学校総務費でございます。

124ページにかけての小学校総務一般経費は、小学校の司書の人件費や外国語指導講師の委託料などのほか、村上小学校体育館前の舗装改修や坂城小学校のプールろ過装置の改修に係る工事費を計上しております。

建設課長（堀内君） 続きまして、124ページ、災害用マンホールトイレ整備事業は、中核避難所に位置づけられている各小中学校などに災害用マンホールトイレを整備し、避難所の防災機能の向上を図るための設計施工監理委託、トイレ等設置工事費で、本年度は坂城小学校への整備を予定しております。

教育文化課長（長崎さん） 続きまして、124ページから125ページにかけての目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費が主なものでございます。小学校管理費につきましては、ページが飛びますが、125ページから126ページの目4坂城小学校管理費、127ページから128ページの目6村上小学校管理費につきましても、ほぼ同じ内容でございます。

次に、125ページにお戻りいただきまして、125ページの目3南条小学校教育振興費は、教科学習に係る消耗品や理科教科用備品、児童図書、教材用備品などが主なもので、そのほか就学援助費等を計上しております。教育振興費につきましても、ページが飛びますが、126ページから127ページの目5坂城小学校教育振興費、128ページの目7村上小学校教育振興費につきましても、ほぼ同じ内容となっております。

次に、129ページ、項3中学校費、目1中学校総務費は、中学校の司書や事務員の人件費、外国語指導講師の委託料などのほか、坂城中学校トイレの洋式化に係る工事費を計上しております。

続いて、130ページにかけての目2学校管理費は、中学校の学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費が主なものでございます。

131ページにかけての目3教育振興費は、小学校と同様、教科学習に係る消耗品や理科教科用備品、生徒用図書、教材用備品などが主なもので、そのほか就学援助費等を計上しております。

次に、項4社会教育費でございます。131ページから132ページにかけての目1社会教育総務費、社会教育総務一般経費では、社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員の人件費のほか、休日の中学校部活動の地域移行に係る負担金及び文化協会、坂城・千曲薪能実行委員会などへの補助金が主なものでございます。

133ページの文化の館事業は、施設管理に係る経常的な経費が主なものでございます。

次に、目2公民館費でございます。134ページにかけての公民館一般経費では、館長、副館長の人件費のほか、分館役員等への謝礼、そして27分館への活動費補助金が主なものでございます。

続きまして、各種公民館事業では、文化講座、二十歳のつどいのほか、文化体育事業などに係る経費、公民館報の印刷製本費等を計上しております。

分館施設整備補助事業では、分館活動の基盤となる地区公民館などの整備補助でございます。令和7年度は7分館の施設整備を予定しております。

次に、135ページから136ページにかけての目3図書館費、図書館一般経費では、図書館長等の人件費、図書館講座に係る講師謝礼、そして館内清掃委託などの施設の維持管理に係る委託のほか、図書の購入費、電子図書に向けた町史等の電子化に係る経費を計上しております。

続きまして、図書館ネットワークシステム事業は、システム機器の保守管理、賃借料等が主な内容でございます。

続きまして、127ページにかけての目4文化財保護費、文化財保護一般経費では、文化財保護審議会委員等の報酬、人件費、そして文化財の保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体等への補助金のほか、旧久保家住宅の文化財指定に向けた建物調査及び施設の維持管理に係る経費を計上しております。

続きまして、138ページの坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係る費用のほか、本陣表門の外壁修繕やトイレの洋式化に係る工事費を計上しております。

続きまして、埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為などに伴う立会い調査、試掘調査に伴

う重機借上料などが主なものでございます。

139ページの開畝遺跡V発掘調査事業は、文化財保護法に基づく令和8年度に建設を予定しております新複合施設の建設予定地の埋蔵文化財発掘調査に係る経費を計上いたしました。

次に、目5資料館管理費は、格致学校の管理運営に係る費用が主なものでございます。

続きまして、140ページにかけての目6文化センター管理費は、日直、清掃、エレベーターに係る業務委託や施設の維持管理に係るものが主なものでございます。

次に、目7青少年育成費は、青少年を育む町民会議への補助が主なもので、引き続き青少年健全育成事業を推進してまいります。

続きまして、141ページにかけての目9生涯学習振興費は、さかきふれあい大学等の講師謝礼や、コンサートなどの出演料及び講座運営等の委託が主なものでございます。

次に、141ページ、項5保健体育費、目1保健体育総務費でございます。142ページにかけての保健体育総務一般経費では、スポーツ推進委員への報酬や町スポーツ協会、スポーツ少年団への補助などが主なものでございます。

各種スポーツ教室開設事業は、町民を対象とするスポーツ教室の講師謝礼や委託料のほか、施設等の使用料でございます。

143ページの体育施設整備事業は、体育施設用地の借上料やグラウンド等の体育施設に係る委託及びグラウンド整備に係るスポーツトラクターの備品購入費、文化センターグラウンドに設置されております高圧受電設備の更新に係る工事費などが主なものでございます。

続きまして、目2武道館管理費は、指導員の報酬のほか施設の維持管理に係るものが主なものでございます。

143ページから145ページにかけての目3食育・給食センター運営費は、児童生徒の健全やかな成長のため、安心・安全な給食を提供するための職員の人件費、施設の燃料・光熱水費、賄材料費のほか、ボイラー管理、給食の配送、調理業務等の委託に係る経費などを計上しております。

財政係長（宮嶋君） 145ページの款12公債費でございます。主に、長期債の元金とその利子の償還に充てる経費でございますが、元金については臨時財政対策債の償還額の減により、前年度に対し380万5千円の減額、利子については金利の上昇を見込み、公債費全体では、前年度対比プラス0.1%、38万8千円の増額となる6億1,145万7千円を計上しております。

次に、146ページの款14予備費につきましては、予期しない支出に備えるもので、前年度と同額の1千万円の計上となっております。

続きまして、歳出の性質別内訳につきまして、附属の当初予算資料にお示しをしておりますので、当初予算資料3ページ歳出性質別内訳表の表をご覧ください。

初めに、投資的経費につきましては、８年度に建設を予定している新複合施設建設事業として、実施設計に係る経費、施設の老朽化に伴い修繕が必要な鉄の展示館及びＢ．Ｉプラザの整備に加え、継続的に実施している災害用マンホールトイレ整備事業や金井地区の町道Ａ０１号線道路改良事業の増額等により、前年度対比プラス５０．７％、３億３，４２５万円の増額となる９億９，２９７万４千円でございます。

義務的経費のうち人件費については、県人事委員会勧告に基づく給与改定や会計年度任用職員の勤勉手当の支給に伴い９．５％、福祉サービス給付費などの扶助費については、高校生年代までの支給対象者の拡大等に伴う児童手当の拡充により１６．７％、公債費については０．１％、それぞれ増となり、義務的経費全体では前年度対比プラス９．２％、２億４，９４３万２千円の増額となる２９億５，２８９万６千円でございます。

また、その他経費の主なものとして、物件費については、自治体システム標準化に伴うシステム使用料や、自治体統合アプリなどのデジタル化の取組に係るシステムの導入費、児童生徒１人１台の学習用端末の更新、高齢者の带状疱疹予防接種に係る経費のほか、本運行を開始するデマンド交通乗り合いタクシーに係る委託料などにより７，９１８万２千円の増額、補助費等については、継続事業として、新たに電気自動車の購入を対象に加えたスマートエネルギー設備設置補助金や移住定住促進事業補助金、７年度開催予定の「さかきモノづくり展」や「薪能」への補助金に加え、新規事業として高齢者の補聴器購入やベビーシッター利用料に対する助成等により２，２４１万６千円の増額、その他経費全体では、前年度対比プラス３．１％、１億６３１万８千円の増額となる３５億５，４１３万円でございます。

なお、歳出予算の総額につきましては、前年度対比プラス１０．１％の７５億円でございます。

以上で、令和７年度坂城町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（滝沢君） 詳細説明の途中ですが、ここで１０分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 ２時２５分～再開 午後 ２時３５分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

議案第１８号「令和７年度坂城町一般会計予算について」の各課長等による詳細説明が終わりました。

次に、議案第１９号以下議案第２２号までの特別会計予算、企業会計予算について、各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、議案第１９号「令和７年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（鳴海さん） 議案第１９号「令和７年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

令和７年度の本特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１３億２，１０６万７千

円で、前年度と比較して3,339万3千円、2.5%の減でございます。国民健康保険につきましては、県も保険者として財政運営の責任主体となり、本予算案では、主な歳入としまして、国民健康保険税のほか保険給付費に応じて県から交付される普通交付金などを計上し、一方、主な歳出としましては、実績を基に推計した保険給付費及び県へ納める国民健康保険事業費納付金を計上いたしております。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに歳入について申し上げます。3ページの款1国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の納付金分について計上し、総額で2億5,156万1千円、被保険者数の減少等により、前年度対比265万円の減でございます。

なお、令和7年度の国民健康保険税率につきましては、県の運営方針に基づく算定方式として、これまでの4方式から資産割を廃止する3方式によるものとし、県の標準保険料率を踏まえつつ、加入者の負担増加を考慮し、町独自の激変緩和措置を講じる中で、県に納める納付金額や国民健康保険基金の残高等を勘案する改正といたしたいと考えております。

続きまして、4ページの款6県支出金につきましては、保険給付費等交付金として保険給付費に充てられる普通交付金及び財政状況や特別の事情に対する調整分の特別交付金を計上いたしました。

5ページから6ページにかけての款8繰入金金は、従来の低所得の方の保険税を公費負担する保険基盤安定分や事務費分などに加え、未就学児の均等割を5割軽減する措置のほか、出産育児一時金など、公費負担分について、一般会計からの繰入金を計上するとともに、国民健康保険基金からの繰入金を計上してございます。

続いて、8ページになります。歳出について申し上げます。

9ページにかけての款1総務費は、項1総務管理費で事務の共同処理に係る国保連合会への委託料、項2徴税費で賦課徴収に係る印刷費や電算委託などが主な経費でございます。

9ページから12ページにかけての款2保険給付費は、加入者の医療費に係る保険負担分や出産育児一時金などを計上しており、総額9億7,580万7千円、前年度対比で3,053万円、3.0%の減額計上でございます。

主な内容としましては、療養給付費が総額8億4千万円で、前年度対比2千万円、2.4%の減、療養費が1,100万円で前年度対比100万円、8.3%の減、高額療養費が1億1,700万円で、前年度対比800万円、6.4%の減でございます。

12ページから13ページにかけての款3国民健康保険事業費納付金は、総額3億1,079万8千円で、前年度対比584万8千円、1.8%の減でございます。

国民健康保険事業費納付金は、県全体で見込まれる医療給付費等について、国の負担分など

特定の財源で賄えるもの以外を各市町村の被保険者数や所得水準の規模で必要費用を案分し、過去の医療費水準を加味した上で、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ごとに提示されるもので、医療給付費分は1億9,966万6千円、後期高齢者支援金分は8,286万3千円、介護納付金分は2,826万9千円でございます。

13ページから15ページにかけての款5保健事業費は、特定健診や特定保健指導等の事業に要する費用のほか、保健事業の事務的経費で総額2,369万9千円、前年度対比185万7千円、8.5%の増でございます。

以上で、令和7年度坂城町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（滝沢君） 次に、議案第20号「令和7年度坂城町介護保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（鳴海さん） 議案第20号「令和7年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算案は、3年間を事業期間とする第9期介護保険事業計画の2年目にあたり、計画に基づく事業運営と本年度の給付実績も踏まえ、歳入歳出それぞれ14億3,190万2千円を計上するもので、前年度当初予算と比較して862万7千円、0.6%の増でございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに歳入について申し上げます。

3ページ、款1保険料は、被保険者の所得段階を推計する中で、前年度より950万円減の2億8,760万円を見込んでおります。

4ページにかけての款3国庫支出金では、保険給付費のおおむね20%の国庫負担金のほか、調整交付金及び地域支援事業交付金を計上し、総額は前年度対比129万円増、3億3,239万2千円でございます。

款4支払基金交付金は、保険給付費の27%と地域支援事業費に係る交付金について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、総額は前年度対比106万円増、3億7,328万6千円でございます。

5ページの款5県支出金は、保険給付費のおおむね12.5%の負担金と地域支援事業に対する定率の交付金で、総額は前年度対比28万5千円増、1億9,942万2千円を計上いたしました。

6ページの款7繰入金は、事業に係る町負担分として、保険給付費の12.5%と地域支援事業の町負担分、事務費分、低所得者の保険料軽減に係る公費負担分等を合わせ、2億1,065万4千円を一般会計から、また2,797万6千円を介護保険支払準備基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、8ページになります。歳出について申し上げます。

11ページにかけての款1総務費は、介護認定調査員に係る人件費のほか、保険料の賦課徴

収に係る経費、長野広域連合への負担金、運営協議会等に要する経費など、総額で前年度対比 3 2 8 万 6 千円増、2, 4 2 0 万 7 千円を計上してございます。

1 1 ページからの款 2 保険給付費は、総額 1 3 億 3, 1 7 6 万円で、前年度対比 3 2 0 万円、0. 2 % の増でございます。

主な内容でございますが、1 1 ページから 1 7 ページにかけての項 1 介護サービス等諸費は、要介護 1 から 5 と認定された方が利用する介護サービスに係る保険給付費で、総額 1 2 億 3, 4 7 4 万円を、1 8 ページから 2 3 ページにかけての項 2 介護予防サービス等諸費は、総合事業に移行した訪問介護と通所介護を除く要支援認定者のサービスに係る保険給付費で、総額 3, 9 5 5 万円をそれぞれ計上してございます。

2 4 ページにかけての項 3 その他諸費は、長野県国民健康保険団体連合会へ支払う審査手数料でございます。

2 4 ページの項 4 高額介護サービス等費は、利用者のサービス利用額が限度額以上となった場合に給付する費用で 1, 9 7 8 万円を、2 5 ページから 2 7 ページにかけての項 5 高額医療合算介護サービス等費では、1 年間の医療と介護の利用負担が高額になった場合に支給する費用として 3 9 5 万円をそれぞれ計上いたしました。

2 7 ページから 2 9 ページにかけての項 6 特定入所者介護サービス等費は、施設利用者に係る食費、居住費等の自己負担分について、利用者の所得に応じて軽減し保険給付で補う費用で、総額で 3, 2 5 6 万円を見込んでございます。

3 0 ページから 3 2 ページの款 5 地域支援事業費は、総額で前年度対比 2 0 7 万 2 千円増、7, 3 9 1 万 7 千円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、3 0 ページから 3 2 ページにかけての項 1 介護予防・生活支援サービス事業費では、要支援認定者とチェックリスト該当者に対する訪問型・通所型サービス給付費とこれに係るケアマネジメント費用が主なもので、給付実績等から前年度対比 7 2 万円増、4, 7 7 0 万円を計上しております。

3 2 ページの項 2 一般介護予防事業費では、高齢者の介護予防事業として、地域住民グループ支援事業や各種健康づくりに係る事業経費のほか、独居高齢者把握事業など 3 0 8 万 2 千円を計上いたしました。

また、3 3 ページから 3 7 ページにかけての項 3 包括的支援事業・任意事業費では、高齢者に関する総合相談窓口であります地域包括支援センター業務に係る人件費のほか、住み慣れた地域で高齢者を包括的に支援していくための任意事業費等の経費 2, 3 1 3 万 5 千円を計上しております。

以上で、令和 7 年度坂城町介護保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（滝沢君） 次に、議案第 2 1 号「令和 7 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

て」。

福祉健康課長（鳴海さん） 議案第21号「令和7年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、県内全市町村で構成する長野県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営しており、市町村が行う業務として、徴収した保険料を後期高齢者医療広域連合への納付及び各種手続に係る必要な予算を計上するものでございます。

本予算案は、歳入歳出それぞれ2億9,556万1千円とするもので、前年度当初予算と比較して728万2千円、2.5%の増でございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに、歳入について申し上げます。款1後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療広域連合の算定によるもので、目1特別徴収保険料につきましては1億6,089万3千円、目2普通徴収保険料は7,613万3千円で、総額では前年度より576万円増の2億3,702万6千円を見込んでおります。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金につきましても広域連合の算定によるもので、保険料軽減に係る公費負担分として、5,526万8千円を見込んでおります。

続きまして、5ページになります。歳出について申し上げます。

款1総務費は、保険料に係る通知等の印刷製本や通信など、事務的経費を計上してございます。

6ページにかけての款2後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料及び保険基盤安定繰入金を合わせて医療広域連合へ納付するもので、前年度対比590万8千円増、2億9,229万5千円を計上いたしております。

以上で、令和7年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（滝沢君） 次に、議案第22号「令和7年度坂城町下水道事業会計予算について」。

建設課長（堀内君） 議案第22号「令和7年度坂城町下水道事業会計予算について」ご説明申し上げます。

まず、下水道事業会計につきましては、国からの公営企業会計の適用の推進についての要請を受け、令和6年度から公営企業会計へと移行いたしました。

予算書1ページ、第2条業務の予定量につきましては、こちらに記載のとおりとなっており、主な建設改良事業といたしましては、令和5年度に下水道事業計画区域の拡張をいたしました、葛尾組合及び坂城インター工業団地周辺の管渠工事に着手し、面的な整備を実施してまいります。

続いて、第3条収益的収入及び支出につきましては、主に下水道事業の維持管理、業務運営に係る経費となっており、下水道事業収益5億8,876万円、下水道事業費用5億

5, 716万9千円を計上いたしております。

続いて、2ページにかけての第4条資本的収入及び支出につきましては、主に管渠工事などの建設投資に係る経費となっており、資本的収入2億4,980万円、資本的支出5億2,225万円を計上いたしております。

それでは、詳細につきまして、予算に関する説明書の1ページ、下水道事業会計予算実施計画書から収益的収入及び支出の主なものについてからご説明申し上げます。

初めに、収入から。款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料にて下水道使用料を計上いたしました。

項2営業外収益、目1他会計負担金は、一般会計からの繰入金を計上いたしました。

目2長期前受金戻入は、過年度既に受け入れている国及び県からの補助金や受益者負担金を計上いたしました。

続きまして、支出の主なものでございます。款1下水道事業費用、項1営業費用、目2総係費は、職員の人件費のほか下水道使用料及び受益者負担金の賦課徴収業務に伴うシステム使用料や保守料が主なものでございます。

目3流域下水道管理運営費負担金は、千曲川流域下水道上流処理区への維持管理に伴う負担金でございます。

目4減価償却費は、管渠などの構築物やポンプなどの機械及び装置の有形固定資産と、流域下水道施設利用権の無形固定資産に伴う減価償却費でございます。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債利息分の償還金でございます。

続きまして、2ページ、資本的収入及び支出について。こちらも主なものについて申し上げます。

初めに資本的収入から。款1資本的収入、項1企業債、目1建設改良等企業債は、公共下水道事業及び流域下水道事業費負担金に係る事業分の企業債を計上しております。

項2補助金、目1国庫補助金は、管渠工事や設計・施工監理などの事業費に対する交付金でございます。

項3負担金等、目1受益者負担金は、下水道の建設費の一部を受益者の皆様にご負担いただいている受益者負担金を計上しております。

続きまして、支出の主なものでございます。款1資本的支出、項1建設改良費、目1補助事業建設改良費は、補助対象となる管渠工事、設計施工監理業務委託などがございます。

目2単独事業建設改良費は、補助対象事業に付随する単独事業や個人宅への新規取り出し、既設水道管移設補償などがございます。

目3流域下水道建設負担金は、千曲川流域下水道上流処理区の処理場の施設整備などに係る負担金でございます。

項3企業債償還金、目1建設改良等企業債償還金は、企業債元金分の償還金でございます。

以上で、令和7年度坂城町下水道事業会計予算の詳細説明を終わります。

議長（滝沢君） 以上で、各課長等による詳細説明が終わりました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3月4日から3月9日までの6日間は、議案調査等のため休会にいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。

よって、明日3月4日から3月9日までの6日間は、議案調査等のため、休会とすることに決定いたしました。

次回は3月10日、午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時59分）

3月10日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	9 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	中 嶋 登 君	10 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	11 〃	柰 津 明 子 君
5 〃	水 出 康 成 君	12 〃	大日向 進 也 君
6 〃	宮 入 健 誠 君	13 〃	朝 倉 国 勝 君
7 〃	中 村 忠 靖 君	14 〃	大 森 茂 彦 君
8 〃	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長	竹 内 祐 一 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
まち創生推進室長	小河原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長	宮 原 卓 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	川 島 徳 夫 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	川 島 徳 夫 君
子 ども 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|------------------------|------------|
| (1) 水道広域化についてほか | 祢 津 明 子 議員 |
| (2) 子どもが安心して成長できる環境をほか | 塚 田 舞 議員 |
| (3) 戦後・被爆 80 年の想いはほか | 大 森 茂 彦 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「一般質問」

議長（滝沢君） 質問者は、お手元に配付したとおり 7 名であります。質問時間は、答弁を含めて 1 人 1 時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、初めに 11 番 祢津明子議員の質問を許します。

11 番（祢津さん） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1. 水道広域化について

総務産業常任委員会では、1 月 30 日に建設課より委員会室にて水道事業に関する説明を受け、その後、坂城第 1 配水池と中之条配水池の現地調査を行いました。当町の送水ルートは、上田市の諏訪形浄水場から送水管を通り、上五明増圧ポンプを経由して坂城大橋を渡り、坂城第 1、第 2 ポンプから坂城第 1、第 2 配水池に水が送られます。その後、右岸側の南日名、御所沢、葛尾、中之条、入横尾の各配水池へと水が送水されます。

現在、坂城町が抱える大きな課題として、一つ目は、坂城大橋に架設されている送水管が災害などで損壊した場合、千曲川右岸側地域、つまり坂城、中之条、南条地区の全戸が断水となる可能性があること。二つ目は、諏訪形浄水場が機能停止した場合、もしくは左岸側送水管が経年劣化などにより大規模漏水が発生した場合、町内全域が断水となる可能性があるという

2点です。

現地調査の結果、送水管の二重化と非常時水運用体制の構築が喫緊の課題である一方、住民が水問題をあたり前と捉えている現状を踏まえ、リスクの可視化や啓発活動を通じて、水問題への理解と危機意識を高めることが重要であると認識しました。

そこで、イ．広報について。これまでの経緯をまとめますと、将来の人口減少による料金収入の減少、老朽化施設の更新費用の増加、少子化による担い手不足、多発する大規模災害への対応といった水道事業が直面する課題に対応し、基盤を強化するため、平成26年8月に水道事業運営研究会が設立され、平成30年の水道法改正による広域化・民間参入の促進を受け、令和2年度に厚生労働省が、当地域をモデル地域に選定。令和3年7月には、3市1町の首長が県知事に広域化の要望書を提出し、上田長野地域水道事業広域化研究会が設置され、シンポジウムや住民説明会を経て、令和6年4月8日に上田市、長野市、千曲市、坂城町の3市1町と県企業局との統合を目指す上田長野地域水道広域化協議会が設置されたというのがこれまでの経緯です。

上田長野地域水道広域化協議会設置後、令和6年に実施された住民説明会は、長野市と上田市で開催され、参加者532人のうち446人、約83%を上田市の住民が占めていたとのことでした。この話を聞き、住民への情報伝達の難しさを感じました。

そこでお伺いいたします。令和4年と5年に開催された住民説明会では、どのような議論が交わされ、どのような意見が出されたのか具体的にご説明ください。特に住民の不安や疑問点、懸念事項としてどのようなものが多かったのか、これまでの広報の経過と今後の予定もお聞かせください。

次に、ロ．事業費について。令和5年9月議会で、同僚議員の答弁では、令和3年度に実施した広域化・広域連携の財政シミュレーションの結果では、50年間で669億円の効果があると試算されていますが、事業費全体の金額は触れられておりませんでした。令和6年度上田長野地域水道広域化協議会の資料によりますと、令和3年の広域化研究会で示された総事業費は589億円余、そして令和6年に示された総事業費は1,119億円余です。この3年間で約2倍にはね上がっています。

事業費の内訳を見ますと、令和8年度から令和16年度までの9年間で、広域化の国庫補助事業が500億円、運営基盤の国庫補助事業が500億円、単独事業が119億円であり、その後、令和53年までは単独事業として年間109億円がかかると計画されています。

そこでお伺いいたします。今回の水道広域化は、予想をはるかに超える超大型投資事業となりますが、今後、住民への周知はどのように実施していくのでしょうか。事業の必要性やメリット、デメリットなどについて、わかりやすく丁寧な説明が求められると考えますが、具体的な計画をお聞かせください。

以上2点についてご見解をお尋ねいたします。

町長（山村君） ただいま祢津議員さんから水道広域化について、イとして広報について、ロとして事業費についてご質問いただきました。坂城町にとりまして、極めて重要な事業だと思っております。若干お時間をいただきまして、イ、ロのご説明を申し上げたいというふうに思っております。

まず、イ．広報についてのご質問であります。まずこれまでの取組の経過についてご説明いたします。

水道事業につきましては、将来の人口減少による料金収入の減少や老朽化施設の更新費用の増加などが見込まれることに加えまして、少子化による担い手不足や多発する大規模災害への対応などから、全国的に水道事業の経営環境の悪化が懸念されているところであります。

本地域においても例外ではなく、令和3年7月に、長野市・上田市・千曲市・坂城町・県企業局の5団体により、上田長野地域水道事業広域化研究会を設立し、6年3月まで6回の研究会と、75回の幹事会を開催し、地域にふさわしい水道事業の在り方について、広域化を一つの方向性として検討してまいりました。

また、広域化に向けたこうした検討の経過につきましては、令和3年11月に「上田長野地域水道事業広域化に関するシンポジウム」、5年11月には「水の未来を考えるシンポジウム」と、2回のシンポジウムを開催するなど、広く地域住民の皆様にお知らせしてきたところであります。

一方、この間の当町の取組といたしましては、令和4年10月6日、役場講堂において、当町へ水道水を供給している長野県企業局とともに住民説明会を開催し、48名のご参加をいただきました。

また、令和5年1月19日と同年の9月7日には、子育て支援センターにおいて、子育て世代の皆様を対象とした説明会を開催し、27名のご参加をいただいております。説明会の都度、アンケート調査も実施してまいりました。

こうした説明会での主な内容といたしましては、長野県企業局より水道事業の概要や研究会における検討状況のほか、先ほどお話がありました水道送水管路の二重化や浄水場間の連絡管の新設等による災害時の安定した給水の必要性についての説明がなされたところであります。

説明会に参加された皆様からは、広域化は民営化につながってしまうのではないか、長野県企業局の関わり方はどうなるのか、また広域化後の事業主体はどうなるのか等についてご意見が出されました。

それに対しまして、広域化による民営化は想定しておらず、また、いきなり県企業局が関わりをなくすのではなく、新たに企業団等の事業主体を立ち上げて運営していくことができないか等について検討していく旨、企業局や私からも説明させていただき、一定のご理解をいただ

けたものと認識しているところであります。

その後、研究会での広域化に向けた基本的な方向性等の研究内容を踏まえたさらなる検討、協議を実施するため、令和6年4月には、上田長野地域水道事業広域化協議会を設立いたしました。

7月に開催した第2回協議会では、現時点での課題及びその課題の解消に向けた協議の方向性を共有するための基本計画の策定について合意し、10月に開催した第3回協議会では、上田長野地域水道事業広域化に関する論点整理として、令和5年度に実施した施設整備計画に係る財政シミュレーションの結果等について報告がなされ、検討、協議を行ったところであります。

その協議の中で、上田長野地域水道事業広域化基本計画（素案）をお示しし、この素案をもって構成団体の住民の皆様から広くご意見等を募集することといたしました。

意見募集につきましては、構成団体である市町それぞれで実施をすることとし、当町では、説明会方式による一部の出席者の方々のご意見だけではなく、広く町民の皆様からご意見をいただけるよう、「広報さかき」や町ホームページでお知らせする中で、投書方式による意見募集を実施いたしました。

この意見募集におきましては、当町では1名の方から5件のご意見をいただき、協議会全体では78名の方から計144件のご意見が寄せられたところであります。

寄せられたご意見につきましては、協議会として取りまとめを行い、2月1日に開催された第4回協議会の中で、基本計画（素案）に対する意見募集等の結果について、事務局から報告がなされ、寄せられた意見及びその回答について共有されたところであります。

なお、当町に寄せられました5件の意見及び回答の要旨であります。一つ目として、水道料金の上昇、非常時の対応、多様な水運用以外のメリットはあるのかというご意見に対しましては、専門人材の確保、ダウンサイズ等による水道施設の最適化、国庫補助等を活用した経営の安定化が挙げられると回答し、二つ目として、広域化により新たな負担は発生するのかというご意見に対しましては、令和16年度までの国庫補助期間中は、企業団施設整備に資する広域化事業等について、各市町で出資を予定しており、団体間協議において、その負担方法はルール化すると回答、三つ目として、企業団参加時の団体としての準備及び持参金のような負担はあるのかというご意見に対しましては、企業団参加時には各団体議会の議決が必要になること、また、持参金での負担はないと回答、四つ目としまして、町職員の企業団への派遣や出向についてというご意見に対しましては、将来的にはプロパー採用とする予定であります、事業開始当初は構成団体からの職員派遣による運営を想定していると回答、そして五つ目としまして広域化に反対するわけではないが、団体として広域化に反対、参加しないという選択は可能なのかというご意見に対しましては、現在は、構成団体間で足並みをそろえて検討してい

る段階で、今後、事業統合するか、しないかを判断すると回答いたしました。

また、第4回の協議会におきましては、寄せられたご意見の中から特に施設整備費の各団体における負担、基本計画に関するスケジュールの内容について検討協議を行いました。

協議会の席上、私からは、千曲川左岸側の村上地区のみに敷設されている基幹送水管について、災害時も含めて全町に安定した給水を行えるよう、右岸側にも送水管を敷設する送水管路二重化と、水道の供給を受けている上田市諏訪形浄水場の機能が、災害等により停止した場合の供給体制の整備といった、送水管及び浄水場のバックアップ機能の重要性について改めて要望し、協議会として具体的な検討を行っているところであります。

また、町民への周知という点では、協議会が開催された際は、構成団体のおのおのがホームページを通じ会議資料等を公開し、協議会事務局ではSNSを活用した若者世代への情報発信等にも取り組んでおります。

今後、この水道事業広域化に関し、住民の皆様により関心を持っていただけるよう、引き続き、構成団体と連携しながら、地域の皆様に広く情報をお伝えできるよう、さらなる周知に向けて検討してまいりたいと考えております。

続いて、ロの事業費についてのご質問であります。当町では、町内のほとんどが県営水道の給水エリアとなっており、町では水道事業を実施しておりませんが、企業団を設立した際は、当町もその構成団体の一員となり、新たな取組に参加していく形となります。

昨年10月に開催された第3回協議会において公表された、現段階の施設整備計画及び財政シミュレーションの中では、水道施設整備に係る事業費の合計は、補助期間である令和16年までの9年間で1,119億円、年平均で約124億円を見込み、補助期間終了後の事業費は年109億円としております。

先ほども申し上げましたが、この事業の中には当町の千曲川右岸側の送水管路二重化の施設整備が含まれております。

現在、県企業局には諏訪形浄水場から単線で千曲川左岸側を経由した後、先ほどもお話がありました。坂城大橋を通じて千曲川右岸側への給水を実施していただいておりますが、台風や地震をはじめとする災害等により落橋等の被害が生じた場合、右岸側にお住まいの約8割の住民の皆様に水道水の給水ができなくなることが想定されます。

さらに、現在は左岸側からポンプにより加圧し送水しておりますので、停電発生時にも給水が止まる可能性を否定できませんが、管路二重化が実施された際には、高低差を利用した自然流下による水運用が可能となり、停電時においても供給の確保が見込まれることに加え、平時におきましても自然流下式にすることで動力費の削減が見込まれるところであります。

このように、災害対応や効率的な水運用の観点からも、この施設整備計画は当町において大きなメリットをもたらすものと認識しております。

現時点におきましては、事業統合自体は決定事項ではありませんので、今後の状況に応じ、関係機関との協議を行っていく必要があります、費用や整備内容につきましても流動的な状況であります。

費用負担につきましては今後の検討課題となっており、次回協議会以降、その方向性についてお示しができるよう、各構成団体と協議してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、引き続き町民の皆様に対し丁寧な説明を行うとともに、ご意見をお聞きしながら、安全で安心な水道水が安定的に供給できるよう、また将来にわたって持続可能な水道事業を構築するため、当地域を給水区域とする水道事業の将来のあるべき姿について、県企業局及び関係市とともにさらなる協議を進めてまいりたいと考えております。

11番（柵津さん） ご答弁いただきました。ここで再質問をさせていただきます。

安心・安全な水供給は、住民の生活を支える基盤です。広域化の問題や補助金の問題も重要だと考えますが、まずは安心・安全な水維持管理ができる方法をしっかり議論すべきです。今後の対応をどう考えているのでしょうか。

そして、なるべく早い段階で坂城町独自の財政シミュレーションを提示し、財政への影響を慎重に検討し、費用負担など、より詳しく住民に情報提供することが重要と考えますが、町のお考えをお聞かせください。

建設課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。

まずは、安心・安全な水道の維持管理の議論に向けた検討をということではありますが、人口減少や水道インフラの老朽化に対応するといったことを考慮する中で、安心・安全な水道の維持管理を図るための一つの方策として広域化について検討しておりますので、これを切り離して考えるものではないという認識でございます。

町といたしましては、安全で安心な水道水が安定的に供給でき、また将来にわたって持続可能な水道事業を構築できますように、引き続き他の構成団体と足並みをそろえながらも、スピード感を持ってさらなる協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、財政シミュレーションにつきましては、水道事業体ではない当町が独自に行うことはできない状況であります。広域化に伴う費用負担につきましては、先ほど町長からも答弁がありましたとおり、協議会における今後の検討課題でもありますので、その方向性について、なるべく早い段階に住民の皆様にお示しできるよう取り組んでまいりたいと考えております。

11番（柵津さん） ご答弁いただきました。水道広域化の推進にあたり、不安を抱える住民に対し、広域化によるメリットだけでなく、デメリットについても丁寧に説明をし、過去、住民説明会で出された意見や質問を踏まえ、それらに対する回答をわかりやすく提示することで住民の不安が解消されます。また、国や県のシミュレーションに依存するのではなく、独自に詳細な財政シミュレーションを作成し、広域化が町の財政に与える影響を慎重に検討し、費用負

担の根拠を明確に提示することも不可欠です。

さらに、シミュレーション結果や費用負担の根拠など、住民が判断材料として活用できる十分なデータがそろった段階で、再度住民説明会を開催し、住民の疑問や不安に丁寧に応える必要があります。

広域化の話が進められていることすら知らない住民が多い現状を踏まえ、「広報さかき」やSNSなど、多様な手段を活用して情報提供を行い、住民一人一人の理解を深める努力が求められます。

水は命という普遍的な認識を深く共有し、安全で安定した水道供給を将来にわたって実現するために、対話を重ね、議論を深めることが不可欠です。広域化という重要な課題に対し、情報提供を徹底し、わかりやすく丁寧な説明を行うことで住民の不安を解消し、納得と安心が得られるよう、町は全力を尽くさなければなりません。

先日行われた上田地域広域連合議会で、上田市市議会議員の方より「坂城町の担当職員の方は、非常に勉強されていてびっくりしました、すばらしい」といただいたお褒めの言葉は、職員の努力のあかしであり、大変誇らしく思います。いずれにせよ、時間が迫っています。繰り返しになりますが、安心・安全で安定した水道供給を将来にわたって実現できるよう期待します。

次に、2. 不登校対策について。

少子高齢化が進む日本では、15歳未満の子どもの数は、40年以上減少を続けています。一方で、そのような状況下においても、不登校児童生徒数は毎年増加し続けています。昨年10月の文部科学省の発表では、令和5年度の全国不登校児童生徒数は34万6,482人で、前年度から4万7,434人、15.9%増加し、11年連続で過去最高となりました。

都道府県別1千人当たりの不登校生徒数は、長野県は小学生が全国2位で30.5人、中学生が全国6位で75.2人です。上位10県を見ますと、大都市圏のある都道府県よりも、いわゆる地方の県のほうが割合が高い傾向にあります。

坂城町のデータを見ますと、令和元年、小中学校の児童生徒数は1,111名、令和5年が930名と、181人減少しています。一方、不登校生徒数は、令和元年では小学校で2人、中学校で8人、合計10人だったものが、令和5年では小学生で11人、中学校で20人、合計31人と、僅か5年で約3倍に増加しています。これは憂慮すべき数字です。

そこで、イ. 現状について。町の不登校対策について、2点お伺いいたします。

1点目として、不登校について、町としてどのような取組を行っているのでしょうか。また、議論を行っている具体的な会議体や協議内容についてお聞かせください。

2点目として、各学校の先生方との意見交換会はどのように実施されているのでしょうか。また、保護者との意見交換は実施されているのでしょうか。不登校の原因や背景は多岐にわた

るため、現場の先生方や保護者の意見を丁寧に聞き取り、実情に即した対策を講じることが重要だと考えますが、町のお考えをお聞かせください。

次に、ロ、今後について。先ほども説明しましたが、近年、子どもたちの不登校は深刻な社会問題となっており、その数は年々増加の一途をたどっています。この状況は、子どもたちだけではなく、保護者の負担も増しています。主なものとして3点挙げますと、1点目として、精神的な負担です。我が子が学校に行けなくなってしまったとき、保護者の方々は将来への不安、周囲からの理解不足、そして自分を責めてしまう気持ちなど、様々な感情に押し潰されそうになります。誰にも相談できず、孤立感を深めてしまうケースも少なくありません。

2点目として、経済的な負担です。不登校の子どもの学習支援やカウンセリングには、どうしてもお金がかかります。フリースクールやオンライン学習など、多様な学びの場を選択しようとするれば、さらに経済的な負担は大きくなります。働きたくても働けない、あるいは仕事を減らさざるを得ない保護者の方もいらっしゃいます。

3点目として、時間的な負担です。子どものケアや学習支援、そして日々の家事など、保護者の方々は休む暇もなく、時間に追われる生活を送っています。自分の時間を持つことができず、心身ともに疲弊してしまう方も少なくありません。このような状況を踏まえ、私は具体的な支援策が必要だと考えます。

そこで、2点伺いいたします。1点目として、不登校の子を持つ親への社会全体での理解が必要だと考えます。不登校は誰にでも起こり得る問題であり、温かい支援と学び続けられるよう手を差し伸べられる社会環境づくりが重要だと考えますが、町の具体的な取組についてお聞かせください。

2点目として、町として今後どのように不登校に対応していくのでしょうか。現状の課題や課題認識、今後の具体的な対策や目標について、詳細をお聞かせください。

以上、イ、ロについてご見解をお尋ねいたします。

教育長（塚田君） 不登校について、ご質問に順次お答えいたします。

初めに、町教育委員会における不登校対策につきましては、文部科学省が示した不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方に基づき、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すという視点に立ち、学校になじめない児童生徒に対して、その要因の解消を図るとともに、誰もが安心して学べる学校づくりや、学校に登校できない児童生徒に対する多様な学びの場における学習支援など様々な角度から、学校、関係機関と連携し、議論を重ねながら、対策を進めております。

不登校の定義については、文部科学省では、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくとも登校できない状況にあるために年間

30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものとしており、全国並びに長野県の令和5年度の小中学校における不登校児童生徒数は、共に過去最多となっております。

その背景といたしましては、いじめや学校での不適応、学業不振、家庭環境の問題、児童生徒の特性などの原因に加えて、コロナ禍における学校閉鎖を経て欠席への抵抗感が低下したことも大きな要因と見られており、当町の小中学校におきましても、直近5年間の不登校に該当する児童生徒の割合は、全国、県より低い水準ではあるものの、増加傾向が続いております。

このような状況を踏まえ、イ．現状についてのご質問の1点目として、不登校に対する町の取組、議論の状況についてお答えいたします。

まず、町教育委員会では、県教育委員会の「不登校への対応の手引き」に加え、町における不登校への基本的対応を定め、毎年度、町校長会において基本的対応の確認を行い、学校における不登校への早期対応と継続的支援を図っております。

具体的には、明らかな病気等の場合を除き、欠席1日目から家庭への連絡、欠席2日目には家庭訪問、欠席が3日続く場合には、校内支援会議を開き支援策を講じております。

欠席の長期化が危惧される場合には、学校内での居場所や学びの場として学校内外の教育支援センターなどの検討及びカウンセリング等を実施するとともに、個々の状況に応じてスクールソーシャルワーカー、子育て支援センター等関係機関とも連携して支援することとしております。

また、不登校を未然に防止するための対策として、学校におけるいじめ防止や、児童生徒の特性に応じた合理的配慮、学力を保证するためのICTを活用した授業改善のほか、教員の働き方改革や、業務の効率化により教員が児童生徒と関わる時間を確保すること等を基本的対応として定めております。

特に不登校の重大な原因となるいじめにつきましては、町教育委員会において策定した、いじめ防止のための基本方針に基づき、地域関係者も交えたいじめ防止のための委員会を各学校に組織し、いじめの未然防止と早期対応、子どもたちが登校したいと思える学校づくりを進めております。

また、特性のある児童生徒が、個々に合った学びの場で過ごすことができるよう検討するため、教育支援委員会を設置し、外部の専門職も交えて、様々な観点から個々の児童生徒への最適な支援の在り方を協議しております。

こうした、個々の児童生徒の支援に関する情報は、保護者等への説明とともに、就学前から小中学校に共有され、進学など環境の変化による学校での不適応が生じないよう、切れ目のない支援に取り組んでおります。

このほか、不登校の兆候を早期に発見するための取組として、スクールカウンセラーによる

学校でのカウンセリングや、SOSの出し方についての教育、アンケート方式のテストにより、児童生徒の学校生活の状況や学習意欲、クラスでの満足度、いじめの有無についての調査を学期ごとに実施し、不登校の要因となる児童生徒の不安や悩みの把握と、早期対応に努めております。

次に、学校の教職員との意見交換につきましては、毎月開催される町校長会や教頭会において、いわゆる気になる子どもの情報を学校と共有するとともに、個々の児童生徒に係る校内支援会議では、教育委員会から専門知識を有する教育コーディネーター、教育・心理カウンセラー、子育て支援センターの職員が参加し、現場の教員と意見交換を行いながら、必要な対応・支援について検討を行っております。

また、保護者に対しましては、教育相談や必要に応じたカウンセリングを実施し、保護者の意見を伺いながら児童生徒の将来や進路希望も含め、家庭の状況を踏まえた支援に取り組んでおり、家庭環境に不安がある場合には子育て支援センターを中心に関係機関が連携し、家庭に対するサポートを行っております。

初めに申し上げましたように、不登校の要因は多岐にわたり、複数の原因が絡み合っているケースや、原因が特定できないケースもあることから、個々のケースに応じて、教育現場や保護者の意見を踏まえ、児童生徒、保護者、家庭に寄り添った対応をすることが重要であると考えております。

続きまして、ロ．今後について、1点目の温かい支援と学び続けられる社会環境づくりについてのご質問からお答えいたします。

様々な要因により発生する不登校は、ご質問にありましたとおり、誰にでも起こり得る問題と捉えており、そうした中、全ての子どもたちが安心して学び続けられる環境づくりが不可欠だと考えております。

特に、不登校の子どもたちは、心の傷や悩みを抱えていることが多く、保護者についても、不安や教育・子育てに対する困難さを感じていることが多々あります。

まずは、このような家庭の気持ちに寄り添い、理解しようとするのが大切であることから、学校だけではなく、教育相談やカウンセリング、子育て支援センター等において教育・子育てについて相談しやすい環境を整え、家庭の孤立感を和らげ、信頼関係を築きながら、必要な場合には、医療や福祉など関係機関とも連携するなど、包括的な支援につなげてまいりたいと考えております。

加えて、教育支援委員会では、多様な児童生徒がいる中で、何らかの理由で学級になじめないことが不登校につながるよう、個々の特性に応じた適切な学びの場や支援を検討し、家庭の理解を得ながら、必要な支援に取り組んでおります。

また、教育委員会では、学級になじめない児童生徒の学びの場として、坂城中学校に校内の

教育支援センターであるフレンドリールーム、校外の教育支援センターである大峰教室を設置しており、教員資格を持つ指導員による学習支援、社会的スキルの向上、相談支援を行い、学校とのつながりを保ちながら、児童生徒が自分のペースで成功体験を積み重ね、自信と自己肯定感を取り戻し、将来を見据えて再び学びに向かう意欲を向上させることを目指して取り組んでおります。

また、個々の児童生徒の状況に応じ、ＩＣＴ環境を活用し、家庭や、校内の別教室等からのオンラインでの授業にも対応しており、併せてＷｉ－Ｆｉルーターの無償貸与など家庭の負担にならないよう配慮しております。

続いて、町における今後の不登校対策と課題についてのご質問にお答えいたします。

町教育委員会では、これまで申し上げた不登校対策を中心に、引き続き、個々の児童生徒に寄り添った支援と不登校の未然防止を図ってまいりたいと考えております。

一方で、不登校児童生徒の割合が増加する中、今後の課題といたしましては、一つ目に、個々のケースにきめ細やかな対応をしていくための人的な支援体制を確保することが必要と考えております。

しかしながら、特に教育相談、カウンセリング、家庭支援に携わる専門知識と経験を有する人材の安定的確保につきましては、少子化による児童生徒数の減少により、教職員が削減されている状況になっております。

そこで、町では各校に複数の支援員等を配置し、児童生徒への支援等と教員の負担軽減を図っておりますが、引き続き、学校におけるニーズを踏まえ、支援員等の最適な配置に努めてまいります。

二つ目の課題といたしまして、不登校を増やさない誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりであると考えております。

学校は、多くの人と関わりながら、様々な活動を通して、社会で役立つ生きる力を養う場であり、公的に質が確保された教育機関であり、心の傷や悩みを抱える児童生徒にとって不登校の時期は、休養や自分を見詰め直す意義を持つ時間となり得る一方で、学校教育を受ける機会が失われることは、児童生徒が将来にわたり社会的自立を目指す上で大きな影響を及ぼすと考えられます。

町教育委員会といたしましては、こうした学校の役割を認識し、不登校の児童生徒が学校になじめない要因の解消に努め、子どもたちが学校において適切な教育や支援を受けることができるよう、学校と連携し、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを進めてまいります。

最後に、対策の目標につきましては、不登校そのものを問題行動とするのではなく、全ての児童生徒が、主体的な進路選択と社会的自立のために適切な支援を受けられること、また、不登校状態にあったとしても、学校とのつながりを維持しながら、自分に合った学びが継続でき

るよう、教育支援センターや民間施設を含め多様な学びの場にマッチングしていくこと等、子どもたちの学ぶ意識を継続することを目標にして、不登校対策に取り組んでまいりたいと考えております。

11番（柊津さん） ご答弁いただきました。1点、再質問いたします。県教育委員会は、不登校の生徒や支援のニーズがある子どもが増える中、一人一人の特性に合った学びの環境を整えるために、公立学校の改革を進めています。その取組の一つとして、個別最適な学びの本格導入を目指し、昨年10月にウェルビーイング実践校のモデル校を募集しました。この実践校が目指す学校の姿は、全ての子どもが好きや楽しい、なぜをとことん追求するために、自ら学び方等を選択でき、自己実現できるウェルビーイングな学校です。

11月7日にウェルビーイング実践校TOCO-TON（トコトン）の応募が締め切れ、38団体から応募があり、学校単独のもの、中学校区で小中が一緒に応募してきたもの、近隣の学校とグループで応募してきたもの、市町村教育委員会管内の全学校で取り組もうとするものなど、予想をはるかに超える多くの応募があったと聞いております。学校改革、教育改革、授業改革に取り組もうとする学校が県内に多くあることに、長野県の武田教育長は勇気づけられ、その反面、この中から10校程度を選ぶのに苦慮したとおっしゃっていました。

私は、坂城町が掲げる「チャレンジSAKAKI well being」にかなう取組の一つと考えますが、応募はしたのでしょうか。応募したのであれば、その内容と結果をお聞かせください。

教育文化課長（長崎さん） 再質問について、お答えいたします。

県のウェルビーイング実践校TOCO-TONについての町の状況でございますが、ウェルビーイング実践校TOCO-TONは、県の個別最適な学びへの転換プロジェクトの取組の一環として、一人一人に合った学び方を選択でき、自己実現できる学校を目指し、学校の仕組みの変革や、子ども、保護者、地域との意見交換等を通じた学校づくりに取り組む学校を県がウェルビーイング実践校として指定し、支援を行っていくものでございます。

昨年10月に県よりウェルビーイング実践校の募集があり、全県で38件の応募の中から10件、70校がウェルビーイング実践校TOCO-TONとして指定を受けております。当町におきましても、町立4小中学校が共同で、子どもも教職員も自己肯定感を高めることのできる学校、学校生活を見直し多様性を包み込む環境づくりをテーマに、ICT環境を活用した4人1グループによる互いを尊重する学び合いや、多様性を包み込むインクルーシブな学級づくり、教員による授業研究の改革など、これまで町の小中学校で進めてきた取組を一層推進することを目指して応募いたしました。その結果につきましては、残念ながらウェルビーイング実践校TOCO-TONの指定は受けられませんでした。取組内容について一定の評価をいただき、県から学びの改革リーディング校として指定を受けることとなりました。

学びの改革リーディング校に指定された学校につきましては、令和7年度応募時の取組に関する研修費用の助成や、県による加配教員の配置などの支援を受けることができます。町教育委員会及び町の小中学校では、学びの改革リーディング校に対する県の支援を活用しながら、引き続き全ての子どもたちが自己と他者を認め合いながら学ぶことができる学校づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

11番（祢津さん） ご答弁いただきました。2月10日に信州学び円卓会議ともつくフォーラムに参加し、ウェルビーイング実践校の特色ある発表に感銘を受けた一方で、子どもたちの意見が十分に反映されていない現状に課題を感じました。

阿部知事も参加され、発表の一部において教員免許の弾力化、学習指導要領の廃止、海外の学校との連携という大胆な教育改革の宣言がされ、従来の教育の枠を超え、子どもたちの可能性を最大限に引き出すという強い意思が感じられ、信州の教育の未来に大きな希望を抱きました。

また、不登校については、不登校も子どもの自死も増加しており、その要因は多岐にわたり複雑です。これらの問題の根底には、子どもたちがSOSを出しているにもかかわらず、その声が社会に届きにくいという共通の問題があります。

このような状況の中、全ての子どもたちが自分らしく幸せに成長できる社会を目指し、昨年4月にこども基本法が施行されました。この法律では、国や自治体が子どもに関する政策を進める際、子どもたちの意見を反映することを重視しています。しかし、子どもたちの声を社会に届けるためには、意見を聞き、政策につなげる橋渡し役が必要不可欠です。

私は、子どもたちの声に耳を傾け、子どもたちが笑顔で過ごせる場所を提供するために、橋渡し役の設置が大切だと考えます。具体的には、学校や地域社会に子どもたちが気軽に相談できる窓口を設け、オンラインでの相談にも対応できるようにすることが考えられます。また、子どもたちが定期的に意見交換できる子ども会議のような場を設けることも有効でしょう。

さらに、不登校対策では、多岐にわたる要因が複雑に絡み合っているため、一概に特効薬はなく、日頃のコミュニケーションを大切にし、例えば学校では専門家支援、家庭では安心できる環境づくり、地域では居場所などの提供、行政では多様な学びの場の確保など、学校、家庭、地域社会、行政がそれぞれの立場で連携し、対策を組み合わせることで不登校の未然防止、早期発見・早期対応、そして不登校になった場合の適切な支援が可能になると考えます。この不登校対策と子どもの声を聞く橋渡し役を連携させることで、より子どもたちの声が届きやすい社会になることでしょう。

また、先行きが不透明な時代の中で、ゼロイチ、つまりゼロから1を生み出すには、時間と労力が足りません。物まねを反対する方もいることは承知していますが、まずはTTP、徹底的にパクリ。これが最善の道だと思います。私は、他市町村が実施をし、成功していることに

対し、まずまねてみて、そこから坂城オリジナルにすることが、教員や職員にも負担なく、いち早く住民の幸せにつながると考えます。

最後に、政策提言や調査研究を行う信頼性の高い構想日本のホームページより引用し、今回の一般質問をまとめますと、政治や行政は、私たちの生活に密接に関わっているにもかかわらず、日本は世界有数の他人事の国であり、民主主義の大前提である住民、つまり国民による政治・行政を自分ごととして捉える考えが極めて希薄です。過去半世紀以上にわたる安定したよい時代が逆に政治・行政を他人事としがちな風潮を生み出し、その結果、国民の声が届きにくく、声の大きい人や身内の意見が優先され、無駄な行政業務が増え、最終的には増税、汚職、財政破綻などの形で私たちにツケが回ってきます。将来を見据え、政治・行政を自分ごととして考えられる場づくりが今こそ求められています。私は、全ての人が子どもたちの未来を見据え、自分ごととして考えられる場づくりができるよう取り組んでいきたいと考えています。

以上で一般質問を終わります。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時55分～再開 午前11時05分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、3番 塚田 舞議員の質問を許します。

3番（塚田さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 子どもが安心して成長できる環境をについて。

近年、日本の子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。少子化が進み、2023年の出生数は過去最低を更新しました。働き方の変化や経済的負担の増加により、子育ての負担感が高まっています。また、共働き世帯の増加や核家族化が進み、子どもの居場所や地域の支援体制の重要性が一層高まっています。同時に、子どもの貧困や学力格差、インターネット、SNSの影響といった新たな課題も顕在化しており、これらに対する包括的な支援策が求められています。

このような多岐にわたる課題を受け、政府も2024年に子ども・子育て支援法の改正を進め、保育・教育の充実、子どもの居場所づくり、経済的支援の拡充などを推進しています。こうした社会状況は、坂城町においても無関係ではありません。子どもたちが安心して成長し、保護者が安心して子育てできる環境を整えるためには、行政の計画が的確に地域の課題に対応していることが重要です。

そこで、イ. 第3期子ども・子育て支援事業計画について、3点お尋ねします。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、自治体が5年ごとに策定する計画です。教育・保育の充実や子育て世帯の支援を目的とした地域の重要な指針となりま

す。

現在の第2期計画が今年度で終了し、令和7年から11年度を対象とした第3期計画が新たに策定されます。坂城町においても、地域の子育て家庭の状況や子育て支援のニーズを把握し、平成27年3月に、地域みんなで子育てサポートを基本理念に坂城町子ども・子育て支援事業計画が策定され、スタートしました。また、子育て世帯の経済的負担の軽減に配慮するために、令和元年10月からは、幼児教育・保育の無償化などが実施されています。

そこで、一つ目として、子ども・子育て支援事業計画は、地域の子育て環境をよりよくするために策定されたものですが、計画が実際にどのような成果を上げたのかを明確にすることが重要です。特に目標に対する達成状況や住民の満足度、課題などがどの程度解決されたのかを把握することで次期計画の改善点を見いだすことができます。坂城町における第2期子ども・子育て支援事業計画の成果はどう評価されているか、お聞きします。

二つ目として、第3期計画は令和7年度からスタートする予定ですが、その策定プロセスやスケジュールを把握することで、町民が意見を述べる機会や計画内容に関する情報提供のタイミングを確認することができます。第3期子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュールはどのようになっているかお聞きします。

三つ目として、住民の意見を反映する仕組みがどのように整えられているかを知ることで、計画の透明性や住民参加の度合いを確認することができます。特に子育て当事者や関係者の声がしっかりと計画に反映されることが実効性のある施策につながります。坂城町子ども・子育て会議の審議に加え、町民の意見を聞き、反映する仕組みはどのように整備されているか、また、計画策定後、町民への周知はどのように行うのかをお聞きします。

次に、ロ．計画の方向性について、3点お尋ねします。

国では、保育の受皿の拡大とともに保育の質の向上が求められています。特にこれまでの量の見込みだけでなく、より詳細なデータ収集や保護者の意向を踏まえた形へと保育のニーズの把握方法の変更が進められています。これに伴い、保育園と幼稚園の垣根が下がり、認定こども園の普及など、より柔軟な保育環境の整備が求められています。

また、全国的な課題として、保育士の雇用の安定化や処遇改善が挙げられます。非正規雇用の保育士の増加が保育の質に影響を及ぼす懸念も指摘されており、安定した人材確保に向けた取組が急務となっています。さらに、共働き世帯の増加や育児と仕事の両立支援の観点から、お預かり保育の充実も重要な課題です。

この点において、政府が進めるこども誰でも通園制度の創設も注目されています。これは、就労の有無を問わず、全ての子どもが幼児教育・保育を受けられる環境を整えるものであり、本町においても、今後の保育計画に影響を与えるものと考えられます。

そこで、一つ目として、第3期計画では、これまでの課題を踏まえた上でどの分野に特に力

を入れるのかを明確にすることが重要です。保育の質の向上や保育士の処遇改善など全国的な課題がある中で、本町がどの点に重点を置くのか、計画の優先順位や重点施策についてお聞きます。

二つ目として、保育のニーズを正確に把握することは、適切な支援体制を構築する上で不可欠です。国では、量の見込みだけでなく、より詳細なデータや保護者の意向を反映させた把握方法への転換が進められています。どのようなデータを基に計画を策定し、国の方針で求められている保育のニーズの把握方法の変更に本町はどのように対応しているかお聞きます。

三つ目として、共働き世帯の増加に伴い、柔軟な保育環境の整備が求められています。特にこども誰でも通園制度の導入が予定される中で、本町の預かり保育の現状や今後の方針がどのように変化するかを確認することは、地域の子育て世帯にとって重要な情報となります。そのため、町における預かり保育の実施状況と、今後どのような拡充を検討しているかお聞きます。

そして、ハ．子どもの居場所づくりや子どもの権利擁護について、2点お尋ねします。

近年、子どもの居場所づくりと権利擁護の重要性が高まっています。共働き世帯やひとり親家庭の増加により、子どもが孤立しやすくなり、虐待やネグレクトの相談件数も年々増加しています。また、貧困やヤングケアラー、教育格差の拡大により、十分な食事や学習機会などを得られない子どもたちも少なくありません。

こうした背景を受け、日本は、子どもの権利条約を批准し、子どもが健やかに育ち、意見を表明できる環境を整えることを約束しました。しかし、新型コロナウイルスの影響で、子どもの孤立は一層深刻化し、ネットいじめなどの課題も浮き彫りになっています。子どもの居場所づくりにおいて大切なのは、大人が一方的に提供するものではなく、子ども自身が安心できる場と感じられることが重要です。自治体や地域が連携し、子どもが主体的に関われる環境を整えることが求められています。

そこで、一つ目として、子どもが本当に安心できると感じる居場所をつくるには、大人が決めるのではなく、子ども自身が関われる仕組みが重要です。その一つの方法として、似た経験を持つ者同士が支え合うピアサポートがあります。例えば、学校内外で子ども同士が助け合える環境を整えたり、先輩が後輩をサポートする仕組みをつくることで、より実効的な支援が可能になります。こうした点を踏まえ、町が考える子どもの居場所とは何かお聞きます。

二つ目として、子どもの権利条約では、子どもには意見を表明する権利、安全に生活する権利、適切な教育を受ける権利などが保障されています。しかし、現実には虐待や貧困、教育格差などの課題が依然として存在し、全ての子どもが平等に権利を受けることができる状況にはなっていません。

坂城町では、既にこども食堂や学習支援などの取組が行われていますが、子どもの声を反映

させる仕組みや関係機関とのさらなる連携が求められます。また、先ほど述べたピアサポートや子どもオンブズパーソン制度のように、第三者機関の設置による権利擁護の仕組みを導入する自治体も増えています。こうした背景を踏まえ、坂城町では子どもの権利擁護を推進し、より包括的な支援を実現するために、新たな施策や取組を検討する考えはあるかお聞きします。

以上について、町の見解をお尋ねします。

町長（山村君） ただいま、塚田議員さんから、子どもが安心して成長できる環境づくりについてのご質問をいただきました。私からは、ハの子どもの居場所づくりや子どもの権利擁護についてのご質問にお答えしまして、イとロの子ども・子育て支援事業計画に関するご質問につきましては、子ども支援室長より答弁いたします。

昨今、我が国では、少子化や人口の減少が顕著となり、これからの社会の仕組みや在り方について、国をはじめとして様々な場で盛んに議論がされているところであります。

私も、昨年度から、阿部知事が座長を務める、県の少子化・人口減少対策戦略検討会議に参画し、県の少子化・人口減少の現状等をはじめとした様々な課題への対応について議論を重ねてまいりました。

そうした議論を経まして、県では、少子化・人口減少を前提とした社会づくりに向けた少子化・人口減少対策戦略方針を策定するとともに、方針を具体化するため、県の人口が、ピーク時の7割に減少する2050年までに、若者や女性から選ばれる寛容な社会づくりを実現することなど、四つの柱からなる行動目標「信州未来共創戦略～みんなでつくる2050年の長野～」の策定と、その行動目標を踏まえ、行政、企業、地域、県民が具体的に取り組むべきことを議論し、推進する私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議が設立されたところであります。

また、信州未来共創戦略におきましては、明るい未来に向けた取組の方向性の一つとして「子ども・子育てを社会で支えよう」が掲げられる中、町では既に、町内の保育園・幼稚園に通う第3子の保育料の無償化や、学校給食費の無償化などの経済的支援をはじめ、保育園・幼稚園の年中児のすくすく相談事業や、教育・心理カウンセラー、教育コーディネーターの配置などの各種相談体制の充実など、戦略に掲げる方向性につながる様々な先進的な取組を実施してきているところであります。

さらに、来年度からは新たにベビーシッター利用支援事業を創設し、就労等に関わらず、一時的に保育を必要とする保護者が、ベビーシッターを安心して利用できる環境を整備し、育児負担の軽減等を図るとともに、幼稚園等の副食費補助事業、乳児の1か月児健康診査の補助など、新たな取組を実施し、より一層の子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えているところであります。

さて、ご質問の子どもの居場所や子どもの権利擁護につきましても、信州未来共創戦略に位

置づけられているところであり、坂城町といたしましても、様々な施策を通じ推進を図ってまいりたいと考えているところであります。

その上で、町が考える子どもの居場所についてであります。まず、子どもは家庭を基盤とし、地域や学校など様々な場所において、安全・安心な環境の下で、保護者をはじめとする大人や同年齢・異年齢の子ども同士との関わりの中で成長することが大変重要であると考えております。

町といたしましては、子どもが家庭以外にも安心・安全に過ごせる場を確保することは、子どもの健全な成長にとって、非常に重要であると考えており、今後、整備を予定している老人福祉センターと保健センターを統合し、子育て支援センターや図書館機能などを併せ持つ新複合施設においても、赤ちゃんからお年寄りまであらゆる世代の健康・福祉・交流の拠点となることから、新たな子どもの居場所として大いに期待しているところであります。

また、子どもの居場所は、子育て支援や子どもの健全育成を促進する場としての役割のみならず、共働き家庭の増加や、地域のつながりの希薄化、家庭の貧困が昨今の課題として挙げられる中、そうした課題に対応するための受皿としても機能しているものと認識しているところであります。

次に、子どもの権利擁護の視点を踏まえた新たな施策や取組についてであります。こども基本法や児童の権利に関する条約を踏まえ、子どもの権利について理解するとともに、その権利を守っていくことが重要であると考えております。

加えて、いじめや虐待などで、子どもの権利が侵害された場合における迅速な救済を図るための相談支援の充実も、非常に重要なものと認識しており、町では子育てに関する総合相談窓口として子育て支援センターを設置し、公認心理士や家庭児童相談員、保育士を配置する中で、相談に応じているところであります。

また、小学校や中学校では、担任をはじめ、養護教諭、校長や教頭に加え、教育委員会で配置をしております教育・心理カウンセラーや教育コーディネーター、県から派遣されたソーシャルスクールワーカーなどが保護者や子ども自身の相談に応じております。

加えて、保健センターでは、保健師や栄養士が相談に応じており、県や国、児童相談所、警察、民間団体においても、それぞれ相談窓口を設け、迅速かつ多様な相談に対応できる体制を整備しているところであります。

町といたしましては、子どもたちが悩みや不安を1人で抱え込むことがないよう、まずは、どこに相談したらよいか知ってもらうため、町ホームページをはじめ、学校だよりや学年・学級だより、新年度に全家庭に配布するガイドブックなどに相談先を掲載し、周知を図っているところであります。

先ほど議員さんから、子どもの居場所の一例としてお話のあった、ピアサポートにつきまし

では、同じ悩みや課題を抱える仲間同士で支え合う活動として、医療や福祉、高齢者・障がい者などの支援、教育などの分野において活用されているところであります。

当町におきましても、仲間同士で支え合う活動として、南条小学校のかがやきモード、坂城小学校のささえあいモード、村上小学校の共力モード、また、坂城中学校の友愛モードといった、4人1組での学び合いを各小中学校において実施しております。そのほか、異年齢交流なども実践しており、学習の理解はもとより、お互いの考えを認め合うことで自己肯定感の醸成などにもつながっているものと考えております。

町では、今後もこれまでの取組に加えまして、子どもの包括的な支援のための新たな方策につきましても、先進事例などをさらに研究してまいりたいと考えているところであります。

子ども支援室長（橋本君） 子どもが安心して成長できる環境をのうち、イ．第3期子ども・子育て支援事業計画について及びロ．計画の方向性についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、内閣総理大臣が定める基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、子ども・子育てに関わる全ての機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子どもや子育て支援を総合的かつ計画的に推進するための指針となるもので、全ての市町村が策定することとされております。

町では、平成27年度から5年間を計画期間とする、第1期坂城町子ども・子育て支援事業計画に引き続き、第1期計画の進捗状況や、人口動態の推移等を推計し、加えて第2期計画を策定する際に実施したニーズ調査結果などを踏まえ、保育園や幼稚園などの利用量の見込みに対する確保量を算定した、令和2年度から5年間を計画期間とする第2期計画を策定し、様々な子ども・子育て施策を推進してきたところであります。

ご質問の第2期坂城町子ども・子育て支援事業計画の成果といたしましては、保育園の3歳未満児、同じく3歳以上児、また、主に幼稚園の利用について、それぞれの見込み量と実績に大きな差異がなく、利用ニーズを充足することができたものと考えております。

このほか、子育て支援センター事業や、一時預かり事業といった、いわゆる地域子ども・子育て支援事業につきましても、おおむねその利用者の実績値が、量の見込みの範囲内となっており、利用ニーズを充足できたものと考えております。

また、「子どもや家庭を切れ目なく支援する」など三つの基本目標の下、町が実施している子ども・子育てに関するあらゆる施策や事業におきましても、関係各課が基本目標や施策の方向性に基づき、着実に実施できたものと考えており、妊娠・出産・子育て期の支援の施策においては、セカンドブック事業、幼児期の教育・保育環境整備の施策においては、保育園での使用済みおむつの処分、経済的負担軽減の施策においては、学校給食費の無償化、障がい等の早期発見と相談支援の施策においては、新生児聴覚検査事業といった新たな取組として、計画策

定時よりさらに発展、充実させることができた施策も多くあると考えているところであります。

続きまして、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュールにつきましては、現在、子どもの保護者や、子ども・子育て支援に係る当事者の意見を広くお聴きするため、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業関係者、学識経験者、関係団体の代表者で構成する子ども・子育て会議を設置し、計画の素案について協議を進めており、今月中に成案として公表してまいりたいと考えております。

なお、子ども・子育て会議の審議のほか、町民の意見を聴き反映する仕組みといたしましては、現在、計画素案についての意見募集を行っており、計画策定にあたり広く町民の皆様のご意見をお伺いし、必要に応じて計画に反映してまいりたいと考えているところであります。

また、計画決定後の町民の皆様への周知方法につきましては、町ホームページで公表するほか、冊子版を関係機関に配布することに加え、計画の概要をまとめた概要版を町内の保育園、幼稚園、小中学校の全生徒、全児童に配布したいと考えているところであります。

続きまして、ロ. 計画の方向性についてのご質問にお答えいたします。初めに、第2期と比べて特に重点を置く課題といたしましては、ニーズ調査において社会状況の変化、とりわけ母親が就労している割合が前回調査と比べて高くなっているとの結果が出ております。

この調査結果を踏まえますと、保育園や幼稚園、児童館などの利用ニーズは、今後も高まっていくものと考えられ、引き続きニーズ調査などで得られた要望等を充足できるよう、適切な目標設定などについて、子ども・子育て会議で協議いただいております。

このほか、第2期計画策定後に施行された子ども基本法に関する取組や、今後実施が予定されているこども誰でも通園制度、新複合施設の整備など新たな取組についても位置づけられるよう検討してまいりたいと考えております。

続きまして、保育ニーズの把握方法変更への対応についてであります。第3期の計画策定にあたり、こども家庭庁より示された保育ニーズ等の把握方法の手引であります第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方では、近年の育児休業の取得状況や保育所等への入所申込者数などにおいて、1歳児と2歳児の保育ニーズに差異があることを指摘しております。

このことから、より正確なニーズ把握のため、第3期の計画の策定においては、1歳児と2歳児を分けて集計することとされており、町の計画におきましても、国の手引に従い対応しております。

次に、町における預かり保育の実施状況と今後の拡充についてのご質問ですが、これまで町では、1歳以上のお子さんを、保護者の就労や疾病、冠婚葬祭、リフレッシュなどの理由により、保育園でお預かりする一時預かり事業の実施や、保護者の仕事や疾病の際、児童福祉施設等で休日や夜間などでお子さんを預かる子育て短期支援事業を実施しているほか、保育園の在

園児に対しては、保育認定時間外の、いわゆる長時間延長保育を実施し、保護者の多様な保育ニーズへの対応を図っているところであります。

また、幼稚園の預かり保育につきましては、町内外の私立幼稚園で実施をしていただいております。在園児を対象に朝や夕方、長期休みの期間中など幼稚園の通常の教育時間以外にお子さんを預かるものであります。

町といたしましては、保護者の就労率向上などに伴う保育ニーズの多様化を念頭に、現在、実施しております保育園の一時預かり事業を推進していくほか、幼稚園における預かり保育につきましては、預かり保育のニーズに対して、適切な対応がされるよう、幼稚園と連携してまいりたいと考えているところであります。

さらに、保育ニーズの多様化に対応するため、来年度から、先ほど町長の答弁にもありました、新たに創設するベビーシッター利用支援事業や、町社会福祉協議会で行っているファミリーサポートセンター事業の利用促進、また、令和8年度から全ての市町村で実施することとされているこども誰でも通園制度など、多様化する保育ニーズに対する施策を総合的に実施し、子育て支援のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

3番（塚田さん） ご答弁いただきました。子どもたちは、町の未来を担う大切な存在です。安心して成長できる環境を整えることは、私たち大人の責任であり、町の発展にもつながります。子どもたちの健やかな成長を支えるために、行政、地域、家庭が一体となって取り組む必要性があります。今後も、子どもたちの声に耳を傾け、よりよい支援策を共に考え、実現できることを期待し、次の質問に入らせていただきます。

2. 地域福祉の充実に向けて

地域福祉の充実に、行政や福祉機関だけでなく、地域住民や関係団体の関わりが欠かせません。少子高齢化や生活環境の変化により支援を必要とする人々が増える中で、地域全体で支え合う仕組みを構築することが求められています。

その背景には、以下のような理由があります。まず、地域との関わりがあることで、支援が必要な人を早期に把握できるようになります。行政の支援は一定の基準の下で提供されますが、地域に住む人々こそが日々の生活の中で住民の変化に気づきやすい立場にあります。特にひとり暮らしの高齢者や支援を求めにくい家庭では問題が表面化しにくく、周囲の見守りがなければ深刻な状況に陥ることも少なくありません。地域住民の関わりが深まることで小さな異変を察知し、必要な支援につなげることができます。

また、地域が主体となった共助の仕組みを構築することで福祉の持続可能性が高まります。行政の福祉サービスは、全ての人を対象にその内容も様々ですが、全てのニーズに対応するのは困難です。

しかし、地域住民やボランティア団体が連携し、こども食堂や学習支援、高齢者の見守り活

動などを行うことで、公的支援だけではカバーし切れない部分を補うことができます。こうした取組を通じて、住民同士の助け合いの文化が生まれ、持続的な福祉の仕組みが生まれます。

さらに、地域の関わりが深まることで、支えられる側だった人が支える側としての役割を持つ循環が生まれます。例えば、かつて支援を受けた高齢者が、今度は地域の子どもたちの見守り活動に参加することで社会とのつながりを感じ、地域の一員としての役割を持つことができます。このような相互支援の仕組みが広がれば、地域の福祉力が向上し、一人一人が自分の住む町を支える意識を持つことにつながります。

また、地域が主体となることで、地域特有のニーズに応じた柔軟な支援が可能になります。地域によって高齢者が多い、外国人住民が多い、共働き世帯が多いなど、課題は異なります。そのため、行政の一律の支援だけでは十分に対応できないケースもあります。地域住民が関わることで地域に合った支援の形を模索し、より実効性の高い福祉活動を実施することができます。そして、地域との関わりが深まることで、福祉が特別なものではなく、地域に根づいた文化として浸透していきます。日常の中で、困ったときはお互いさまという認識が広がることで、助け合うことや支援を求めることへの心理的なハードルが下がります。結果として孤立を防ぎ、地域全体の安心感が高まることにつながります。

こうした理由から、地域福祉の充実には地域住民や関係団体との連携が欠かせません。行政や社会福祉協議会、民生委員、ボランティア団体などが協力し合い、地域に根ざした福祉の仕組みを構築していくことが求められています。今後どのように地域とのつながりを強化し、支え合いの仕組みを発展させていくのか、具体的な取組について考えていく必要があります。

そこで、イ．地域との関わりについて、3点お尋ねします。

一つ目として、民生委員は、地域住民の身近な相談役として福祉の最前線で活動しています。高齢者や障がい者など、様々な生活に困難を抱える方と接し、適切な支援につなぐ役割を担っています。しかし、少子高齢化の進行や地域コミュニティの変化により、担い手不足や業務の負担増といった課題が指摘されています。また、支援が必要な人が増える一方で、民生委員の役割や活動が住民に十分に理解されていないケースもあります。現在の民生委員の活動の現状と課題についてお聞きます。

二つ目として、在宅介護支援センターは、高齢者やその家族から相談を受け、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談支援や福祉サービスの提供を行う重要な拠点です。社会福祉協議会において実施されていることから、地域住民に身近な支援を行うことが期待されていますが、行政やほかの福祉機関、民生委員との連携が十分に機能していなければ、支援が途切れるおそれがあります。また、地域住民がセンターの役割を十分に理解していなければ、本来受けられるはずの支援を活用できない可能性もあります。そこで、在宅介護支援センターと町の連携についてお聞きます。

三つ目として、地域福祉の充実には、行政だけでなく住民や関係団体が主体的に関わることが不可欠です。地域での支え合いが強まれば、公的支援だけでは対応し切れない福祉ニーズを補完し、よりきめ細やかな支援が可能になります。しかし、地域の中でどのような協力体制が築かれているのか、どのような課題があるのかは地域ごとに異なります。また、自治会やボランティア団体、NPO、企業など、様々な主体がどのように関与しているのかを把握することで、今後の連携強化につなげることができます。そのため、地域住民や関係団体と連携しながら地域福祉を充実させるための取組についてお聞きします。

以上の点について、町の見解をお尋ねします。

福祉健康課長（鳴海さん） 2. 地域福祉の充実に向けてのご質問にお答えいたします。

近年、経済・社会、そして地域環境の変化等により、生きづらさや生活上の課題が複雑化・多様化する中、一人一人が尊重され支え合う地域共生社会の実現を目指し、住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応できる支援体制づくりが求められています。

また、コロナ禍において、様々な活動の制限により、孤立等の問題が深刻になった経験を踏まえ、常に住民に寄り添い、人と人をつなぐ活動を行っている民生児童委員の皆さんへの期待と役割はますます大きなものとなっています。

初めに、民生委員の活動についてのご質問でございますが、民生委員は、民生委員法に基づき定数等が定められ、職務の重要性に鑑み、厚生労働大臣から委嘱される非常勤特別職の地方公務員で、児童委員を兼ねることとされており、民生委員法第1条において、「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるもの」とその任務が定められています。

また、職務につきましては、住民がそれぞれ自立した生活が営めるよう、必要に応じて生活状態を適切に把握し、援助を必要とする方の生活に関する相談に応じ、助言や福祉サービスに関する情報提供などの援助を行うことや、関係行政機関の業務に協力すること、社会福祉事業や活動への支援をすること等、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこととされております。

具体的な活動内容としましては、介護、医療、妊娠、子育て、生活等の不安など、様々な相談に対し必要な支援が受けられるよう、町や専門機関と住民とをつなぐことのほか、高齢者や障がい者の安否確認や見守り、福祉制度の周知、行政や社会福祉協議会等の関係機関の会議などへの参画及び提案、地域行事や学校行事等への参加などが挙げられます。

また、児童委員は、児童福祉法において市町村区域に設置が定められ、職務としましては、児童及び妊産婦について、生活や取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと、保護や保健、その他の福祉に関するサービスを適切に利用するために必要な情報提供など、援助・指導を行うこと等であり、民生委員の職務と併せて行われています。

当町では、これらの職務を社会福祉の増進に熱意がある３９名の民生児童委員さんに担っていただいております、坂城町民生児童委員協議会の「支えあう 住みよい社会 地域から」というスローガンの下、日々活動をしていただいております。

特に毎月、独居高齢者のお宅などを訪問し、最近の様子や悩み事を聞くなど、顔の見える関係づくりやコミュニケーションを図ることに加え、地域とのつながりが持てるようお楽しみ会を企画して余興などを楽しんでいただくなど、地域住民との関係づくりにも積極的に取り組んでいただいているところであります。

また、定例会では委員同士の情報共有とともに、諸問題や相談ケースについて地区別会議を行うほか、先進地や町内福祉事業所への視察・各種研修により、資質向上に取り組むなど、地域福祉の推進と安心して住み続けることができる地域づくりのために日々ご活躍されています。

さらに、県障がい者スポーツ大会、町のレクリエーション軽スポーツ交流会においても参加者のサポートなどを行い、障がいのある方がスポーツを楽しみながら多様な人との交流により、お互いの人権を尊重し、理解を深めるインクルーシブ社会や障がいに対する理解の促進等にご協力いただいております。

ご質問の民生委員の課題としましては、まず、地域のつながりの希薄化、住民の直面する課題の複雑化・多様化に伴い、民生委員さんへの相談も多岐にわたるようになったほか、委員の役割や職務内容を負担に感じられるため、これらの活動を担う後継者が地域の中から探しにくいといった現状があります。

また、訪問先で、本来の職務に含まれない作業を依頼され、対応に苦慮されるケースなどが見受けられることから、これらの対応について過度の負担とならないよう、自治会や近所の住民の協力を得て、地域全体で支援を必要とする方を見守ることができる体制づくりが重要であると考えております。

町といたしましては、民生委員さんが活動しやすい体制・環境づくりを推進し、委員の皆さんとともに民生児童委員制度の周知広報を行い、住民の方に民生児童委員を正しく知っていただき、地域福祉にも関心を持っていただけるよう今後も取り組んでまいります。

続きまして、在宅介護支援センターとの連携のご質問にお答えいたします。

我が国の高齢者福祉施策は、老人福祉法が制定される前の救貧的政策から、高齢者を取り巻く環境の変化に伴い、在宅福祉施策の充実が図られ、１９８９年に出された高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）により、家族介護支援策を推進するため、高齢者やその家族が身近なところで専門職による相談・援助が受けられるよう整備が進められた施設が在宅介護支援センターであります。

当町におきましては、在宅介護支援センターを老人福祉センター内に設置し、業務につきましては指定管理者である町社会福祉協議会に委託して実施しておりますが、町のほぼ中心に位

置し住民の利便性も高いことから、地域に根ざした相談支援や地域の実態把握、関係機関との調整など幅広く業務を行っております。

具体的には、介護保険適用前の要介護認定に至らない要援護高齢者やその家族に対して、在宅介護や生活上の悩みなど総合的な相談に応じ、高齢者の状態や家族状況に応じた適切な高齢者福祉サービスの情報提供や、要介護認定申請のご案内のほか、介護サービスを利用しない独居高齢者などについても、個別に訪問を行う中で、健康状態の確認と併せ生活状況等の聞き取りと指導を行うなど、日常生活の自立に向けた支援事業を実施しております。

また、地域包括支援センターとも定期的な連絡会を行い、把握している情報や課題を共有し、対応策を検討するほか、関係機関との連携により、高齢者や支援を必要とする方への適切な対応がなされるようネットワークの強化にも努めているところであります。

次に、地域福祉を充実するための取組につきましては、高齢者や障がい者に限らず悩みを抱える方が孤立しないよう、町と地域福祉を推進する社会福祉協議会のほか、主体となる地域住民等の参加が不可欠であり、地域とのつながりを持つことが重要であると考えております。

こうしたことから、高齢者等が住み慣れた地域で生きがいを持ち、自分らしい生活を送ることができるよう、既存の組織やグループに加え、住民活動をはじめとした多様な資源の発掘や、新たな提供主体の立ち上げ支援など、地域での支え合いの仕組みを推進する生活支援体制整備事業において、コーディネーター業務を社会福祉協議会に委託し、地域の実情に応じた通いの場や活動が行えるよう協議を重ね取り組んでおります。

この事業におきましては、自身の健康と地域での交流や関わり、世代間の意識差等各種課題について考えていただくことを目的とした講演会や講座を実施しており、大変多くの方にご参加いただいております。

また、こうした講座などを通じ、自分にとっての大切な価値観や今後の人生についてどうありたいかという話を聞くだけでなく、テーマに沿って自由に話し合う機会を設けることで、自分の困り事や地域での課題について、支援や解決につながるような仕組みづくりや活動等の展開につながるよう、住民やボランティア等の団体に働きかけを行っております。

このような取組を継続することで、住民の方が地域で集まるきっかけをつくり、自身のやりたいこと・大切にしたいことを実現するとともに、介護や福祉の公的なサービスでは補うことが困難な生活支援等について、住民自らが主体となる活動が増えていくことが地域福祉の充実につながるものと考えております。

町におきましては、町民の皆さんが住み慣れた地域で助け合いながら暮らすことができるよう、近隣での助け合いや地域で活動するグループなど、身近なところで実践できる支援の輪を広げる地域づくりの構築に向け、様々な福祉施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

3 番（塚田さん） ご答弁いただきました。地域福祉の充実、全ての世代が安心して暮らせるまちづくりの鍵となります。支援が必要な人に適切な手が差し伸べられる仕組みを整え、誰もが支え合える地域社会を築くことが重要です。地域のつながりを深め、行政と住民が協力しながら課題を解決していくことの大切さを改めて実感しました。今後も地域の皆さんの声を大切に、よりよいまちづくりに向けて協力しながら進められていければと思います。

今回の質問を通じて、子どもたちが安心して成長できる環境づくり、そして地域福祉の充実について改めて考える機会となりました。子どもたちの未来を支え、地域全体で助け合える仕組みをつくることは、持続可能なまちづくりに欠かせない要素です。誰もが安心して暮らせる町は、誰もが望むものです。そのためには、一つ一つの課題にしっかり向き合い、行政と地域が力を合わせて取り組んでいくことが求められます。今後も皆さんの声を大切にしながら、よりよいまちづくりに向けて前進していけることを期待して、私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） ここで昼食のため、午後 1 時 3 0 分まで休憩といたします。

（休憩 午前 1 1 時 5 3 分～再開 午後 1 時 3 0 分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、1 4 番 大森茂彦議員の質問を許します。

1 4 番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

今年は戦後 8 0 年、あわせて被爆 8 0 年になる年になります。昨年、日本原水爆被害者団体協議会（被団協）が、長年の運動が評価されノーベル平和賞を受賞いたしました。この間の運動が世界の認識を変え、国際団体の核兵器廃絶国際キャンペーン（I C A N）が同じく核兵器禁止条約をつくる大きな力を発揮したとして、この I C A N もノーベル賞を受賞しております。

このような運動を大きく支えてきたのは、日本国内の平和団体の運動や、あるいは坂城町のように、全国の多くの自治体が非核平和の町宣言を採択し、これらの運動を後押ししていたという経緯があるのではないかと思います。

広島市のホームページによりますと、2 0 2 4 年 9 月 2 4 日現在の署名国は 9 4 か国と地域、そして批准国は 7 3 か国・地域となっています。一步一步、核兵器禁止条約に加盟してきております。また、今、長引くロシアによるウクライナ侵略で核兵器の使用が現実味を帯びてきております。今こそ全世界が核兵器の使用を阻止し、廃棄させる運動が急務となっています。

こうした中、先日、第 3 回締約国会議が開催され、7 日に採択した宣言では、世界の不安定増大の中で、核兵器のない平和への我々の誓いを強化すると、このことを宣言して閉幕しております。

さて、この一般質問でまず取り上げたいのは、1 といたしまして、戦後、そして被爆 8 0 年の想いということで質問してまいります。

イといたしまして、新年度の事業計画は。

私は、昨年の9月議会で、来年は被爆80年になる。年間を通して平和を考える年にするため、戦争体験者の聞き取りや講演、広島のパネル展に子どもたちを派遣すること、町内で原爆写真展や被爆者の皆さんが描いた絵画の展示などを計画してはどうかと、このように提案してまいりました。これについて、今年度の事業について順次お尋ねいたします。

まず一つは、非核平和の町宣言文、これをパネルにして、来庁者の見えるところに掲示してほしいということの提案をいたしました。これについてどのようになったかお尋ねいたします。

二つ目に、新年度の社会教育、生涯学習、町ふれあい大学講座等の計画はどのような計画になっているかお尋ねいたします。

三つ目に、学校教育での取組はどのような計画をされているのか。

以上1回目の質問といたします。

総務課長（伊達君） 私からは、1. 戦後・被爆80年の想いは、伊といたしまして、新年度の事業計画はのうち、非核平和の町宣言文をパネルにの提案はどうなったかのご質問にお答えをいたします。

当町の非核平和の町宣言につきましては、平和が町民生活の基本であるとの理念の下、昭和60年9月27日に議決宣言されたもので、世界で唯一の被爆国として、核兵器による悲劇を繰り返さないという平和への強いメッセージが込められた内容となっております。

この宣言文につきましては、役場庁舎や町立図書館の行政資料コーナーに配置してある例規集を手にとってご覧いただけるほか、町ホームページにも掲載し、時間や場所を選ばず、気軽にご覧いただいているところであります。

大森議員さんからは、昨年9月定例会の一般質問において、宣言をパネルにして、来庁者に見える場所に掲示できないかといったご質問をいただき、宣言文の掲示につきましては、大きさや方法、場所等について検討してまいりたいとお答えをさせていただいた中で、役場庁舎に入って正面に位置する電光掲示板による掲示を行っているところでございます。

電光掲示板につきましては、庁舎に入って正面にあり、庁舎の案内図も表示されていることから、来庁された方も足を止めることが多く、目に留まりやすいことや、新たな設置スペースを要しないといった利点がございます。

一方、電光掲示板は一定の時間で画面が切り替わることから、宣言文をじっくり見たいという方には、例えば、別途印刷したものをご用意してご覧いただくなどの工夫をしてまいりたいと考えているところでございます。

教育文化課長（長崎さん） イ. 新年度の事業計画についてのご質問のうち、教育関係について順次お答えいたします。

初めに、新年度の講座等の計画に関するご質問でございますが、町では、生涯にわたり学び

の機会を提供するため、さかきふれあい大学として教養講座、専門講座、公民館講座、出前講座、長野大学坂城町講座等を開設し、生涯学習の推進を進めているところでございます。

戦後・被爆80年を迎えるにあたり、ご質問の、令和7年度のさかきふれあい大学などの事業計画につきましては、戦争の悲惨さや平和の尊さなどを学ぶ講座といたしまして、まず、ふれあい大学の専門講座において、戦後80年平和学習事業と位置づけた大人と子供の社会見学会として、阿智村の満蒙開拓平和記念館を訪問し、館内の展示見学や、語り部による説明、学習講話を通して、平和な社会とは何かを一緒に考える講座を計画しております。

また、後期の生涯学習講座につきましても、平和学習などを含めて検討してまいりたいと考えております。

長野大学坂城町講座では、長野大学副学長や学生の皆さんと一緒に太平洋戦争での戦争遺跡をバスで巡り、空襲被害があった現地の見学など、身近な地域における戦争の影響を再確認することや、戦時下を生き抜かれた方々の証言から平和について考える講座を開催する予定でございます。

公民館報におきましても、坂城町に残る戦争の記憶をたどる特集や当時の戦争体験者の証言などを掲載し、改めて平和について考える機会となるよう、準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、町立図書館のロビーにおいて、毎年8月の終戦記念日に合わせて開催しております戦争と平和に関する書籍の企画展示のほか、今年度は8月に坂木宿ふるさと歴史館において、戦争関連の企画展の開催や、10月に開催を予定しております図書館まつりでは、戦争関連の写真等の展示などを検討してまいりたいと考えております。

続きまして、学校教育における取組について申し上げます。小中学校におきましては、戦争を経験したことのない子どもたちが、戦争の悲惨さと平和の大切さを学ぶため、児童生徒の発達段階に応じた平和学習に取り組んでおります。

小学校3年生から5年生の国語の授業では、空襲や防空ごう、戦時中の生活や、広島・長崎の原爆の悲劇など学習教材として学習し、また、6年生の社会科では、「長く続いた戦争と人々の暮らし」をテーマに、日本の戦争突入の経緯、沖縄戦、広島・長崎への原爆投下、終戦までの歴史を学び、さらに「新しい日本、平和な日本へ」をテーマに、終戦直後の人々の生活、国際社会における日本の役割、憲法と平和主義、世界の未来と日本の役割などを学習しております。

また、中学校におきましては、各学年の道德の授業においても平和学習に取り組んでおり、加えて3年生の社会科の授業において、「第二次世界大戦と日本」をテーマに、昭和初期から第二次世界大戦終結までの世界の動きと日本の関わりを学び、第二次世界大戦と人類への惨禍について考え、表現する学習を行っております。

このような教科としての平和教育に加え、町では、小学校３年生の児童に副読本の「ふるさと坂城」を配布し、「戦争の中での郷土 昭和時代」という項目の中で、アメリカとの友情のあかしとして、３小学校に贈られた「青い目の人形」のエピソードや、満蒙開拓移民、学童集団疎開の受入れなど、自分たちの育った地域と戦争の関わりを通して、平和学習に取り組んでおります。

このほか、今年度、南条小学校では６年生の社会見学で、郷土の歴史学習の一環として、松代大本営地下壕を訪問し、実際の戦争遺構を見学することで、戦争の悲惨さや平和の尊さを学ぶ授業を実施しております。

また、昨年、当町とポーランドのツェレスティヌフ郡とのフレンドシップ協定による取組の一環として、この２月に町内の小学校５年生を対象に、ワルシャワ日本語学校教頭の坂本龍太朗さんによる講演会を村上小学校で行い、坂城小学校、南条小学校の生徒はオンラインで参加いたしました。

ポーランドにおける他国からの侵略の歴史や、ポーランドの隣国ウクライナの現状についてお話をいただき、子どもたちが世界情勢に目を向け、平和に思いをはせる機会となりました。

戦後８０年の節目を迎え、改めて子どもたちに平和な世界への思いを深めてもらうよう、引き続き、これまでの取組に加え、社会見学やポーランドとの交流などの機会を捉えて平和学習に取り組み、戦争の悲惨さ、平和の重要性を伝える教育を推進してまいりたいと考えております。

１４番（大森君） ご答弁いただきました。２回目の質問ですが、９月議会でご提案させていただいた内容は、年間を通じてという点では、ちょっとどうかなということもあるんですが、それぞれの分野で学習教育あるいは社会教育、あるいはふれあい大学等で戦争に関するいろんな取組をされるということで、非常に具体的なお答えをいただいたなというふうに思います。

また、満蒙開拓団というのはなかなか実現しないというのがあったんですが、阿智村の記念館へ、今度大人と子どもの社会見学ということで計画していただきました。多くの町民の皆さんがご参加できるような、そんなことも期待したいというふうに思います。

あと、非核平和の町宣言文、これをパネルにというのはなかなかお答えいただけないんですが、一歩前進なのが、印刷されて、手軽に手に取って持ち帰れるというような形にもなるのかなというふうに思うんですが、これは印刷されてどこへどんなふうにして、来庁した人が手に取ることができるのか。どの辺の場所に置くのか、そんな点ではいかがでしょうか。

総務課長（伊達君） 再質問にお答えいたします。

印刷物につきましては、現在、置く場所については、もうちょっと検討を進めているという段階でございますので、現状で今具体的にここというお答えはできませんけれども、そんな形で検討させていただきたいと考えております。

14番（大森君） ぜひ来庁者の方が気軽に手に取って読めるというふうに、ぜひしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。2といたしまして、より充実した新複合施設のために。

本議会の町長の招集挨拶で、新複合施設の基本設計については準備をしてきているということで、今度18日に第3回の建設委員会が開かれる。そこで平面図、立面図、3Dパース等で施設全体のイメージを示して基本設計をまとめると。そして、その後、28日に町民説明会を開いて、いよいよ建設の方向へ進んでいくと。このようなお話がありました。

まず、1といたしまして、これまでの確認ということです。

まず一つ目ですが、当初、保健センターと老人福祉センターの老朽化が原因、それを建て替えるために複合施設を造っていかうというお話になり、これが動き出しました。年度が替わったところで、所管が福祉健康課から企画政策課に移ったということがあるんですが、これはどんないきさつなのかということについてお尋ねします。

次に、二つ目といたしまして、建設委員の方にお聞きしたんですが、審議する資料が当日、机の上に配付されているというようなこともあったりして、依頼もそうですけれども、いわゆる事前に配付できないのかなというようなことも聞きました。しっかり内容を精査し、検討できるというそういう時間、あるいは図面なんかを頂いても、ゆっくりと自宅でも検討できると。こういう時間がやっぱり欲しいんだということをおっしゃっていました。せめて数日前、できれば1週間前くらいには提示してほしいというような意見もあるんですが、そのような対応はできるのかどうか、お尋ねします。

三つ目に、建設委員会にオブザーバーとしてお二人の方、あるいは2者と言っているわけか。参加されております。そして、これはSCOPE共同事業体となって参加されているわけですが、この役割はどんな役割をするのでしょうか。

次に、3といたしまして、招集挨拶では、18日の建設委員会で先ほど示したように、決定、住民説明会を開催していくということなんですが、そこで一つは、現在の建設委員会メンバーはいつまでが任期なのか。あるいは新しいまた委員会を組織するのかどうか、その辺はどんな組織体制になるのか。

二つ目に、今後、基本設計に基づいてさらなる詳細な実施計画をまとめるというふうになっておりますが、建物の構造だとか設備等の検討はどんな段階で議論といいますか、検討をされるのか。その工程過程はどうかということについてお尋ねいたします。

三つ目に、一応建設費は18億円ということを決めていますが、最近の信毎の記事によりますと、長野赤十字病院は資材高騰で150億円増となり、2028年度の開業を目指していたが、2029年度にずれ込むというような信濃毎日新聞の記事がありました。建設資材が高騰している今、予定どおり建設に着手できるかどうか、その点についてお尋ねいたします。

以上で1回目の質問といたします。

議長（滝沢君） 大森議員、イのこれまでの確認というところの三つ目の建設委員会開催の会議録を都度公表できないか、この質問が抜けていたんですが。

14番（大森君） 申し訳ございません。イのほうで、建設委員会開催の会議録、そしてその都度公表し、傍聴したい方あるいはホームページ等で公表できないかということをお願いしたというふうに思います。それについてのご答弁をお願いいたします。

町長（山村君） ただいま大森議員さんから2番目の質問としまして、より充実した新複合施設のためにということで、イとロとご質問をいただきました。私からは、これまでの確認のところで答えたいと思ひまして、そのほかは担当課長からお答え申し上げたいと思ひます。今、追加で質問された話もちちゃんと答えに入れておりますので、よろしくお願いします。

さて、大森議員さんから、2番目の質問としまして、より充実した新複合施設のためにとのご質問をいただきました。私からは、イのこれまでの確認のうち、主管課の変更の経過についてお答え申し上げまして、そのほかの質問については、担当課長から答弁いたします。

新複合施設につきましては、昨年度策定されました基本構想・基本計画に示された諸条件を前提として、建物の構造や各部門の配置、必要諸室の大きさなど、新複合施設の基本的な内容を具現化するため、基本設計における平面図の素案を用いて、施設利用者の皆さんや関係各所の職員からの意見・要望を10回にわたるワークショップを通じてお聞きし、また、その意見・要望を反映した設計図案を建設委員会においてお示しする中で、委員の皆様からご意見を伺うなど、広く施設イメージの共有を図ってまいりました。

また、ワークショップにつきましては、建設委員会の委員さんにもご参加いただける形式としまして、施設利用者の皆さんとともに、施設の動線や機能性のほか、保健・福祉・子育て支援・交流の各部門相互の連携などを想定する中で、幅広い視点での検討、調整を加えてきたところであります。

そうした中で、新複合施設の基本設計につきましては、今月18日に開催を予定しております第3回建設委員会において、立体的な外観図や内観図などでイメージを共有していただきながら、設備や構成要素などをご確認いただき、新たなご意見等については、次年度以降に予定している実施設計や施設運用の検討において、可能なものについてはできる限り反映してまいりたいと考えております。

また町民の皆様に対しましては、今月28日の午後7時から文化センター大会議室におきまして、新複合施設の基本設計に係る町民説明会の開催を予定しておりますので、大勢の皆さんに基本設計の概要をご覧いただきたいと考えているところであります。

また、ご質問の新複合施設の担当部署が福祉健康課から企画政策課に変更になった理由についてであります。町では令和元年度に、将来のまちづくりを見据えて、最適な公共施設の在

り方を検討し、施設整備の方向性を示した坂城町公共施設グランドデザインを策定するとともに、翌2年度には、グランドデザインに基づき、公共施設の計画的な整備や維持管理の推進により財政負担を平準化し、持続可能なまちづくりにつなげることを目的とした公共施設個別施設計画の策定を進める中で、老朽化が進む老人福祉センターと保健センターの在り方について検討がなされ、経過年数や耐震、建物の健全度に加え、施設としての重要性などを総合的に判断し、これら施設を統合した複合施設として整備していく計画といたしました。

そうした中で、更新の主体となる老人福祉センターと保健センター双方の所管課である福祉健康課におきまして、令和4年度に保健、福祉、子育て、生涯学習、まちづくり等の各分野に関わる団体の代表者等で構成される保健・福祉等複合施設建設準備委員会を立ち上げ、先進施設の視察等を交えながら、新たな複合施設の方向性等について検討を進めてまいりました。

建設準備委員会では、健康づくりに関する意識の高まりや少子高齢化が進む社会情勢を背景として、今後ますます重要性が高まると予想される保健・福祉分野の施策を推進する基幹的な機能にとどまらず、子育てや教育といった視点の要素も付加することで、小さなお子様から高齢者の方まで多様な世代が集い、活発な交流が図れる新たな交流と生きがいの拠点として施設整備を進めていくことといたしましたところであります。

こうしたことを踏まえ、令和5年度に取り組みました新複合施設のコンセプトとなる基本構想・基本計画の策定にあたりましては、建設準備委員会から新複合施設建設委員会に移行するとともに、新複合施設は、幅広い世代の交流とつながりを生む新たな拠点施設として、町民誰もが利用しやすく、利便性や快適性の高い多機能な施設を目指すことや、役場内においても全ての課や部署との横断的な検討・調整が必要なことに鑑み、主管課を福祉健康課から企画政策課に所管替えし、各課と連携した事業進捗を図ることといたしましたところであります。

施設整備の完了までには、まだまだ時間を要しますが、基本構想に掲げております「すべての人が安心できる居場所になると共に、人がつながり、笑顔がつながる、well beingの実現空間」を目指し、町民の皆様のご理解、ご協力をいただく中で、慎重かつ着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

企画政策課長（竹内君） 私からは、今のこれまでの確認のうち、審議する資料の事前配付、会議録の公表、共同事業体の役割についてと、ロの今後の予定はについてお答えをいたします。

まず、審議する資料は事前配付できないかのご質問であります。町では、新複合施設の建設委員会に限らず、各種委員会や審議会等の開催にあたって、内容が複雑であったり全体的にボリュームがある資料につきましては、可能な限り事前の資料配付が望ましいと考えているところであり、会議の内容や説明事項をあらかじめお示しすることで、当日の議論をより深めることにつなげるという観点では、重要であると認識しているところでございます。

しかしながら、日々変化する状況や最新の情報に基づく内容を踏まえた会議においては、必

ずしもそうした対応ができないこともございますので、ご理解をいただければと存じます。

続きまして、建設委員会の会議録の公表についてであります。委員会などにおける協議内容につきましては、町民の皆様へ適切なタイミングで、正確な情報をお伝えすることが重要であると考えております。

また、町民の皆様には正しい情報を伝えることで、協働によるまちづくりへの参画につなげる必要な要素であると考えております。

一方、会議の性質やご発言の内容によっては、公表に適さない場合も想定されますことから、全て一律に対応することは難しい面がございます。

新複合施設の建設委員会につきましては、これまでフリーなディスカッションの場として、委員の皆様から幅広く、自由闊達に意見をお出しいただきてまいりましたので、活字として公表することで、発言に遠慮が出ることも心配されたことから、公表については控えてまいりましたが、基本設計もまとめの段階に入ってきていることから、次回委員会の中で委員の皆様にもご相談をさせていただき、ご理解をいただいた場合については公表してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、共同事業体の役割についてのご質問ですが、当町で計画する複合施設につきましては、保健・福祉・子育て支援・交流の四つの部門から構成され、複数の役割を担う全国的にも事例が少ない施設であり、基本計画段階から竣工まで多くの検討や調整を進めながら、様々なプロセスを見据えた事業の進捗管理が必要となってまいります。

また、「すべての人が安心できる居場所になると共に、人がつながり、笑顔がつながる、well beingの実現空間」をコンセプトとして、地域交通の拠点機能や、誰一人取り残さないというSDGsの理念の具現化、DX推進による利便性の向上、効率的で利用しやすいサービスの提供など、施設要件も多岐にわたっております。

これらを実現するためには、建物の建築そのものに関する技術や知識といったハード面、目的に沿って施設を有効に活用するためのソフト面の両面にわたりアプローチをしていくことが求められることから、事業主体である町側の意向に沿って、設計業者などとの協議・調整を円滑に進め、着実な事業進捗を図るため、数少ない事例に携わった経験がある建築設計事務所と住民などからの意見や課題の集約等実績がある特定非営利活動法人による共同企業体に、コンストラクション・マネジャーとして、事業全体をサポートしていただいているところであり、建設委員会においても、オブザーバーとして参画いただいております。

一般的にコンストラクション・マネジャーとは、建築工事などにおける設計や施工について、発注者側の立場で監修を行うなど、通常、発注者に専門的・技術的知識がない場合などにおいて、費用やスケジュール、品質等の観点で工事が不利に働かないようにサポート等を行う役割であります。当町におきましては、こうしたハード面のほか、ワークショップにおける意見

の取りまとめや聴取した意見が設計に反映されているかのチェックなどのソフト面につきましても、設計業者と町との仲介役として、専門的な知見を生かしたサポートをいただいているところでもあります。

続きまして、口の今後の予定はについてのご質問にお答えいたします。まず、新複合施設建設委員の任期であります。新複合施設に係る建設委員会設置要綱では、「複合施設の建設に係る基本的な方針及び計画並びに設計に関し、広く町民の意見を徴し、整備計画を作成すること」及び「その他複合施設の建設検討に必要な事項」の2点を建設委員会の任務としており、委員の任期については、「任務に掲げる事項の完了をもって満了する。」と規定しております。

そのため、計画及び設計段階から、最終的な竣工に至るまで、建設委員会としての任期は継続するものとして、都度必要に応じて協議にご参加いただくことを想定しております。

次に、建物の構造や設備等の検討時期などについてのご質問であります。今年度実施している基本設計は、複合施設建設予定地の造成の高さや建物の位置、構造、外観のほか、各部屋の配置や広さ、間取りなど基本的な設計として具体化するものであり、今年度末の完了を予定しているところでもあります。

また、来年度予定しております実施設計では、基本設計に基づき、建築を実際に施工するための設計図書を作成することとなり、家具類や空調、電気、水回りといった設備を含めた詳細な仕様書や設計図の作成を行ってまいります。

実施設計の進め方につきましては、基本設計と同様に、建設委員会をはじめ、施設利用者や関係各所の職員などの皆さんと施設イメージと進捗状況などを共有してまいりたいと考えております。

次に、新複合施設の建設費についてのご質問であります。基本構想・基本計画において、施設の延べ床面積の上限を3千平方メートル、建物本体工事費の上限を18億円としてお示ししております。

お示した金額につきましては、建物本体のみの工事費で、外構、造成工事、什器や家具備品、駐車場施設内の設備等は含まないものとして、基本構想・基本計画策定時の経済情勢を基に概算額を見込んだものであります。物価高騰や建設業における週休2日制の推進など、建設事業を取り巻く社会経済情勢も変化しているところでございます。

現在の基本設計段階においては、コスト管理を意識しながら、概算工事費の積算を進めているところではありますが、実施設計においても、コンストラクション・マネジャーを介し、設計業者との綿密な協議・検討が必要であると考えております。

基本構想・基本計画においてお示した建物本体工事費の上限につきましては、18億円を基準額として、時点修正により物価高騰などの影響を考慮する必要があると考えておりますが、well beingの実現空間として、町民の皆様に愛される生きがいと交流の場となるよ

う、着実かつ慎重に事業推進に努めてまいりたいと考えております。

14番（大森君） ただいま答弁いただきましたが、ちょっと量が多くてですね、いろいろと議論する時間もないんですが、取りあえず急ぎで一つだけ先にお尋ねするんですが、コンストラクション・マネジメントということでお話がありました。この役割として、日本コンストラクション・マネジメント協会というものがあって、そこで団体資格をテストをやって与えているんですよね。このお二人というか、2者といいますか、コンストラクション・マネジメントの資格というのをお持ちなんですか。まず確認ですが。

企画政策課長（竹内君） ご質問にお答えをいたします。

コンストラクション・マネジメントの資格ということでございますけれども、現在お願いをしている企業体については、その資格は持ってございません。

14番（大森君） 過去のいろんな経験上、あるいは町とのつながり等も支援があったということで、よその自治体の建物をやられたという経験もあるというお話もお聞きしていますけれども、やはりもう国土交通省も今はこれを重視してきていますよね。そういう点ではですね、やっぱりもう少しそのところはきちんとした、町民も安心できる方をお願いするということの方が大事じゃないかなというのを一つ思うんですが、資格のあるないで、いい悪いというものができるかどうかという、そういう評価をするわけではありませんけれども、やはり町民が安心して、こういう方ということがやっぱり。そのためには、業界団体が一応基準を決めてやっているテスト、これについて合格するということがやっぱり大事じゃないかなというふうに思うんです。この辺について指摘しておきたいと思います。もう今ここまで進んでいますので、いろいろと混乱を招いてもいけませんので、これはこれだけにしておきますけれども。

次の件ですけれども、もう一つは、会議の前に資料を提出するのは、ちょっとどうかと。できるときもあれば、こういうご時世の中でできないときもあるというご答弁がありました。

18日の資料は前もって配付できるんですか。お答えください。

企画政策課長（竹内君） 資料の事前配付のご質問にお答えをいたします。

18日に予定している建設委員会の資料については、直前、今週末まで設計事業者等との打合せも予定されているところであり、事前の配付はできないものと、しないで当日の配付ということで考えております。

14番（大森君） 配付はできないということですね。一番最後に大事にまとめて、町民に説明会をやるというときに、それでは建設委員会の日程を変更するという事ではないですか。町長、それはどうですかね。検討してください。

町長（山村君） 今そういうお話がありましたので。招集案内を建設委員会に出しますから、そのときに詳細なデータとか資料がもし間に合わなければ、それは出さないにしても、どういう項目で議論するとか、出せる範囲を決めて、いろいろ検討します。資料を出しますと言ってい

る、今は。手を振っているけれども、だから中身は、例えば詳細な議論がまだできないと私はできないと思うんだけど、ただ18日に建設委員会をやって議論をしないと、町民の説明会までにちょっと間に合わないと思いますので、ですから中身については検討しますけれども、すみません、内部で検討します。

企画政策課長（竹内君） 当日の資料についてのご質問ですが、実際にですね、当日は先ほども答弁にありましたとおり、外観図、内観図というものをお示しして、その状況を皆さんに見ていただいて、ご意見をいただこうと思っております。

基本的なものについては、第2回の建設委員会においても概要は説明をさせていただいてますし、その意見に基づいて最終調整をした図面という形で今調整をしているところでございます。当然、その委員会において事前に配付できるものについては、配付をしてみたいと考えておりますが、基本的なものについては図面というようなことになりますので、図面が完成していない中では、配付することはできないものと考えているところでございます。

14番（大森君） それは中途半端というものじゃないですか。それで議論してくださいと提示するんですか。この議場にも建設委員の方が3人いらっしゃいますけれども、責任重大ですよ。建設委員会の皆さんは。そんな中途半端な資料を頂いて審議していくというのは。ぜひ延期して、やっぱりしっかりと建設委員の皆さんに検討していただくと。焦ることはないじゃないですか。1年延ばしてもいいんじゃないですか、それは。そんな中途半端なやり方をしないで、きちんとやって。検討。

町長（山村君） 最近、郵便局は土日に配達してくれないということがあるんですけども、休みの日は難しい。それはそれとして、できるところまでやります。やって、事前に少なくとも資料をお渡しするということにします。ですから、完全に当日使う資料で事前にお渡しするものと、もちろん当日に付加する資料もあるかもしれません。ですけど、今までと違って内容をご審議、あらかじめ見ていただく資料は事前に送るようにします。それで、よろしいでしょうか。やらないというのをやると言っているんです。いいですか。

14番（大森君） いずれにしてもですね、やはり日程が先にありきで進めているということだと思えます。だってこういうデザインや、こういう議論をして、こういう計画でこういうものを今準備していると。それを建設委員会でもんでいただくというには、前もって提出して、そして、例えば私が委員であれば、私が知っている大工さんなり、あるいは1級建築士のところに行って、こういうことはどうだろうかと。こういうこともいろんな人から声を上げていくということじゃないか。その場で、いいですか、これでいきますよということで簡単に。ちょっと待って、ここのところまでしっかり読んでいないよ、見ていないよ、検討できていないよという、これで第3回は終わります、町民説明会をやりまして、それは無責任な説明会じゃないですか。私はそう思いますよ。

町長（山村君） ですから、私は事前に今お送りすると申し上げているんです。来週、18日ですから、火曜日ですから、時間はまだあります。今日10日。ですから、それはお渡しするという、事前に判断できる資料をお送りするという事で約束します。ただ、追加の資料もあるかもしれないというふうにご理解いただきたいと思います。

これ以上やってもしょうがないと思います。そういうことをやりますので。やらないと言っているんじゃないです。やる。いいですか。

14番（大森君） 議会が終わった後、またいろいろとこれをお話したいというふうに思います。

このことで大分時間を取ってしまいましたが、3番目の有機農業の行方ということで質問したいと思います。

いろいろと本当は聞きたくて、一番時間を取りたかったんですが、簡単に質問項目だけちょっと行きます。有機農業を生産者に知ってもらうために、農家の集まりの場に県の担当者に来てもらって、説明していただくと。そして、有機農業とはどういうものかということをお話しすると。それで、参加された農家の方に感想などをお聞きするという事で、今後のことを検討していきたいというふうに答弁されました。去年の6月議会でそういうふうにお答えいただきました。それから、有機農業を学校給食で食材として使っている自治体があると。こういうところも研究していきたいというふうにご答弁いただきました。

また、町長は、私の質問のときにですね、減反について、何でこれが続いているんだろうということ、ちょっとお怒りの発言もありましたけれども、これはもう国の施策なので、町でそれじゃあどんどん増やしてやりましょうというわけにいきませんけれども、それに代わる町の施策として、やっぱり農業としてきちんと位置づけていただきたいというふうに思うんですね。

そういう点でのオーガニック農業に取り組んでいくということについて、どのようにお考えになっているか、この点についてお尋ねいたします。

商工農林課長（北村君） 3. 有機農業の行方のご質問に順次お答えいたします。

まず、農家を集めた会議の場における有機農業に関する説明と農家の感想を踏まえた今後の町の取組の検討の状況についてのご質問であります。昨年7月に約30名の町内農家が集まる会議の際に、長野県長野農業農村支援センターの職員をお招きし、「環境にやさしい農業」と題し、環境負荷低減の観点から、化学肥料や化学合成農薬を低減した農業である環境負荷低減型の営農についてご説明をいただきました。

これは、有機農業も包括する内容であり、具体的には、堆肥や緑肥など有機質資材を用いた土作り技術、動植物質を原料とした肥料の施用や施用方法に関する化学肥料低減技術、機械による除草やフェロモン剤などを利用することによる化学合成農薬低減技術についてご説明をい

ただくとともに、環境負荷低減型農業の認定制度であるみどり認定や、そのメリットについてご説明をいただきました。

参加された皆さんは熱心に聴講されていたことから、町としましては、そうした取組について農家の方々に一考していただく機会になったと感じております。

しかしながら、一般的に、有機栽培や環境負荷低減型の農業が広く浸透していかない理由として、現在の有機栽培や環境負荷低減型の農業は、病虫害や雑草が発生しやすく管理の手間がかかるため、農家の負担が大きい上に専門的な知識が必要になる点や収量が不安定であるにもかかわらず、販売価格は慣行栽培と大差がないという点が障壁となり、二の足を踏む農家が多いためだとお聞きしております。

そうした現状を鑑みますと、町としましては、まずは有機栽培に関する理解を深めていただくため、農家側の機運の醸成を図ることが必要と考えており、次年度以降も県のご支援をいただきながら、有機栽培や環境負荷低減型の農業に関する研修会を開催してまいりたいと考えております。

続きまして、先進事例を参考にして、有機農産物を学校給食の食材として使用していくことに関する研究の状況についてのご質問にお答えいたします。

長野県内の先進的な事例としましては、有機農産物を学校給食に導入している下伊那郡松川町と上水内郡信濃町の取組が挙げられ、それぞれの町の担当者にお話を伺いました。

まず、4年ほど前から学校給食への導入を始めた松川町では、食材の供給体制の都合から、毎食、全食材を有機農産物にすることは難しいとのことですが、生産者団体と定期的な打合せを行い、納品時期、数量、品目をすり合わせ、一部の献立に取り入れているということであり、また、信濃町では、今年1月に、試験的にオーガニック給食を提供したということですが、こちらも供給体制の都合から、一部の献立に有機野菜を取り入れたところとお聞きいたしました。

お話をお聞きする中では、それぞれの町とも、町内で収穫された有機農産物を学校給食に使用するためには、必要量の確保が一番の課題であるとの認識でありました。

当町におきましても、まずは、町内における有機農法による生産者を増やし、生産体制を整えることが必要で、その次の段階として、学校給食に必要となる一定量の農産物の確保と調達価格の折り合いが整うことが見通せた時点で、教育委員会や栄養士の見解を踏まえながら学校給食導入に向けて検討していくものと考えております。

続きまして、町独自の政策として、減反を取りやめ、オーガニック農業をに関するご質問にお答えします。

現在、坂城町農業再生協議会では、国や県と足並みをそろえながら、全国規模で米の需要量に適した量を作付することにより、米の過剰供給を防ぎ、価格の安定化を図ることを目的とし

て、農家の皆さんに、米の作付量を抑制する需給調整を依頼しております。

令和6年産米については、町内で、約1万520アールの水田で米が作付、生産された一方、作付を見送っていただいた約5,600アールの水田では、いわゆる転作と呼ばれる野菜など代替品目の栽培のほか、一部の大規模農家には、輸入に依存している麦、大豆などの生産に取り組んでいただきました。

今後も、国や県と足並みをそろえながら、引き続き需給調整の推進を図ってまいりたいと考えておりますが、昨年夏以降、米の需要が供給を上回り、米不足といった状況が継続し、米を取り巻く情勢が大きく変化してきております。

町といたしましては、国の農業政策の動向を注視するとともに、農家の皆さんには米や転作作物を生産する際に、有機栽培や環境負荷低減型農業を視野に入れていただくよう、研修会を開催してまいりたいと考えております。

14番（大森君） 答弁いただくだけで時間が終わってしまいました。これは、町長の決断が進んでいるところがあるんですよ。飯綱町は、有機農業でオーガニックビレッジを宣言しています。これは、2024年4月に。そこでは、当町において有機農業の現状は、有機JAS認証及び環境保全型農業直接支払交付金の対象となる有機農業の経営体はおらず、町として有機農業に取り組む農業者の実態を把握できていない状況にあると、こう報告があるんです。けれども、5年後に目指す目標を立てるということで、計画を立てているんです。だから、最初からテスト的にやっっていこうということで、町のほうで補助金を出しながらテストをやっっていくということで裾野を広げていこうということがスタートなんです。

この間のときに町長は、大森議員は、ワイナリーのことを全く言わないというお叱りをいただいたんですが、今日は十分言わせていただきますが、ワイナリーのこれも、町長の決断からスタートしたんじゃないですかね。町長にちょっと答弁いただければ。そうだったと思うんです。

それが何かというと、事業の一番最初にこれが出てくるわけです。これはちょっと、ワイナリーのほうはプリントアウトできなかったんですが、一つ古いのかな。これについては、一番困難なところにワイナリーが出ているわけですね。「チャレンジSAKAKI」、こういうものです。だから、これを。ここへ有機農業、オーガニックビレッジ宣言をやって、計画を立てようじゃないですか。そういうことをやっぱり本気でやらなきゃいけないと思います。

町長は、私の最初の質問のときに大変重たいテーマであるというふうにご答弁をいただきました。その間1年半くらいたっているんですよ。遅々として前進していないというふうに私は思います。やはりもう少し具体的に一步一步進めていっていただきたいというふうに思います。

以上、私の質問を終わります。

議長（滝沢君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

次回は、明日１１日、午前１０時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 ２時３０分）

3月11日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 13名

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	9 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	中 嶋 登 君	10 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	11 〃	柰 津 明 子 君
5 〃	水 出 康 成 君	12 〃	大日向 進 也 君
6 〃	宮 入 健 誠 君	13 〃	朝 倉 国 勝 君
7 〃	中 村 忠 靖 君	14 〃	大 森 茂 彦 君
8 〃	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長	竹 内 祐 一 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
まち創生推進室長	小河原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	川 島 徳 夫 君
保健センター所長	川 島 徳 夫 君
子 ども 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 子育て支援についてほか

水 出 康 成 議員

(2) 選挙に於ける投票状況についてほか

宮 入 健 誠 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、竹内優子会計管理者から欠席の届出がなされており、これを許可しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（滝沢君） 最初に、5番 水出康成議員の質問を許します。

5番（水出君） 改めまして、おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

質問表題として、一つ目に子育て支援について、二つ目に創業者支援について、一般質問を行います。

初めに、子育て支援について。

前回定例会にて、子育て支援と近隣市町村より移住促進環境の優位性をつくるため、保育園の副食費無料化を受けて、幼稚園同年児を持つ世帯への支援追加について質問しました。答弁では、幼稚園運営主体者と意見交換を図りたいとあり、その後の経過と展開について伺う質問となります。

本件は、町長より、本定例会招集挨拶として一部抜粋いたしますが、幼稚園に通う保護者の経済的負担の軽減を図るため、副食費を徴収しないこととした幼稚園等に対する副食費補助事業の取組について触れられていました。令和7年度から幼稚園等の保護者世帯を支援するために、令和7年度一般会計予算案では私立幼稚園補助事業のうちの主な経費として、施設型給付補助金は令和6年度予算より1,500万円増の7,500万円が計上されており、実施に向け、町長のまちづくりへの強い思いが、スピード感を持ち本定例会での審議につなげたことと評価したいと思います。

そこで、運営主体者と意見交換後の経過と展開について、3点について伺います。

一つ目として、町内幼稚園の年少から年長児世帯へ、保育園副食費相当額の支援の在り方に

ついて。

二つ目に、同様に町外幼稚園等に通う世帯への支援の在り方について。

三つ目に、同様に4月1日現在3歳以上の未就学児を持つ全世帯へ支援を図りたいが、所見を伺います。

以上について、答弁願います。

子ども支援室長（橋本君） 1. 子育て支援として、保育園副食費相当額の支援展開についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、幼稚園につきましては、小学校就学前の子育てを支援する場として、保育園同様、必要不可欠な役割を担っていただいております、町としましては運営費の補助といった財政的な支援だけでなく、子育て支援センターにおける町内幼稚園への分室訪問による定期的な相談機会の確保や教育コーディネーターによる指導助言などを通じて、子どもの健やかな成長を支える子育て支援の重要な実施機関として、様々な連携を図っているところであります。

ご質問の、町内幼稚園の副食費につきましては、無償化に関して保護者の皆様などからご要望いただいているところでもあり、昨年12月に改めて町内幼稚園の運営主体と意見交換を行ったところであります。

昨年12月定例会での一般質問でも答弁いたしましたが、私立幼稚園における副食費の徴収につきましては、運営主体において判断されることが基本である中、副食費の無償化に向けた取組として、令和7年度からは、幼稚園等が保護者から副食費を徴収しない場合、副食費に係る費用の一部を町が補助することができるよう、必要な経費を新年度予算案に計上したところであります。

補助の主な内容といたしましては、幼稚園等に通う町内在住の満3歳以上の児童の保護者が支払うべき副食費を全額徴収しない場合、副食に係る経費の3分の2の額を町が補助するものであります。

なお、この副食費の補助基準額は、国より示されます1日あたりに要する副食費の公定価格に準じることとし、保育園へ通う児童の副食費に対する補助基準額と同じ水準とすることとしたところであります。

また、町外幼稚園等に通う世帯への支援につきましても、町内の幼稚園と同様に実施する予定であります。

次に、3歳以上の未就学児童がいる全世帯への副食費相当額の支援についてのご質問ですが、まず、町の子育て世帯への経済的支援といたしましては、令和4年度から実施している出産・子育て応援交付金事業や、不妊・不育症治療費の助成といった出生前の支援をはじめ、学校給食費の無償化のほか、町奨学金制度や、医療費の高校卒業までの補助に加え、町内の幼稚園と保育園に通う第3子以降のお子さんの保育料を無料とする施策や、保育園副食費の無償

化を実施しており、来年度からは、先ほどご説明いたしました幼稚園等の副食費の無償化に関わる取組も計画しているところであります。

町といたしましては、子育て世帯の経済的負担の軽減と、全ての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、これらの施策を今後も充実させ、取り組んでまいりたいと考えておりますが、4月1日現在3歳以上の未就学児がいる全世帯の副食費相当額の支援にあたりましては、対象世帯の把握方法をはじめ、移住促進などの効果等を総合的に判断する必要があると考えており、現段階において実施は考えておりませんが、他市町村の動向を注視するなど、今後とも効果的な子育て支援施策につきまして、研究してまいりたいと考えております。

5番（水出君） ただいま、子ども支援室長より答弁いただきました。1点、懸念事項がありますので再質問をお願いいたします。

幼稚園等の施設では、保護者から副食費を徴収しないこととありますが、従来、施設型給付補助金に関しては、給食費や副食費については不足額について徴収できることとなっています。町内幼稚園とは意見交換がされていますので、保護者から徴収しないことで実施になると思いますが、町外幼稚園の事業者は、当町からの副食費補助に対して、不足については保護者から徴収することを行うかもしれませんし、当町の申入れに応じない場合も考えられますが、その場合はどのような対応になるのか、お答えを伺います。

子ども支援室長（橋本君） 町外幼稚園等が副食費の無償化を実施しないとした場合の支援はどのようなかとの再質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、町外幼稚園等への副食費の補助につきましては、町外幼稚園等が町内在住の児童の保護者が支払うべき副食費を全額徴収しないこととした場合には、町内の幼稚園同様、その幼稚園等に対しても副食に係る経費の一部を町が補助することとしております。

今回の補助制度は、幼稚園等が副食費の無償化をすることを要件としていることから、幼稚園等が町内在住の児童につきまして副食費の無償化を実施しない場合には補助対象とはなりません。町内児童が通う町外私立幼稚園等に対しましては、今回の取組につきましてご理解いただけるよう説明させていただきたいと考えております。

5番（水出君） ただいま、再質問に答弁いただきました。保育園や幼稚園等に通わせている世帯は、給食費や副食費など通わせている施設により必要費用の支払いがあります。保育園等施設に通わせずにご家庭で育てる場合は、家計のやりくりで賄っており、給食費・副食費なる概念もありません。保育園、幼稚園、別施設に通わせる、もしくは家庭で育てることは、通わせる施設の料金とご家庭の方針として決定されています。

町が意図的に保育園利用者を増加させるのであれば、保育園の副食費無償化は選定条件の一つになり得ると考えます。しかし、町独自の子育て支援として、保護者の経済的負担の軽減を

目的の施策ならば、今回保育園で始めた副食費を物差しとして、同じ支援を坂城町に住む4月1日現在3歳以上の未就学児を持つ全世帯へ給付することが平等と言えるのではないのでしょうか。

再質問で触れた内容の繰り返しになりますが、施設型給付補助金は給食費・副食費の徴収は許されております。当該施設は、坂城町からの支援不足は徴収したいと考えるのではないのでしょうか。町内幼稚園は、町との意見交換で確認できての対応でしょうが、町外幼稚園は副食費の無償化について、坂城町の申出に応じないことは十分考えられるため、先ほど、丁寧に意見交換を重ねて実施できるよう繰り返し交渉されてですね、進めていただきたいと思います。

今回、子育て支援の町として、幼稚園等に対する副食費補助事業が行われる方向に動いたことは、大きく前進したと考えています。余談ですが、ある企業の本年の3月5日付の会報誌に、町長へのインタビュー記事が掲載されており、町長は坂城町のPRも十分にされておりました。そして、今力を入れて取り組んでいることの一つとして、坂城町は子育て日本一を目指すを紹介されていました。町長が事あるごとに坂城町を紹介し、子育てに力を入れていることを話されていることを大変うれしく思いました。

現在、国会の予算委員会において、小学校の給食費無償化が令和8年度から実施され、中学校については未定ですが、できるだけ早い時期に実施できるよう、無償への方向性が見込まれています。先行して実施している当町は、一般予算より捻出しており、国の補助が始まれば財政的に補填されることとなり、今後安定した財源確保につながると思います。子育ての町、日本一を目指し、これからも子育て支援について、先進性のある施策に取り組み、ましまし向上していくことを期待します。

それでは、次の質問に移ります。

2. 創業者支援について

関東圏より当町へ移住し、創業された方とお話しする機会があり、坂城町の印象を伺いました。その方は都内にも事務所があり、東京と坂城を頻繁に行き来するが、新幹線、車ともアクセスがよく、家賃が安い、びんぐし温泉も快適と喜ばれていました。小ぢんまりしていて、過ごしやすい町と話してくれました。もっと都会から人を呼び込める町ではとされているそうです。

行政として何か支援が必要なことがあるかと伺うと、行政にということではないが、移住して創業を目指している人は、創業する上では土地と建屋を確保することはハードルが高く、不動産手続も物件探しから契約までストレスを要する。創業しても、すぐに結果が結びつくか不安もある。お試し利用できるような簡易手続で借用可能なお試し物件があればありがたい、と話を話してくれました。

その頃、総務産業常任委員会では、閉会中の調査として埼玉県の横瀬町、寄居町、小川町へ

地方創生に関する取組の視察が行われました。私は委員会が違うため、同僚議員より視察内容を聞いた話になりますが、横瀬町のよこらぼプロジェクトに注目しました。よこらぼプロジェクトとは、個人や企業でもアイデアやビジネスプランを横瀬町で行うと、プロジェクトに社会性があれば誰でも参加できる。審査はありますが、実施するフィールド、資産を有効に利用し、横瀬町がサポートを行うプロジェクトです。横瀬町として外部プロジェクトを成功させるため、特区申請、公共地域の協力要請、Wi-Fi利用、町民協力依頼、広報支援を行政がサポートしているとのことでした。

2016年からスタートし、8年間のプロジェクト応募総数は234件あり、141件の採択があり、そのうち7割が県外応募者だったそうです。民間が苦手な分野を行政が本気でサポートすることで、チャレンジを実現させ、さらにチャレンジを呼び込み、地域を活性化させていく、官民連携の大切さを感じました。

移住された方の操業開始にあたり、お試し賃貸物件の話が私の頭の中でよこらぼの話と重なりました。当町では、B.Iプラザさかき、以降はB.Iプラザとしますが、似たような役目があるのかなと思いました。私はB.Iプラザを知っているので、ホームページから探し出しましたが、創業支援的な項目として検索すると、坂城町UIJターン就業・創業移住支援事業補助金、坂城町クラウドファンディング活用支援事業補助金などが確認できました。B.Iプラザは、産業・事業所のタグから商工業を開くとB.Iプラザが現れます。町外や初めての方はB.Iプラザが何かは不明です。クリックもしないかもしれません。

B.Iプラザは、さかきテクノセンターを中心に、21世紀型ものづくりの拠点として、ハード、ソフト両面で起業家をバックアップします。全国、全世界からより多くの企業・個人を募集しますとあります。説明チラシの解像度が悪い写真を掲載したもので、詳細内容が読みにくいのですが、工業系起業者を支援する上では、事業創出を目指す方や関係人口増進。ここで、今増加でなく増進としているのは、推進活動を推し進めることを大切に考えて、あえて増進という言葉とさせていただいています。注目すべきところです。

そこで質問として、イ. B.Iプラザの活用について。

B.Iプラザの状況として、一つ目に支援内容と支援実績を伺います。

二つ目に、開設からの延べ利用事業者数を町内外別に、また、当町で開業された実績の状況を伺います。

三つ目に、当該施設の老朽化もありますが、町のホームページを含め、創業支援についてのアピールは、ホームページからも消極的なイメージを感じます。工業の町坂城として、工業系創業者支援は、町内外に積極的にアピールし、強化したいところと考えます。今後の創業支援向上やプロモーションに関してご所見を伺います。

以上、3点について答弁をお願いします。

町長（山村君） ただいま、2番目の質問としまして、水出議員さんから、B. Iプラザの活用についてということでご質問をいただきました。今お話がありましたように、B. Iはまさにビジネスインキュベーター、事業創出、創生という言葉であります。もっともっといろいろ活用していただければなと思っております。ご質問の内容につきまして、ご説明申し上げたいと思っております。

創業支援施設B. Iプラザにつきましては、新たに製造業やソフトウェア業などの創業を希望する方や、創業して間もない企業者の皆さんへの支援、あるいは既存企業の新分野への進出に係る研究開発等を支援するため、平成14年度に坂城駅前に開館いたしました。

施設の概要としましては、35平米から65平米の研究開発室が全部で11室あり、各部屋にはインターネットへの接続設備やパントリー設備などを備えております。

また、平成19年には、同施設内に町の文化財センターが移転し、事務所機能に加え、研究開発室を活用して、町で所蔵している古文書等の貴重な資料を公開する古文書等閲覧室のほかに、環状に、輪ですね。土器が配列された国内でもほかに例を見ない形で発見された青木下遺跡を発見当時の状況を再現して展示している土器展示室も併設しております。

さらに、研究開発室の1室では、坂城敬学会により、当町の名誉町民である鈴木敏文さんに関わる資料や、経営・流通全般の書籍などを閲覧できる資料室としても活用されているほか、坂城町と連携協定を締結する長野大学の先生方による長野大学坂城町講座の会場としても活用してきているところであります。

ご質問のB. Iプラザの入居者への支援内容と支援実績につきましては、技術面では主に公益財団法人さかきテクノセンターの職員が相談に応じているほか、相談の内容に応じ、長野県工業技術総合センターや、公益財団法人長野県産業振興機構、信州大学などの支援機関につなぐことで、より専門的な技術的支援を受けることができるよう取り組んでおります。

また、経営面では、商工会職員が町の制度資金を活用した融資制度や経営に関する相談に応じているほか、町におきましても、販路開拓・拡大のための展示会への出展支援や、新たな付加価値を持つ新製品の開発等に対するコトづくり補助金などを、創業期の皆さんにご紹介するなどの取組を行っており、これまでにこうした支援を活用することで、事業が軌道に乗り、B. Iプラザを卒業し、町内に工場を設けた事例もございます。

次に、施設を開設してからの延べ利用入居事業者数のご質問にお答えします。

これまでのB. Iプラザを利用された事業者数は25事業者であり、そのうち町内の企業・個人が13事業者、町外の企業や個人、大学等が12事業者（団体）となっております。また、利用された25事業者のうち、3社が事業拡大等のため、町内にて事業所を開設いたしました。

続いて、今後の創業支援向上やプロモーションに関してのご質問であります。町では、現在、B. Iプラザのパンフレットを町ホームページに掲載し、周知を図っているところであり

ますが、今後、町の創業支援策をよりPRしていくために、町ホームページ内に、町の創業支援施策全般を紹介するコーナーを設けることなどを検討してまいりたいと考えております。

また、創業者や新たに創業考えている方がB. I プラザに入居していただけるよう、町ホームページや広報誌での周知に努めるほか、長野県が設置する創業支援拠点、信州スタートアップステーション、これはSSSと呼んでおりますけれども、これや長野県創業支援センターとの連携強化を図るとともに、町が首都圏等で開催する移住定住セミナーにおいても、B. I プラザを紹介してまいりたいと考えております。

さらに、新分野進出のための研究拠点として、セカンドオフィスといった活用もできることから、町内事業所の皆さんにもPRしてまいりたいと考えております。

5番（水出君） ただいま町長より答弁いただきました。B. I プラザは、管理者がさかきテクノセンターであります。特にさかきテクノセンターは、Nearly ZEB改修工事も終え、町内企業のZEB化推進母体としての役割を含め、ますます町内外からも注目されつつあります。

坂城町へ創業者をより多く受け入れることは、坂城町の特徴や代名詞である工業の町坂城として、大変大事なことと思います。チラシにも、全国・全世界から企業・個人を募集していますとありますが、町内企業の製品・部品は、世界各国に受け入れられております。世界を相手に募ることも可能です。そんな本町の創業者支援は、やはりほかの自治体より特異性があり、すばらしくあることに期待したいところであります。

まずは、創業者募集のためのプロモーション強化としてホームページの改善、町内企業への研究開発案件利用への推進、都市部拠点・大学などをターゲットにした広報活動、現B. I プラザ建屋状態の適正化ほか創業地等、資本のリユース支援などや、横瀬町の協力内容にもありましたが、特区申請、公共域への協力要請、Wi-Fi利用、町民協力依頼、広報支援は、創業事業者からするとありがたい支援と思います。今までの棚卸しを含め、一度、創業者支援の在り方を研究、工夫し、町外からも注目される施設展開へつなげることを期待いたします。

今回、子育て支援と創業者支援について質問しましたが、前2年間の定例会の一般質問で、私は当該ホームページに触れながらの質問をしています。お気づきかは別として、町のホームページに関して多少触れさせていただいておりますが、個人的な感性の違いがありますので、質問ではありませんが、発言はさせていただきたいと思います。

子育て支援については、議会報175号に先日掲載もありますが、昨年11月8日に行われた町民との意見交換の意見としても、町のホームページに対して、他市町村と比べて特に子育て世帯に向けての情報が乏しい、親切でない、住んでみたいと思わないなどがありました。私も、一部事例として挙げさせていただきますが、坂城町の子育て・育児のタグから保育施設は確認できますが、幼稚園施設の紹介表示がありません。子育て支援に力を入れている町として

は、町外者への伝わりは弱いと感じてしまいます。

創業者支援については、質問の中で触れ重複しますが、創業者施策があるのか分かりづらい、確認できても解像度の悪い写真チラシが表示され、果たして力を入れている町と思うのでしょうか。

この2件のみならず、町のホームページは、町民に対しての広報の場でもあります。SNS全盛になりつつある環境下で、町を売り込む要素は非常に高く、見て分かりやすい、魅力を感じる、見てもらえるホームページへ改善をいただくことを要望して、私の一切の質問を終わります。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時31分～再開 午前10時41分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、6番 宮入健誠議員の質問を許します。

6番（宮入君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問をいたします。

改めまして、おはようございます。さて、今年は、えとは蛇。蛇といえば脱皮を繰り返し、再生や成長に象徴されるように、新しいことに挑戦したり、内面を磨きながら自分を成長させるチャンスと捉えることができるとも言われており、私も任期が折り返しを迎えるにあたり、一歩でも前進できる年にしたいと考えます。

次に、新しい年を迎えますと、今年の節目について話題となりますが、今年もいくつかの節目の年にあたります。そのいくつかを紹介しますと、1926年12月25日の昭和元年から100年を迎えます。さらに、終戦から80年。1月の17日は、阪神・淡路大震災から30年。平成の大合併からは20年。そして、本日は、2011年の14時46分に発生しました東日本大震災から14年目を迎えます。その中から平成の大合併について述べてみたいと思います。

1月1日の信濃毎日新聞によりますと、平成の大合併は、地方自治体の行財政基盤を強化して、地方分権を進めるとして1999年4月から進められた、市町村合併であります。有利な借金とされた合併特例債など、手厚い財政支援を織り込んだ旧市町村合併特例法に基づきスタートし、新合併特例法の期限切れに伴い2010年3月に終了しました。

県内では、2003年9月に3市町村が合併して発足しました千曲市を皮切りに、18の市町村、12の市、四つの町、二つの村が経験。うち7割近い12の市町村が2005年に合併いたしました。県内の市町村数は、大合併前の120、17の市、36の町、67の村から、77、19の市、23の町、35の村に再編されたと報じました。

次に、昨年と今年の選挙について述べてみたいと思います。昨年は、7月に東京都知事選挙、

10月に衆議院総選挙、11月にはアメリカ大統領選挙、兵庫県知事選挙と、世論の関心度が高まった選挙が多く実施されました。今年も東京都議会議員選挙、参議院選挙と注目される選挙が予定されており、両方の選挙が重なるのは12年に一度の年となります。

また、信濃毎日新聞は、長野県内においても長野市など三つの市、七つの町、11の村での首長選が、三つの市、九つの町、11の村、計23の市町村で議会議員選挙（補選は除く）の実施予定で、そのうち9市町村では、人口減少などを見据え、国が旗を振った平成の大合併から20年の節目を迎えての選択の機会と報じました。

さて、これより一般質問をいたします。

1. 選挙に於ける投票状況について、お聞きします。

イ. 投票率について

1. 直近過去3回、令和4年の長野県知事選挙、令和5年の坂城町町長・町議会議員選挙、令和6年の衆議院総選挙の投票率。

2. これまで取り組んできた投票率向上への施策は。

3. これからの選挙における投票率向上に向けた施策は。

ロ. 期日前投票について

直近過去3回の期日前投票率は。

ハ. 投票に係る従事者について

1. 期日前投票に従事する総人数は。

2. 選挙当日に投票所に従事する職員の人数は。

3. 選挙当日に投票所に従事する立会人等の人数は。

以上の質問について、答弁をお願いします。

総務課長（伊達君） 1. 選挙に於ける投票状況についてのご質問に順次お答えをいたします。

初めに、イ. 投票率についてとしまして、直近過去3回の投票率についてのご質問でございますが、令和5年の長野県議会議員一般選挙につきましては無投票でありましたので、令和4年8月7日執行の長野県知事選挙、令和5年4月23日執行の坂城町長・町議会議員一般選挙、令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙の3回についてお答えをいたします。

なお、衆議院議員総選挙につきましては小選挙区の投票についてお答えをし、以降のご質問についても同様の選挙における状況についてお答えをいたします。

まず、令和4年の県知事選挙は投票率43.45%、令和5年の町長・町議会議員選挙は57.34%、令和6年の衆議院議員総選挙は59.26%でありました。

続いて、これまで取り組んできた投票率向上への施策についてのご質問でございますが、町では、選挙人に向けた広報や啓発のほか、これから選挙権を得る年代を含む主権者教育といった

ソフト面での施策と併せ、投票に行きやすい環境づくりなど、ハード面での施策も行っていました。

まず、選挙人に向けた広報や啓発といたしまして、各選挙期間中におきまして、町広報誌のほか、ホームページや防災行政無線による啓発はもとより、選挙管理委員やその補充員の皆さんとともに、町内の店舗等の出入口での街頭啓発活動も行っているところでございます。

また、新たに18歳を迎え、選挙権を得られた方に対しましては、アメニティグッズとともに、漫画なども用いてご覧いただきやすくした選挙や政治に関するパンフレットをお送りし、関心を高めていただけるよう啓発を行っているところでもあります。

町における主権者教育といたしましては、各小中学校の各発達段階における教育として、教科学習や学校活動、児童会・生徒会選挙の実施、県の選挙管理委員会が主催するポスターコンクールへの応募など、学齢期からの意識の醸成を図っているところであります。

また、議会のご理解とご協力もいただく中で、この議場において、国や地方公共団体の役割、選挙と議会などを学んだ坂城中学校3年生が、質問者として実際に町の議会と同じ形式で行う模擬議会の取組とともに、町議会事務局と選挙管理委員会事務局の職員が坂城高校に出向いての出前授業や、生徒さんによる役場の職場体験において、期日前投票会場での投票用紙交付事務といった、実際の選挙事務を通じて投票に関心を持つ機会を設ける施策などを実施してまいりました。

また、ハード面での施策としましては、町民の皆様がご自宅から近い場所でお気軽に投票していただけるよう、町内各地区の集会所や公共施設の計15か所を投票所として開設しているところであります。

なお、入り口に段差がある投票所につきましては、選挙の都度、臨時的なスロープを設置し、投票していただきやすい環境を整え、対応しているところでもあります。

さらに、当町では駐車場からの段差もなく、下足のまま投票できるよう、役場庁舎1階に期日前投票所を開設し、足の不自由な方なども含め、どなたでも気兼ねなく投票にお越しいただいているところでもございます。

次に、これからの投票率向上に向けた施策についてであります。全国的に投票率は年々下がっており、他市町村の選挙管理委員会においても、投票率を向上させる施策については苦慮していると伺っているところであります。

選挙は、国民が主権を持つ民主主義国家において、国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会であります。

選挙を通して自分たちの代表者を選び、その代表者によって政治が行われるという意義を私たち一人一人が認識することで選挙を自分事として捉え、関心を高めることにつながるものと考えているところであります。

当町におきましては、これまで実施してきた施策を継続するとともに、広域圏内の選挙管理委員会事務局が集まる選挙事務研究会等において共有される成功事例なども研究してまいりたいと考えているところでございます。

次に、ロの期日前投票についてといたしまして、直近の過去3回の期日前投票率につきまして、それぞれの選挙における投票総数に占める割合でお答えをいたしますと、令和4年の県知事選挙は46.46%、令和5年の町長・町議会議員選挙は39.53%、令和6年の衆議院議員総選挙は46.23%でありました。

次に、ハといたしまして、投票に係る従事者についてのご質問のうち、まず期日前投票に従事する人数のご質問であります。期日前投票所には、投票管理者1名と投票立会人2名のほか、投票用紙の交付等を行う事務従事者が選挙の種類や過去の選挙の繁閑の状況も勘案し1名から7名程度常駐し、立会人及び事務従事者につきましては時間で交代をしております。

こうしたことに加えて、期日前投票は、選挙により投票所の開設日数が異なり、県知事選挙は16日間、町長・町議会議員選挙は4日間、衆議院議員選挙は11日間となるため、一律の人数は申し上げられませんが、おおむね60人から170人が従事している状況であります。

続いて、選挙当日に投票所に従事する職員の人数といたしましては、こちらも選挙により異なるではありますが、おおむね60人から90人が投票事務に従事しております。

なお、令和4年度から各投票所における受付にシステムを導入したことで、合計で10人程度の事務従事者の削減につながっている状況であります。

最後に、選挙当日に投票所に従事する立会人等の人数といたしましては、町内15の投票所におきまして、それぞれ1名の投票管理者及び2名の投票立会人を選任しており、合計45名となっております。

今回、宮入議員さんから選挙をテーマにした一般質問をいただきましたけれども、先ほども申し上げましたとおり、選挙権は、憲法で保障された大切な権利であります。こうしたことを踏まえまして、今後におきましても、様々な機会を捉える中で、選挙に対する関心を高め、私たち一人一人が選挙を自分事として捉えることができるよう、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

6番（宮入君） ただいま答弁をいただきました。2点、再質問をお願いしたいと思います。

12月22日の信濃毎日新聞によりますと、2024年10月に実施されました衆議院総選挙は、前回の衆議院総選挙と比べ、当日の投票所が45都道府県で計1,026か所減少したことが総務省の集計で分かったと。このことは、人口減少や高齢化が進み、有権者から選ばれる投票立会人の成り手不足が一因と見られると報じました。

また、同選挙で設置されました長野県内の投票所は1,387か所で、2021年の前回選

挙から31か所減った。さらに、同選挙において、全投票所の33%にあたる451か所の投票所で開閉時刻を変更した。開始時刻を繰り下げたり、閉鎖時刻を繰り上げたりする投票所は、選挙のたびに増加。2012年の衆議院選挙では、204か所で全体の14%だった。このことは、人口減少や期日前投票の定着などで、特に午後8時の終了間際に投票する人が減っていると報じました。以上のことから、次の2点についてお聞きします。

投票時間の見直しについて。

1. 直近の過去3回の選挙における投票日当日の投票のうち、19時から20時までの投票率の割合は。

2. 働き方改革を含めた、実情に即した投票時間の見直しの検討について。

以上の質問について、答弁をお願いします。

総務課長（伊達君） 再質問についてお答えをいたします。

まず、直近過去3回の19時、午後7時から午後8時、20時までの投票の割合であります。それぞれ執行日当日の投票数に占める割合としてお答えをいたします。令和4年の県知事選挙につきましては3.10%、令和5年の町長・町議会議員選挙は2.18%、令和6年の衆議院議員総選挙は1.94%でございました。

続きまして、働き方改革を含めた投票時間の見直しの検討というご質問でございますけれども、投票所の開設時間につきましては、公職選挙法第40条におきまして、投票所は午前7時に開き午後8時に閉じると規定されております。

投票所の閉鎖時間につきましては、国民のライフスタイルの変化や低下傾向にある投票率を踏まえ、より投票しやすい環境を整え、投票率の向上を図るため、平成9年の公職選挙法の改正により、従前の午後6時から2時間長い午後8時とされた経過がございます。

また、平成15年の法改正におきましては、期日前投票制度が創設され、選挙人の皆様にとってはさらに投票しやすい環境が整えられたということだと思っております。

一方で、同じ公職選挙法第40条のただし書におきましては、選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情がある場合に限り、一定の範囲の中で投票所の開閉時間の変更が認められております。昨年10月の衆議院議員総選挙の執行にあたりまして、県内におきましても、56市町村の451投票所で閉鎖時間の繰上げが行われたとの新聞報道がなされたところであります。

投票所、投票時間の見直しにつきましては、これまでの法改正の趣旨ですとか、町民の選挙権を阻害することはないよう努めることを原則としまして、投票人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情について、他市町村の事例を含め慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

6番（宮入君） ただいまは、各項目並びに再質問について丁寧な答弁をいただきました。昨年、

12月10日の信濃毎日新聞によりますと、千曲市選挙管理委員会は、今年の夏に予定されている参议院選挙から43か所の投票所で投票終了時刻を1時間繰り上げ、午後7時までとする方針を明らかにしたと報じました。このことは、10月の衆議院選挙では、77市町村のうち約半数の38町村が全ての投票所で終了時刻を繰り上げたが、19の市においては適用がなく、今回、市としては初めてとされております。

また、同選挙管理委員会は、期日前投票の定着などで午後7時以降の投票者数が少なくなったこと、また、各投票所に配置する投票立会人らが長時間拘束され、負担が重く人員確保が難しくなっていること、加えて終了時刻の繰上げで市職員の業務時間を圧縮し、経費抑制にもつながるとしているとのことであります。坂城町におきましても、県内市町村の動向を注視しながら、町の実情に見合った内容の検討をお願いして、次の質問に移ります。

2. 森林整備について

一般質問に入ります前に、2月26日に発生しました岩手県大船渡市における大規模森林火災で被災されました方には、謹んでお見舞いを申し上げます。坂城町においても、令和5月4月に林野火災を経験しましたが、今回の林野火災は平成以降過去最大の焼失面積となり、改めて林野火災の恐怖を感じたところであります。

さて、今回の林野整備については、令和6年度から国民1人1千円の徴収がされている森林環境税は、森林環境譲与税として県・市町村に譲与されておりますが、その仕組みについてを中心にお聞きしてまいりたいと思います。

イ. 松くい虫対策について

1. 町内の森林面積及び所有者の区分と樹種の内訳は。
2. 森林の松くい虫対策の状況は。
3. 松くい虫対策の効果について、どう捉えているか。

ロ. 森林の管理について

1. 森林経営管理制度の内容は。
2. 森林経営管理制度の取組状況と成果について。
3. 今後の取組の考えは。

ハ. 森林環境税と森林環境譲与税について

1. 税の仕組みについて。
2. 制度導入から町の収入状況は。
3. 森林環境譲与税の主な用途は。

ニ. 今後の取り組みについて

1. 自治区など、地域が取り組む里山整備に対する支援の考えは。

以上の質問について、答弁をお願いします。

町長（山村君） ただいま、宮入議員さんから森林整備についてのご質問をいただきました。私からは、イの松くい虫対策についてお答え申し上げまして、そのほかの質問につきましては、担当課長から答弁いたします。

さて、松くい虫被害につきましては、明治38年に長崎県において日本で初めて被害が報告されて以来、九州全域、四国地方へと広がり、現在では北海道を除く全国の都府県で被害が報告されている状況であります。

当町におきましても、昭和60年に初めて被害が確認されて以来、昭和63年には一時沈静化したものの、その後は継続発生しており、いまだ沈静化の様子は見られないという状況であります。

町ではこのような被害の状況に鑑み、松くい虫防除対策の実施方針を定め、各種施策を複合的に取り入れることにより、松くい虫被害の対策に努めているところであります。

ではまず、ご質問の町内の森林面積及び所有者の区分と樹種の内容はについてであります、町内の森林の面積につきましては、令和6年9月1日現在で3,597ヘクタールであり、内訳といたしましては、国有林はなく、全て民有林となり、県有林及び町有林、その他財産区を含めた公有林が450ヘクタール、集落有林や団体有林、個人有林等の私有林が3,147ヘクタールという状況であります。

また、樹種につきましては、カラマツが29%、アカマツが27%、杉6%、ヒノキ2%、そのほか広葉樹等が36%となっており、カラマツとアカマツを合わせると全体の半数以上を占め、当町は松が多く植生している地域となっております。

次に、森林の松くい虫対策の状況についてお答えします。町では、松くい虫被害の発生を防ぐことを目的とした予防対策と、発生した被害を拡大させないことを目的とした駆除対策の両対策を軸に、松くい虫被害対策を進めているところであります。

このうち、予防対策として実施している、有人ヘリ散布、無人ヘリ散布につきましては、住民の皆様へのリスクコミュニケーションを図る中で、風致地区であり、伐倒駆除等、人の手による駆除が困難な地域を対象として、有人ヘリ散布を上平地区の15ヘクタールと苅屋原地区の10ヘクタールを対象に、また、無人ヘリ散布につきましては、苅屋原地区を対象に4.5ヘクタールの薬剤散布を実施しているところであります。

さらに、駆除対策として実施している伐倒駆除につきましては、守るべき松林として位置づけられた地域の被害木の伐倒薫蒸処理を行っており、今年度につきましては、例年実施している町内全域での伐倒駆除に加えて、令和5年4月に発生しました上平の林野火災において枯損した松林約1,400立方メートルの伐倒駆除を実施したところであります。

なお、林野火災で延焼した山林につきましては、現在保安林指定に向けた手続を進めておりますので、今後も県と連携し山林所有者の協力もいただく中で、早期復旧に向けて進めてまい

ります。

こうした対策のほかにも、松枯れを引き起こすマツノザイセンチュウが木の根を伝って健全なアカマツに感染する根系感染につきましては、町独自の取組としまして、伐倒駆除した木の根に薬剤を直接注入し、木の根に残った線虫を駆除することにより周辺への被害拡大を防ぐ対策を実施しているところであります。

次に、松くい虫対策の効果についてのご質問であります。町では、有人ヘリや無人ヘリでの空中散布による効果を検証するため、散布エリアと無散布エリアそれぞれに調査木を選定し、定点観測を毎年継続して行っており、無散布エリアのほうが松くい虫による被害木が多く発生したという調査結果が出ております。

また、空中散布につきましては、散布を中止していた平成21年度から23年度の3年間に、上平地区、苅屋原地区ともに瞬く間に被害が拡大し、上平地区の自在山では山の裾野部分にある松林のほとんどが枯れてしまったという過去の事例もありましたが、現在は健全な松林が維持できていることから効果があるものと捉えております。

さらに、伐倒駆除につきましても、松くい虫被害が発生して以来、継続的に事業を実施しており、里山での被害が拡大していない状況から、こちらにつきましても効果があるものと捉えており、今後も予防対策と駆除対策を複合的かつ効果的に行うことにより、松くい虫被害の軽減を図ってまいりたいと考えているところであります。

商工農林課長（北村君） 私からは、森林整備についてのご質問のうち、ロ．森林の管理について、ハ．森林環境税と森林環境譲与税について、ニ．今後の取り組みについて、順次お答えいたします。

初めに、森林経営管理制度につきましては、森林所有者の高齢化や相続による世代交代・不在村化より、所有者が不明であったり、境界が不明確な森林が増加しており、所有者が自らの森林を管理できない状況が多く見られることから、国では森林の適切な経営管理と林業の成長産業化の両立、並びに森林の広域的機能を高めることを目的として平成31年に創設されたものであります。

制度創設により、市町村が森林所有者の経営管理意向を確認し、管理できない森林を林業経営者につなぐことにより、手入れがされない森林の解消や伐採後の再生林が促進されるだけでなく、土砂災害等の発生リスクも低減し、地域住民の安心、安全にもつながるとともに、これまで手がつけられなかった所有者不明森林においても、特例措置による手続を行うことにより整備が可能となり、間伐や路網整備などの森林整備を効率的、効果的に行うことが期待されます。

次に、当町における森林経営管理制度の取組状況と成果についてのご質問にお答えいたします。

町では、坂城町森林経営管理制度実施方針を定め、森林簿データにより町全体の森林3,597ヘクタールのうち、個人有林かつ近年整備が行われていない人工林約590ヘクタールを抽出し、林班ごとに順位づけをして森林所有者に管理に係る意向調査を行った後に、森林所有者と町、林業事業体の3者において三者協定を締結し、順次、森林整備を進めております。

意向調査につきましては、令和3年度から行っており、3年度は10.2ヘクタール、44名、4年度では49.3ヘクタール、152名、5年度では15.9ヘクタール、71名を対象に調査を実施し、ご回答いただいた方の約8割の方が町もしくは町を通じて森林組合等に経営や管理をお願いしたいという結果でありました。

続いて、三者協定締結を経て森林整備を行った箇所につきましては、令和4年度では切捨て間伐2.68ヘクタール、修景林間整備1.21ヘクタール、竹林整備0.5ヘクタール、5年度においては、搬出間伐1.61ヘクタール、倒木処理0.26ヘクタールを実施いたしました。

森林整備が行われた地域では、適正な森林の管理が行われるだけでなく、地域の景観形成や防災減災にもつながっているものと考えております。

次に、今後の取組の考えといたしましては、引き続き、実施方針に従って意向調査と森林整備を林班ごとに進めるとともに、過去に整備を実施した箇所におきましても、協定期間内における継続的な整備を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、ハ、森林環境税と森林環境譲与税について順次お答えします。

先ほども申し上げましたように、国土の保全や水源の維持、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など、適切な整備や管理により様々な公益的機能を果たす森林につきましては、所有者や境界が不明な土地の増加、林業の担い手不足などが大きな課題となっている状況です。

こうした現状に加え、パリ協定での枠組みにおける温室効果ガス排出削減目標の達成や災害の防止等を図るための森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立いたしました。

ご質問の税の仕組みについてであります。森林環境税につきましては、今年度から国内に住所のある個人に対して課税されている国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1千円を賦課徴収し、その全額を国に納めているものであります。

なお、課税の開始時期につきましては、防災施策の財源を確保するために時限的に実施された個人住民税均等割の引上げ措置が終了した令和6年度からの開始とされたところであります。

一方、森林環境譲与税につきましては、森林整備が緊急の課題であることや、新たな森林管理制度が平成31年4月から創設されたことも踏まえ、森林整備の財源として、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分して、令和元年度から前倒しで市町村

と都道府県に対して交付されております。

なお、市町村における森林環境譲与税の使途につきましては、森林整備に関する施策及び森林の整備の促進に関する施策と規定されており、この使途の範囲内において、地域の実情に応じ、幅広く弾力的に事業を実施することが可能な制度となっているところであります。

次に、森林環境譲与税について、制度導入からの町の収入状況のご質問にお答えいたします。

森林環境譲与税の国からの譲与額につきましては、制度が導入された令和元年度が198万8千円、2年度が422万5千円、3年度が419万4千円、4年度が553万4千円、5年度が4年度と同額の553万4千円となっています。

譲与税の算出に関わる配分基準につきましては、当初、私有林における人工林面積の割合が10分の5、人口の割合が10分の3、林業就業者数の割合が10分の2でありましたが、令和6年度税制改正で配分基準の見直しが行われ、今年度より私有林における人工林面積の割合は100分の55に増加し、人口の割合が100分の25に減少されました。このため、令和6年度以降の当町への譲与額は、昨年度より増額となる見込みであります。

次に、森林環境譲与税の主な使途につきましては、坂城町森林経営管理制度実施方針に基づき、主に、現地調査及び森林所有者への説明会を含む意向調査の実施とその分析業務の委託、並びに意向調査を踏まえた森林環境整備推進事業に活用しております。

次に、二、今後の取り組みについてお答えいたします。

自治区など地域が取り組む里山整備にする支援につきましては、これまで、当町には、こうした活動を支援する助成制度がなく、町内の自治会や林業関係団体から、森林整備などの活動に対して支援を行ってほしいといった声が寄せられておりました。

このような状況を踏まえ、令和7年度より、森林環境譲与税を活用し、森林の多面的な機能を持続的に発揮させるとともに、森林づくりを効果的に進めるため、自治会など団体が行う里山整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助を行う坂城町里山整備事業の創設を予定しております。

事業の対象者は、町内の自治会組織または、林業経営者は除く、5人以上の者が共同で事業を実践する目的を持って組織され、町長が適当と認める林業関係団体とし、対象経費は、森林法第5条に規定する地域森林計画に定められた森林及び当該森林と一体的に整備される森林で行われる里山整備事業に要する労務費とし、1団体、年1回10万円を上限とする方向で考えております。

町といたしましては、この事業を活用し、町や林業事業体だけではなく、町民の皆様自らが森林の管理を行うことで、多角的な森林の管理を目指していきたいと考えております。

また、今後も引き続き、森林環境譲与税を活用し、町内の森林整備と管理の適正化を推進し林業の活性化を図るとともに、防災減災など森林の公益的な機能の維持に努めてまいりたいと

考えております。

6番（宮入君） ただいま答弁をいただきました。2点、再質問をお願いしたいと思います。

森林整備のさらなる推進についてとして、1. 基金の積立状況と基金を活用した今後の取組。先ほどの件とちょっと重複しているかもしれません。

2. 林業に関わる人材確保と専門的な知識を持つとされる地域林政アドバイザーの活用についてのお考えをお聞きしたいと思います。

以上の質問について、答弁をお願いします。

商工農林課長（北村君） 再質問にお答えします。

森林づくり基金の積立て状況につきましては、令和5年度末において486万7,900円の積立てがございます。今後は、この基金を活用し引き続き必要な森林整備を行っていくほか、近年、森林所有者がご自身の山の所在地を把握できていないケースも多く見受けられることから、森林における境界明確化への取組への活用についても、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、林業に関わる人材確保と専門的な知識を持つ地域林政アドバイザー活用の考えはのご質問であります。町には松くい虫対策のアドバイザーとして、根系感染の調査などを委託している先生がおられます。様々な松くい虫対策のご助言をいただくだけでなく、樹木医の資格もお持ちですので、林野火災で焼損した山林の復旧方法や山に適した樹種の選定など、度々ご相談させていただいております。

その他森林整備事業につきましては、その都度、町林業委員や長野森林組合と協議しながら進めておりますが、今後、公有林や私有林における広範囲な森林整備や境界明確化の取組を実施していく際など、地域林政アドバイザー制度の活用も考えられますので、今後研究してまいりたいと考えています。

6番（宮入君） ただいまは、各項目並びに再質問について丁寧なご答弁をいただきました。先ほど、町内の杉の樹種の面積の説明がございましたけれども、今年は例年と比較して早い時期より花粉の時期となりました。現在、多くの方が花粉症になって困っていることから、森林総合研究所などで、花粉が出ない18種類の無花粉杉の開発が進められております。

また、神奈川県においては、花粉を出さない無花粉杉や花粉が少ない杉への植え替えが各地で進んでいる中、無花粉杉の中でも成長が早いとされるエリートツリーの研究が本格的に始まることになったとのことです。無花粉杉は、雄花はできますが、花粉が正常に発達しないため花粉ができないという特徴があります。

林野庁では、花粉症の対策として、1. 花粉を飛散させる杉人工林からの植え替え、2. 花粉の少ない苗木の供給の拡大などに取り組んでいるとのことです。坂城町においても、毎年植樹祭が計画されておりますが、環境面からも無花粉杉の取組についての検討をお願いし

まして、私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

次回は、明日１２日午前１０時から会議を開き、引き続き一般質問及び条例案等の審議、一般会計予算案総括質疑、各特別会計予算案総括質疑、公営企業会計予算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

（散会 午前１１時３０分）

3月12日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 13名

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	9 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	中 嶋 登 君	10 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	11 〃	柰 津 明 子 君
5 〃	水 出 康 成 君	12 〃	大日向 進 也 君
6 〃	宮 入 健 誠 君	13 〃	朝 倉 国 勝 君
7 〃	中 村 忠 靖 君	14 〃	大 森 茂 彦 君
8 〃	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長	竹 内 祐 一 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
まち創生推進室長	小河原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	川 島 徳 夫 君
保健センター所長	川 島 徳 夫 君
子 ども 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 安心・安全の町づくりに向けて 星 哲 夫 議員

(2) 带状疱疹ワクチンについてほか 中 村 忠 靖 議員

第 2 議案第 6 号 千曲市・坂城町等公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び千曲市・坂城町等公平委員会共同設置規約の変更について

第 3 議案第 7 号 坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第 8 号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第 9 号 坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第 10 号 坂城町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 11 号 坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 12 号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 13 号 坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 10 議案第 14 号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 11 議案第 15 号 坂城町運動場条例の一部を改正する条例について

第 12 議案第 16 号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

第 13 議案第 17 号 坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

第 14 議案第 18 号 令和 7 年度坂城町一般会計予算について

第 15 議案第 19 号 令和 7 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について

第 16 議案第 20 号 令和 7 年度坂城町介護保険特別会計予算について

第 17 議案第 21 号 令和 7 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

第 18 議案第 22 号 令和 7 年度坂城町下水道事業会計予算について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、竹内優子会計管理者から欠席の届出がなされており、これを許可しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（滝沢君） 最初に、8番 星 哲夫議員の質問を許します。

8番（星君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今年1月22日に起きました長野駅前の殺傷事件については、県民の皆様に鮮明に記憶に残る事件ですが、犯人逮捕に活躍したのは防犯カメラです。捜査関係者の防犯カメラのリレーの結果でした。子どもたちの安全を守るという観点から、村上保育園、坂城保育園、南条保育園、地元村上小学校に調査に行っていました。

町内3保育園のうち、南条保育園については、町では一番大きく、園児の人数も約120人。また、園の建物より運動場などが一段下にあるが、防犯カメラで園建物全体像が確認できていて、行き届いた保育園だと感じました。ただ、保育士さんも大勢いますので、防犯グッズがほかの園より少ないと感じられました。

最後に坂城保育園を視察に行って感じたことは、どの保育園の先生方も園児に対して真剣に取り組む姿勢に感動いたしました。また、園での避難訓練も火災、地震、不審者など、先生方の訓練に応じた対応があり、行き届いた訓練が実施されていることに安心・安全につながるかと感じました。

最後に坂城幼稚園を視察し、園の入り口の門が低いので、高く改築するなど園長先生が話されていました。

そこで、質問を4点ほど行います。

一つ目、保育園、小学校については、今まで不審者の侵入はあったか。

二つ目、不審者があった場合の対応は。

三つ目、不審者侵入の場合、保育園、小中学校には警察へ直通の連絡方法はあるのか。また、平常時の警察との連携は。

4点目、防犯カメラの設置状況は。

次に、防犯の観点から、町の橋について質問します。町の関係の橋は3か所あります。鼠橋、大望橋、昭和橋、大望橋は上平地区、網掛地区、上五明地区からの通学、または中之条地区方面からの通勤に利用する大変重要な橋である。

それぞれの橋は、通勤者や学生など利用する人も多い。国道は国土交通省、河川は河川事務所でカメラを設置している。２月１４日付の信濃毎日新聞には、県警は来年度、市町村や自治組織などを対象に、防犯カメラの設置費用を助成する事業の予算を大幅に拡充すると、１３日に開会した県会定例会の提案説明で明らかにした。

防犯カメラをめぐり、設置や記録管理に関するガイドラインの制定に向けた検討会を設ける方針を示したという記事が掲載されておりました。我が坂城町におきましても、安心・安全のまちづくりの観点から、橋にも防犯カメラを設置すべきと思うが、町の考えは。

以上です。

町長（山村君） ただいま、星議員さんから、安心・安全の町づくりに向けてということで、イ、ロとご質問をいただきました。私は、この中で、ロの橋の防犯対策についてのご質問にお答えしまして、イの保育園、小中学校の防犯対策等につきましては、担当課長から答弁させていただきます。

今お話のありました、本年１月２２日夜８時過ぎにＪＲ長野駅前で男女３名が刃物で刺され、お一人が亡くなるという大変痛ましい通り魔事件が発生いたしました。

亡くなられた方のご冥福をお祈りしますとともに、被害に遭われたお二人とご遺族の皆様にご心からお見舞い申し上げますところであります。

さて、星議員さんからは、町内の国道や河川に設置されたカメラを例に、町管理の鼠橋、大望橋、昭和橋にも防犯カメラをとのご質問をいただきましたが、こうした国道や河川のカメラにつきましては、刻々と変化する車両の往来のほか、雨天あるいは降雪時などにおける路面の状況や河川の水位の状況などを随時把握し、災害対応を含め管理者が適切な管理を行うことを目的として設置されている、いわゆる監視カメラと認識しております。

町におきましても同様に、施設の管理運営上必要となる箇所や、災害対応のため監視が必要となる箇所にはカメラを設置し、運用しているところであります。鼠橋、大望橋、昭和橋にも千曲川の水位の状況などを確認する監視カメラが設置されており、これにより、千曲川の水位とともに、人や車両の往来を確認することができるところであります。

なお、冒頭で申し上げましたＪＲ長野駅前殺傷事件の犯人逮捕には、付近の防犯カメラのほか、県警の呼びかけに応じて情報提供のあったドライブレコーダーの映像が大変大きな役割を果たし、それらの映像をつなぎ合わせるリレー捜査により犯人の特定につながったと報じられております。

当町におきましても、町内に設置している監視カメラのほか、消防団車両を含む公用車へのドライブレコーダーの設置を進めておりまして、万が一事件が発生した際には早期解決の一助になるものと考えております。

犯罪につきましては、起きてしまった後の早期対応、早期解決はもちろん重要であります。

何よりも、地域ぐるみで犯罪を未然に防止する取組が最も大切であると考えているところであります。

当町におきましては、県内の他市町村に先んじまして犯罪被害者等支援条例を制定するなど、犯罪の被害に遭われた方への支援の重要性を認識するとともに、犯罪の未然防止についても強く意識し、取り組んできたところであります。

町における安心・安全なまちづくりに向けた取組といたしましては、第6次長期総合計画第4章第3節にあるように、地域住民や警察、町防犯協会、青少年を育む町民会議、千曲少年警察ボランティアなど関係団体と連携し、地域ぐるみの防犯活動や防犯意識の啓発に努め、犯罪の起こりにくい環境づくりを今後も推進してまいりたいと考えております。

教育文化課長（長崎さん） 1. 安心・安全の町づくりに向けてのうち、イ. 保育園、小中学校の防犯対策はについてのご質問に順次お答えいたします。

今年1月に発生した長野駅前殺傷事件では、犯人が逃走を続ける中、長野市内の小中学校では、保護者による付添い登校や送迎が行われ、学校の入り口には、警察官や地域のボランティアが立って登校を見守るなどのほか、市教育委員会では不安等を感じる場合は登校を控えても欠席扱いにしないとする対応をするなど、学校生活にも重大な影響があったところであります。

そのほか、全国に目を向けますと、過去には学校への侵入事案により痛ましい事件が発生するなど、町といたしましても、保育園や学校における園児や児童生徒の安全確保については、最優先課題として認識しているところであります。

初めに、保育園、小中学校において、今まで不審者の侵入はあったかのご質問ですが、過去5年間に遡り調査したところ、保育園、小・中学校ともに不審者の侵入事案はありませんでした。

続きまして、不審者があった場合の対応についてのご質問ですが、保育園におきましては、園児が安心して園生活が送れるよう、各保育園において安全計画を策定し、施設・設備・園外環境の安全点検や避難訓練、火災想定訓練をはじめとした各種訓練などを実施しております。

この安全計画における不審者立ち入り対応マニュアルに基づき、職員が冷静に協力体制を取り、園児の安全確保を最優先とし、事態に対応するよう定めており、有事に対応できるよう、年1回不審者侵入対応訓練を実施しております。

小・中学校におきましても、各学校で不審者対応を含む危機管理マニュアルを策定しており、毎年、年度当初に校内でマニュアルの確認を行い、非常時に迅速な通報、避難ができる体制を整えるとともに、保育園と同様、不審者対応訓練に取り組んでおります。

なお、不審者侵入対応訓練におきましては、園内、学校内での情報伝達の手順の確認、園児の安全確保、避難、警察等への通報といった手順の確認を目的に、保育園では、職員が不審者役となり、実際の対応方法について確認を行っているところでございます。

また、それぞれの園で実施した訓練の反省点を職員間で話し合い、その際に出た改善点などは、各園にとどめず3園共通の安全確保策として共有することで、有事の際の園児の安全確保に努めております。

小学校におきましては、児童、教職員を対象に千曲警察署の指導の下、通報、不審者対応、児童誘導・避難訓練や、連れ去りなどについての学習等を実施し、安全対策に努めているところであります。

続きまして、不審者侵入の際の保育園、小中学校から警察へ直通の連絡方法及び、平常時の警察との連携についてのご質問でございますが、現在のところ、警察へ直接つながる連絡手段はありませんが、小学校には委託警備会社による緊急通報システムが導入され、教室を中心に非常押しボタンが設置されており、有事の際には、ボタンを押し、職員室、警備会社に通報する仕組みとなっております。

なお、平常時の警察との連携につきましては、保育園では、坂城町交番の警察官にご指導いただく年2回の交通安全教室の際に、各園の防犯をはじめとした意見交換や意見交換や情報共有をするほか、防犯上の軽微な懸案事項につきましても、その都度、交番や千曲警察署に相談し対応いただくなど、日頃から連絡を密にすることで、園児の安全確保につなげており、緊急時においても、迅速な対応を図ることができると考えております。

また、学校におきましては、不審者侵入対応訓練や防犯、交通安全学習において、千曲警察署、坂城町交番から講師を招くとともに、各学校が組織する学校運営委員会に坂城町交番の警察官を委嘱し、日頃の学校の状況などを把握していただくとともに、有事の際の協力体制を構築しております。

次に、防犯カメラの設置状況についてでございますが、具体的な設置場所についての答弁は控えさせていただきますが、それぞれの保育園・学校には、園児や児童生徒及び職員や来客者等の出入りを確認できるよう、3台から4台の防犯カメラを設置しており、園児・児童生徒の安全確保及び防犯対策に努めております。

8番（星君） それでは、一番最初の町長の答弁のほうから再質問させていただきます。

町長の答弁からは、千曲川右岸のカメラが防犯カメラの役割になっていることがわかりました。さらなる防犯対策として、長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業補助金制度を使って、さらなる防犯対策として、三つの橋の左岸側にもカメラを設置してはどうか。

また、これに関連して、坂城町には橋は五つございます。まず坂城大橋、笄橋、これは県の関係の橋ですが、町から設置の要望をしていただきたいと思います。これについて、再質問をよろしくお願いいたします。

住民環境課長（山下君） ただいまの再質問にお答えいたします。

再質問にございました長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業補助金制度でございますが、

その補助対象につきましては、地域住民により構成される自治組織及び組合または団体となっており、ここでいう自治組織には自治区や自治会や区などが含まれており、地域住民や団体、組合において防犯カメラを設置することも可能であるとされております。

町としましては、地域の安全を守るために地域住民が防犯カメラを設置することも含め、各区などの地域や関係機関、団体等が主体となって取り組むことのできる防犯対策について、警察や町、防犯協会など、関係団体と連携して検討してまいりたいと考えております。

8 番（星君） 今の防犯カメラについては、町長、また担当課長から答弁をいただきましたが、さらなる防犯カメラの設置について、ご協力をひとつよろしく願いいたします。

続きまして、保育園の関係の再質問をさせていただきます。

じゃあ2点ほど。1点目は、防犯グッズはどんなものがあるか。

2点目、保育園の防犯カメラの映像から、不審者の侵入などがあった場合に、直接警察へ通報できるような手段は取れないか。子どもたち、また職員の安全のために、できればボタンを押すだけで警察への通報ができるようなことはできないか。

この2点についてお願いいたします。

教育文化課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。

初めに、保育園の防犯グッズといたしましては、各施設に設置されております防犯カメラに加え、有事の際に不審者と距離を保ちながら対応するためのさすまたを設置しております。

次に、保育園において、不審者侵入時に警察へ直接通報できる手段が必要ではないかについてのご質問ですが、保育園や小中学校におきましては、不審者の侵入等が発生した際には、まず、園児・児童生徒の安全確保を最優先に対応することとしております。その上で、安全確保が確認できた段階で警察への通報を行うこととしております。

一方で、不審者侵入などの緊急事態においては、警察への迅速な通報も必要不可欠であると認識しております。そのため、保育園や学校では、日頃から迅速な通報が行えるよう、保育士や教職員同士の連携を図っているところでございます。さらに、警察への連絡手段につきましては、他市町村の先行事例を調査するとともに、警察や警備会社との意見交換を行いながら、より効果的な方法を検討してまいりたいと考えております。

今後も、子どもたちが安心して園生活や学校生活を送れるよう、引き続き防犯対策の充実に努めてまいりたいと考えております。

8 番（星君） ただいま、課長のほうから答弁がありましたが、やはり緊急の場合ですからね、銀行なんかはボタンを押せば警察へ。火事の場合も押せば、火事の消防車と、そういうふうに素早くできるような体制を取っていただければありがたいと思いますので、その点はよく考えてお願いいたします。これにて、一般質問を終わりにさせていただきます。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前１０時２４分～再開 午前１０時３４分)

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、７番 中村忠靖議員の質問を許します。

７番（中村君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

まず初めに、山村町長の招集挨拶にもありました先月２８日発生の上田市の山火事、また、岩手県大船渡市の大規模山林火災では、山林だけでなく１００棟を超す住宅火災、大船渡市面積の９％焼失の報告もあり、１０日によりやく避難指示が解除されました。

私自身、２０歳後半、岩手県盛岡市に４年ほど在住し、仕事で三陸海岸を度々訪れたこともあり、２０１１年３月１１日の東日本大震災、そして今回の大規模火災と、度重なる惨状に言葉も見つかりません。被災された皆様方には、心よりお見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧、復興を願うばかりです。

また、記憶に新しい２年前には、当町でも山野火災がありました。この先、春の３月から５月にかけては、空気が乾燥し火災が発生しやすい状況です。町民の皆様には、火の取扱いには特段の注意をお願いいたします。

さて、今回の質問では、一つ目に带状疱疹ワクチンの費用助成について２点と、二つ目は生命（いのち）の安全教育について２点質問させていただきます。

１．带状疱疹ワクチンの費用助成について。

一昨年６月議会、昨年６月議会の一般質問でも取り上げ、町の見解をお聞きしました带状疱疹ワクチンの費用助成ですが、今までも症状などについて説明しておりますが、再確認の意味で簡単にお話をさせていただきます。

带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスが原因であり、日本人の成人の９０％以上の体内に潜んでおり、加齢や疲労、体力・免疫力の低下、ストレスなどにより、５０歳を境に発症率は急激に上昇し、６０歳から８０歳代でピークを迎えます。８０歳までに約３人に１人が带状疱疹になると言われております。さらに、この１０年で２０歳代から４０歳代の発症率も増加傾向にあります。

発症すると、強烈な痛みで日常生活が困難になり、生活の質の低下を招きかねません。また、現れる部位によって顔面神経麻痺、目の障がい、難聴、耳鳴り、目まいなどの重い後遺症が生じることもあります。

带状疱疹の予防接種は、発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症で済み、後遺症の予防につながるとされております。しかし、予防効果の高いワクチンは接種費用が高額になります。高齢化が進む中、シニア世代の方々が元気で活躍されることは、とても大切だと思います。安心して生活するためにも、病気になってから治療するのではなく、病気を

未然に防ぐという観点からも、ワクチン接種をしやすい体制を整えることが重要であると考えます。

私ども公明党は、带状疱疹ワクチンの自治体による接種費用の助成を進めてまいりました。その結果、2024年12月現在で、県内の22市町村に50歳以上を対象とした助成制度が導入されました。

発症の原因は、過去に感染した水ぼうそうのウイルスが治療後も体内に潜伏しており、大人になってから免疫力が低下したときに、ウイルスが活性化して発症するものです。そして、2025年4月からいよいよ国による定期接種化が実現し、町の新年度予算にも接種費用が計上されました。

そのような中、県内で既に実施方針が出された塩尻市の例を挙げますと、生ワクチン、不活化ワクチンともに、接種費用額のうち自己負担額は約3割程度ともお聞きしております。

そこでまず、带状疱疹ワクチンの費用助成について2点お聞きします。

1. 定期接種化となった带状疱疹ワクチンの内容として、開始時期、対象者、ワクチンの種類、接種回数、接種期間、実施医療機関、そして町民の負担額は。

二つ目として、坂城町において受診される対象年齢である65歳以上の対象者数と、今後の周知方法、接種の手順、申請方法は。

以上、2点について答弁をお願いいたします。

町長（山村君） ただいま、中村議員さんから带状疱疹ワクチンについてのご質問いただきました。今お話がありましたように、以前にも中村議員さんからは一般質問で带状疱疹ワクチンの費用助成についてというご質問を数度いただきました。町としても、国の施策がまだない中で、独自の施策を取り入れたい、前向きに検討したいというお話を申し上げたところでございますけれども、そういう経過も含めましてご説明を申し上げたいと思っております。

まず初めに、带状疱疹につきましては、過去に水痘、いわゆる水ぼうそうにかかったときに体の中に潜伏した水痘带状疱疹ウイルスが、加齢あるいは疲労などの免疫力低下によりまして再活性化することにより、神経に沿って帯状に、時に痛みを伴う水泡が現れる病気であります。

また、带状疱疹は加齢がリスクとされ、50歳代以降に発症する方が増え始め、70歳代をピークとして、80歳までに3人に1人がかかると言われております。

さらに、代表的な合併症の一つとして、皮膚の症状が治った後にも痛みが残る带状疱疹後神経痛があり、日常生活に支障を来すほどの痛みが続くこともあるため、早期に適切な治療を行うことが必要であると言われております。

こうした带状疱疹の発症や重症化を予防するための有効な対策の一つとなるのが、予防接種であります。

しかしながら、このように重症化すると生活にまで影響を及ぼす带状疱疹であります、予

防接種については、公費負担のある定期接種ではなく、全額自己負担による任意接種とされてきたところであり、町としまして、こういう状況に鑑み、接種費用の独自助成について検討を進めてきたところでもあります。

こうした中で、国におきましても、带状疱疹ワクチンの定期接種化につきまして、平成28年から検討が進められ、昨年12月の審議会において、带状疱疹ワクチンが予防接種法上の定期接種に位置づけられることが決定されたところであり、これを受けまして、町におきましても、令和7年度一般会計当初予算に接種に係る経費を計上したところでもあります。

ご質問の带状疱疹ワクチンの接種の内容についてであります、開始時期は今年の4月1日からとされ、対象者は、該当年度内に65歳を迎える方と、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に重い障がいを持つ60歳から64歳の方となっております。

また、今回新たに定期接種が開始となることから、5年間の経過としまして、70歳以上で5歳ごとの節目年齢になる方も対象とされ、これによりまして5年以内に65歳以上の全員の方に接種の機会が提供されるということになりました。

次に、定期接種に用いるワクチンの種類といたしましては、乾燥弱毒生水痘ワクチンのビケンと、乾燥組換え带状疱疹ワクチンのシングリックスの2種類であります。

まず、ビケンは、病原体となるウイルスや細菌の毒性を弱めて病原性をなくした生ワクチンで、接種回数は1回、皮下に接種します。発症予防効果は50%程度で、効果は5年程度持続するとされており、主な副反応としまして10%以上の方に注射部位の痛みや腫れなどが現れるとされております。また、病気や治療によって、免疫の低下している方は接種を受けることができないものであります。

一方、シングリックスは、病原体となるウイルスのたんぱくの一部から作られる組換えワクチンで、接種回数は通常2か月以上の間隔において2回、筋肉内に接種いたします。発症予防効果は90%程度で、効果は10年程度持続するとされており、主な副反応といたしまして70%以上の方に注射部位の痛み、10%以上の方に、筋肉痛、頭痛、発熱等が現れるとされております。

なお、該当年齢の方の定期接種としての接種期間は、いずれも1年間でありますので、来年度の接種対象の方は、令和8年3月までに接種を完了する必要があります。

また、接種を希望する方は医療機関で実施することになりますが、町内外の実施医療機関につきましては、町ホームページのほか、接種対象者への案内の際に併せてお知らせしてまいります。

次に、接種にかかる自己負担額であります、带状疱疹ワクチンの定期接種は、予防接種法により個人予防を目的とするB類疾病に位置づけられるため、一部個人負担をいただくこととなりますが、接種費用のおおむね25%から30%程度で接種を受けていただけるよう、調整

してまいりたいと考えているところであります。

続きまして、来年度の町内の65歳以上の接種対象者数としましては、来年度中に65歳を迎える方に加え、70歳以上の5歳ごとの年齢になられる方及び100歳以上の方で、合わせて1,060人程度になる見込みであります。

また、今後の周知につきましては、4月初旬に対象者全員に接種の案内通知を個別に送付し、確実な周知を図るとともに、「広報さかき」への掲載や町ホームページにおいて広く周知を行ってまいります。

次に、接種の手順についてであります。接種を希望する方が、ご自身でワクチン接種を実施する医療機関に直接予約をしていただき、町からの案内通知に同封する带状疱疹予防接種予診票と予防接種済証を医療機関に提出され、接種を受けるという流れになります。

今回は、新たに始まる带状疱疹ワクチンについてご説明させていただきましたが、該当される皆さんにはご自身の健康を守るため、定期接種の機会をぜひご活用いただきたいと思いますと考えております。

7番（中村君） ただいまは、町長より説明をいただきました。内容については理解いたしました。その中で、高齢化社会に向かっている現在、働き盛り世代である50歳から64歳については、既に費用助成がされている自治体が県内に22市町村あります。当町におきましても、今後安心して健康で過ごせるよう、費用助成の積極的な支援、検討をお願いしたいと思います。それでは、次の質問に移ります。

2. 生命（いのち）の安全教育について

日本の年間自殺者数は、令和4年中における厚生労働省、検察庁からの資料では、令和5年3月14日で2万1,881人とあり、そのうち19歳までの少年の自殺者数は796人です。また、令和3年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果、及び令和4年10月27日文部科学省初等中等教育局児童生徒課の資料によれば、いじめの件数は61万5,351件で、不登校児童生徒数及び不登校生徒数は29万5,925人であるとの報告がされております。

本来、生きていく力を持っている子どもたちが様々な社会的要因を受け、様々な困苦に出会っております。個々の力だけでは困難なこうした社会的状況と向き合っている子どもたち、また、今後向き合うかもしれない子どもたちを含め、全ての子どもたちにそれぞれが既に心の中に持っている生きる意味、生きる価値、生きる力に気づいていただくための場を提供することの重要性を認識する必要があります。そのため、子どもたちの世界へ直接働きかけることも重要となり、命の授業の取組も必要と考えます。

その中で以下のような取組もされており、紹介させていただきます。あるところが教育機関に出向き、授業を行う中、子どもたちからの直接的な言葉、また、子どもたちから届いた手紙

を通して、多くの気づきを学んだ。その中でも最も重要な気づきの一つとして、命、人権、道徳に関しては、一方的な講演形式では子どもたちの心に届かないということです。

特に、教えようとしたり、言葉だけで伝えようとしたり、あるいは理解させようとすることは、子どもたちの心を命、人権、道徳からむしろ遠ざけてしまうのです。子どもたちからの声で、今日の授業で命は知識として教えるものではないという言葉聞いて、今まで自分の中にあった命というものがいろいろな人によってつくられたものであって、自分が思う命ではなかったことに気づいたとありました。

ここで、生命（いのち）の安全教育の趣旨・目標について、指導の手引書には以下のように書かれております。

1. 生命の安全教育の趣旨・目標。性犯罪・性暴力対策の強化では、「性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要がある。性犯罪・性暴力の根絶は、待ったなしの課題であり、その根絶に向けて誰もが性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、社会全体でこの問題に取り組む必要がある。令和2年度から4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日決定）に基づき、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていく。」

目標として、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において生命の安全教育を推進しています。

また、文部科学省の資料を引用すると、「生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行為、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度などを発達段階に応じて身に付けることを目指すものである」とあります。文部科学省や地方自治体、学校などが主体となり、年齢や発達段階に応じた指導を行います。

ここで、生命の安全教育の目的として、以下のようなことが挙げられます。

1、命の尊さを学ぶことでは、命がかけがえのないものであることを理解し、自分自身や他者の命を大切にする意識を育てる。生きる力や自己肯定感を高め、健全な心身の成長を促す。

二つ目に、自分を守る力を育むことでは、性暴力、虐待、いじめなどの危険から身を守るための知識や行動を学ぶ。また、嫌なことは嫌と言っていい、信頼できる大人に相談するなど、適切な対処法を身に付ける。

三つ目に、他者を尊重する心を養うことでは、相手の気持ちを尊重し、思いやる行動を取ることの大切を学ぶ。また、人権意識を育み、ハラスメントや差別の防止につながるとあります。

そして、課題として次のようなことが考えられます。

一つ、性教育への抵抗感では、一部の保護者や地域社会から、子どもに教えるには早すぎるとの声もある。また、適切な情報提供と年齢に応じた指導が重要です。

二つ目に、相談先の周知不足では、被害を受けた子どもたちがどこに相談すればよいかわからないことが多い。また、子ども110番、児童相談ダイヤル189などの相談窓口の認知向上が必要です。

三つ目に、ネットの危険からの保護では、SNSを通じた犯罪、児童ポルノ、詐欺、誹謗中傷への対策が不可欠であり、フィルタリングの強化、情報モラル教育の充実が求められるなど。

そこで、イ．坂城町の取り組みについて、2点お聞きします。

1．坂城町の小中学校では、生命（いのち）の安全教育をどのように実施しているか。

2．全国的に外部講師や専門家を活用した教育が進んでいるとお聞きしますが、坂城町ではどのような取組をしているか。

以上、2点について答弁をお願いいたします。

教育長（塚田君） 2．生命（いのち）の安全教育についてのご質問にお答えいたします。

初めに、生命の安全教育につきましては、先ほど中村議員様からもありましたが、令和2年に内閣府が制定した性犯罪・性暴力対策の強化の方針において、教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力の予防の一環として位置づけられた、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、学校において行われる教育とされております。

目的につきましても、命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解すること、また、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度などを身につけることとされており、国では、就学前から大学まで子どもの発達段階に応じた学習内容を示しております。

ご質問いただきました、町立小中学校における生命の安全教育の取組状況につきましては、まず、小学校における教育として、保健の授業において体と心の発達、発育についての学習に加え、各校で外部講師による性教育・命の授業を実施しております。

この外部講師による授業では、低学年で、1年生から3年生で命の誕生と家族や周囲の人との関わり、世界で1人だけの自分の大切さについて学習し、高学年、4年生から6年生では思春期の体と心の変化、男女の違いや他人が見たり触ったりしてはいけない、特定の身体的部位を意味するプライベートゾーンの理解と尊重。また、性被害を防止するためのインターネット、SNS等の危険性や、インターネット上に投稿者の意図に反して半永久的に書き込まれた情報や画像等、一度拡散した情報を完全に消すことができないデジタルタトゥーについて学習しております。

このほか、人権に関する学習として、自己と他者の違いを認め、思いやりを持って接すること、性の多様性（LGBTQ）についての啓発を行い、自己と他者を尊重する意識の向上を

図っております。

また、中学校では、同じく保健の授業における学習のほか、外部講師による性教育、情報モラル、犯罪防止啓発に取り組んでおります。

主な内容といたしましては、全学年を対象とした情報モラルに関する講演会においては、インターネット、SNS等の危険性について啓発を行っております。

さらに、1学年を対象とした性教育講演会では、命の尊さ、ジェンダーについて、3学年を対象とした性教育では性暴力の加害者・被害者にならないための知識、判断力の学習、犯罪の重大性や周囲に与える影響についての学習を実施し、それぞれの進路に踏み出す生徒に、社会の一員としての自覚を促す啓発に取り組んでおります。

このような学習・啓発活動に加え、各学校においては、児童生徒の性被害の未然防止対策として、相談窓口や相談週間を設け、校内での相談体制を整えるとともに、警察等の専門機関による相談窓口について、パンフレットの配布等による周知を図っております。

また、アンケート調査を通じ、いわゆる気になる児童生徒がいた場合には、医療やカウンセリングの受診を勧奨するなど、被害防止と被害の兆候の早期発見に努めております。

次に、外部講師、専門家の活用の取組状況でございますが、先ほど申し上げましたとおり、各校では授業、講演会等において、外部講師の活用を進めております。

具体的には、性教育については町内の助産師、助産師会からの派遣講師、県内の高校から性に関するアドバイザーを招いて実施しております。

このほか、情報モラルについては近隣市から情報教育の講師を、犯罪防止啓発では少年鑑別所に講師を依頼し、それぞれ専門家の知見を活用しながら、学習内容の充実に取り組んでおります。

今後、各学校におきましては、これまでの取組に加え、保護者を対象とした性教育の機会や子どもたちに対するSOSの出し方の学習などを検討しており、教育委員会といたしましても、それぞれの学校での取組や他の自治体の事例など学校と共有し、学校における生命の安全教育の充実と、児童生徒の性被害等の防止を図ってまいりたいと考えております。

7番（中村君） ただいまは、教育長より答弁をいただきました。最後に、生命の安全教育は、単なる防犯指導ではなく、子どもが自分を守る力を身につけ、他者の命も大切にすることを学ぶ重要な教育です。これに対して、阿部文部科学大臣は、今月2月中旬に追加募集を行うとの回答。整備、加速へ取組をしっかりと進めると明言しております。

また、先ほども教育長から説明がありましたとおり、近年、教職員の負担が増えている現状なども踏まえ、生命の安全教育をより充実させるためには、外部講師や性教育認定講師などを招いての講演、ワークショップの開催などが有効と考えます。それと同時に、保護者でもある大人も学ぶ機会を増やしていくことが必要なことと考えます。

当町でも、今後より一層、学校、家庭、地域が連携し、よりよい教育環境を整え、安全・安心な社会を築いていくことが強く求められていることを申し上げ、私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時05分～再開 午前11時15分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

議長（滝沢君） 続いて、日程第2「議案第6号 千曲市・坂城町等公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び千曲市・坂城町等公平委員会共同設置規約の変更について」以下、12件の議案につきましては、全て去る3月3日の会議において、提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第6号 千曲市・坂城町等公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び千曲市・坂城町等公平委員会共同設置規約の変更について」
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第3「議案第7号 坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第4「議案第8号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第5「議案第9号 坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第6「議案第10号 坂城町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について」

議長（滝沢君） これより質疑に入ります。

14番（大森君） お尋ねいたします。これは長期というのは大体どのぐらい、何年間を予定しているのでしょうか。

D X推進室長（瀬下君） ご質問にお答えいたします。

この長期継続契約につきましては、最大で5年以内ということで予定をしております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第7「議案第11号 坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」

議長（滝沢君） これより質疑に入ります。

9番（玉川君） し尿のことについてなんですが、説明では、下水道との料金の平準化、これが第一とのお話をいただきました。具体的に下水道の料金とくみ取りの料金の差はどのくらいあるのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

住民環境課長（山下君） ただいまのご質問にお答えいたします。

一般廃棄物のうち、し尿及び家庭雑排水汚泥の手数料の改定につきましては、下水道の利用家庭との平準化を図ることを目的として改定するものでございますが、下水道の使用料とし尿処理の家庭の比較につきましては、一般的な家庭ということで比較させていただいておりますが、1年間の下水道の使用料に対して、し尿処理、家庭雑排水汚泥処理の手数料については、し尿、家庭雑排水処理のほうが75%ほどの金額となっております。

9番（玉川君） 今ですね、下水道につないでいないと、つなげられるんだけどもつないでいないという方に聞いてみますと、経済的な問題、つなぐためのお金がないというような問題がかなりあります。

実際に、町では、し尿処理の投入について補助を出していただいているということですが、今、値上げしたとしても、今後さらにその対象者が減るということで、町のほうとしては、業者さんに補助をするというようなことはお考えにならないのでしょうか。できれば考えていただきたいと思いますが。

住民環境課長（山下君） ただいまのご質問でございますが、町としましては下水道への接続を推進しており、下水道へ接続できる家庭につきましては接続をお願いしているところでございます。今後、下水道区域外など接続できない地域につきましては状況を勘案しまして、今後検討してまいりたいと考えております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

◎日程第8「議案第12号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

議長（滝沢君） これより質疑に入ります。

14番（大森君） ちょっと1点質問させていただきます。家庭的保育者の条件というのは、市町村が実施する研修を修了した保育士、あるいはまた保育士同等以上の知識及び経験を有する方ということで、市町村長が認める研修が必要なことだというふうに思うんですが、この研修

について、どんな研修で、期間はどのぐらいの期間でこういう研修をされるのでしょうか。

子ども支援室長（橋本君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

家庭的保育事業所等に置かなければならないとされている家庭的保育者につきましては、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者としておりまして、町といたしましては、保育士と同等以上の知識及び経験を有する者とされていることから、町長や県知事などが行う研修を修了した方などの専門的知識や経験がある方などを想定しておりまして、その研修につきましては、現在、国の実施要綱に基づき、県が実施しています長野県子育て支援員研修がありまして、子育て支援分野で必要となる知識や技能等を習得するための研修でございます。

なお、家庭的保育者につきましては、８科目８時間の基本研修と１７科目２４時間の専門研修の合計２５科目３２時間の研修を修了していただく必要があるものであります。

議長（滝沢君） 大森議員、今の質問はですね、議案第１３号の次の質問内容になっておりましてので、どうしましょう。一応もう１回、議案第１２号で。議案第１２号ではありますか。

１４番（大森君） 運営と施設の関係ですので、結構複雑といいますかね、調べるのが大変でしたので申し訳ないですが、いずれにしてもですね、これは附則でですね、第７項中の１０年を１５年に改めていくということで、これは延長するんですが、認可保育園ということにはなってくるんですけれども、本当はこれは公的保育として施設をきちんと用意して、ゼロ歳児保育も町が主体としてやっていくと。現在、坂城町はやっていきますので、それはそれでいいんですが、これは国からの押しつけということにもなるんですが、これを延長していくというんじゃなくて、これを早く解消して、公的保育、公共団体が実施する保育園にしていくということのほうが必要であるというふうに思うんですが、国のほうではどんどん民営化を推し進めているという一つの足がかりだというふうに思うんですけれども、この点について、なぜ１５年に改めるのかちょっとお尋ねいたします。（発言する者あり）

いや、これは議案第１２号ですよ。担当課長、確認してみてください。

子ども支援室長（橋本君） ただいまの質問にお答えをいたします。

今回の改正につきましては、保育内容の提供支援、代替保育の提供、卒園後の受皿を担う連携施設の確保が難しく、連携施設の確保のできていない施設が一定数全国的にまだあるとの状況を踏まえての改正であると承知をしております。

当町につきましては、今のところ該当する施設はありませんが、今後こうした施設の認可にあたりましては、条例の趣旨に基づき、適切な連携施設が確保されるよう対応してまいりたいと考えております。

１４番（大森君） 連携ができてないということですので、やはりそもそも基本的な組立てができてないということなんですよ。こういう安易な認可保育園にしていくということは、子ども

にとって一番の不幸なことだというふうに思います。以上、私の意見です。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

◎日程第9「議案第13号 坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

議長（滝沢君） これより質疑に入ります。

14番（大森君） 先ほどの議案第12号ではですね、本則の第7条に規定しているのが、家庭的保育事業者が保育連携する施設を適切に確保することを求めています。ところがですね、議案第13号の附則では、これまで5年だったものが15年まで延長するということで、議案第12号の内容から見ても、今度これは15年まで延びているということになります。施設間の連携がなくてもですね、15年も延長ができるということの意味だと思うんですが、これはあまりも長過ぎていると。先ほどの10年というのと比べて、またこれは延長されているということで、本当に子どもの状況が劣悪な状況になっていくというふうに感じるわけですが、当然これはもう町長の認可ということになりますので、これについてはチェックは入るかもしれませんが、悪く見ればそういうことになってしまうと。だから10年後に廃業ということにもなりかねません。やはりしっかりした保育体制が必要だと思うんですが、この点については、今度は15年になっているんですが、これについてはどのような見解なのでしょうか。

子ども支援室長（橋本君） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほどもお答えいたしました、今回の改正につきましては、連携施設の確保ができていない施設がまだ一定数あるとの全国的な状況を踏まえての改正であると承知をしているところであります。

今のところ、当町におきましては、該当する施設はないところでありますが、今後こうした施設の認可にあたりましては、条例の趣旨に基づき、適切に連携施設が確保できるよう対応してまいりたいと考えております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

◎日程第10「議案第14号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

◎日程第11「議案第15号 坂城町運動場条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第12「議案第16号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ

いて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第１３「議案第１７号 坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（滝沢君） ここで昼食のため、午後１時３０分まで休憩といたします。

（休憩 午前１１時４５分～再開 午後 １時３０分）

議長（滝沢君） では、再開いたします。

◎日程第１４「議案第１８号 令和７年度坂城町一般会計予算について」

議長（滝沢君） 直ちに総括質疑を行います。

質疑にあたっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いをいたします。

また、質疑に際しましては、予算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願いいたします。

ではまず、歳入について質疑に入ります。

９番（玉川君） お願いいたします。予算書３ページの款１町税、項１町民税、これの個人、法人町民税の増収の見込みがありますが、これの説明をお願いします。

続きまして、１３ページ、款１４国庫支出金、項２国庫補助金、これの新しい地域経済・生活環境創生交付金、これの説明をお願いします。

続きまして、１６ページ、款１５県支出金、項２県補助金、目３農林水産業費県補助金、これの林業費補助金について、森林病虫害等防除事業（伐倒駆除）の予定地域がありましたら教えてください。

続きまして、２０ページ、款１８繰入金、項２基金繰入金、目１基金繰入金、これの財政調整基金とふるさとまちづくり基金の残高、これを教えてください。

最後になります。２１ページ、款２０諸収入、項３貸付金元利収入、目１貸付金元利収入、これの節２同和地区住宅新築資金等貸付金元利収入、１２万円あります。これの残高、人数、件数について説明をお願いします。以上５件、お願いいたします。

収納対策推進幹（細田さん） 予算書３ページ、款１町税、項１町民税、目１個人町民税の増収分の説明について。こちら前年度当初比６千万円の増額につきましては、令和６年度に実施した国の施策である定額減税の終了によりまして、減額分６千万円を戻したものであり、現年課税分として７億４千万円を計上いたしました。

続いて、目2 法人町民税の前年度当初費2億1千万円の増額につきましては、いまだ続く物価高による原材料費等の高騰等のリスク要因はあるものの、売上げの増加や円安の影響等により、現段階で業績が好調に推移している企業もあることから、現年課税分として2億1千万円増額としたところでございます。

D X 推進室長（瀬下君） 私からは、ページ13ページ、款14 国庫支出金、項2 国庫補助金のうち、目3 土木費国庫補助金、それから目9 総務費国庫補助金の新しい地域経済・生活環境創生交付金、こちらのご質問にお答えいたします。

今回、政府はこれまでの地方創生の取組の見直しをいたしまして、新たな施策として地方創生2.0、こちらを打ち出しました。地方創生に資する取組を支援するため、この交付金を創設したところでございます。

今回の予算に計上いたしましたものにつきましては、このうちのデジタル実装型とされるものでありまして、これまでのデジタル田園都市国家構想交付金、こちらにあたるものであります。こちらは、デジタル技術を活用した地方の取組を支援するための交付金であります。交付率といたしましては、主にはシステムを構築するための経費としまして、こちらの2分の1であります。

充当する事業といたしましては、町のフロントアプリといたします自治体統合アプリ、こちらの構築と公共施設の予約システム、こちらをさらにブラッシュアップさせるスマートロックシステムの導入、それから紙の路線図、こちらをデータ化いたしまして、ホームページ上に公開する事業を予定しているところであります。

商工農林課長（北村君） 私からは、森林病虫害等防除事業のご質問にお答えします。

予算書16ページ、款15 県支出金、項2 県補助金、農林水産業費県補助金、節2 林業費補助金、森林病虫害等防除事業（伐倒駆除）につきましては、こちらの事業では7年度に350立米の伐倒駆除を実施する予定であります。伐倒駆除を実施する地域は、現在のところ決定しておりませんが、今後の松くい虫被害の状況を見る中で対応してまいりたいと考えております。

財政係長（宮嶋君） 予算書20ページ、款18 繰入金、項2 基金繰入金、目1 基金繰入金、基金の残高の質問についてお答えいたします。

財政調整基金については、7号補正までの残高は25億2,100万7千円、令和7年度当初予算で基金からの繰入金は5億6,600万6千円、一方、積立金は基金利子分318万3千円を見込み、残高は19億5,818万4千円でございます。

続いて、ふるさとまちづくり基金については、7号補正までの残高は1億2,334万9千円、令和7年度当初予算で、基金からの繰入金は令和6年1月から12月までのふるさと寄附金分8,278万1千円と8,408万1千円を繰り入れ、一方、積立金はふるさと寄附金

1 億円と基金利子分 1 6 万 3 千円を見込み、残高は 1 億 3, 9 4 3 万 1 千円でございます。

企画政策課長（竹内君） 予算書 2 1 ページ、款 2 0 諸収入、項 3 貸付金元利収入、目 1 貸付金元利収入、節 2 同和地区住宅新築資金等貸付金元利収入の質問につきまして、令和 7 年 2 月末現在で申し上げます。残高につきましては、2, 4 4 2 万 2, 5 0 4 円、人数は 5 人、件数は 7 件となっております。

議長（滝沢君） ほかに歳入。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて、歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

3 番（塚田さん） 私からは、ページ 1 0 0 ページ、款 7 商工費、項 1 商工費、目 3 観光費、0 1 0 7 1 1 観光一般経費、1 8 0 4 5 観光振興イベント補助金の内容についてお聞きします。

商工農林課長（北村君） 予算書 1 0 0 ページ、款 7 商工費、項 1 商工費、目 3 観光費、観光一般経費、観光振興イベント補助金につきましては、ステキさかき観光協会が主体となって実施いたします、食や自然、歴史文化、温泉などのその土地ならではの魅力を総合的に体感する温泉ガストロノミーウォーキング事業に対する補助金であります。

約 8 キロのウォーキングコースを設定しまして、坂城町の観光スポットをゆつくりと巡りながら、坂城町ならではの軽食やお酒を参加された全国各地の方に楽しんでもらいたいと考えておりまして、保険料等の運営費、マップの作成料、コース認定料等の費用を補助金として計上させていただきました。

5 番（水出君） 8 件の質問をお願いします。まず 1 番目、ページ 4 3 ページ、款 2 総務費、項 2 徴税費、目 2 賦課徴収費、説明ナンバーで 1 2 0 0 2 固定資産評価基礎資料整備 1, 2 4 5 万円。前年度は 5 5 0 万円だったと思いますが、増額となっております。内訳をお願いします。

二つ目、ページ 9 8 ページ、款 7 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費、説明ナンバーで 1 8 0 4 1 商工業振興補助金、前年度より 2 0 0 万円ほど減額になっております。その減額の原因をお聞かせください。

3 番目、9 9 ページ、款 7 商工費、項 1 商工費、目 3 観光費、説明ナンバー 1 4 0 0 1 観光案内看板設置工事 1 0 0 万円、看板の内訳を教えてください。

4 番目です。ページ 1 0 0 ページ、款 7 商工費、項 1 商工費、目 4 商工企画費、説明ナンバー 1 4 0 0 1 施設改修工事 7 7 0 万円の内訳をお願いします。

5 番目です。1 0 1 ページ、款 7 商工費、項 1 商工費、目 4 商工企画費、説明ナンバー 1 8 0 4 4 坂城町コトづくりイノベーション補助金 3 0 0 万円ありますが、給付条件を教えてください。

6番目の質問です。111ページ、款8土木費、項5都市計画費、目4公園管理費、説明ナンバー14005遊具整備等工事129万8千円。前年度より減額になっておりますが、前年度の整備待ちのものがあるのかも含めて、減額理由を教えてください。

7番目、113ページ、款8土木費、項6高速交通対策費、目1高速交通総務費、説明ナンバーが12008乗合タクシー運行業務1,520万円。こちらは本格運用がデマンド交通は始まると思いますけれども、前年度の試験運用からは大幅増額になりますが、その内訳を教えてください。

最後、8番目です。113ページ、款8土木費、項6高速交通対策費、目1高速交通総務費、説明ナンバーが18028しなの鉄道鉄道軌道安全輸送設備等整備負担金2,907万3千円、前年度よりこちら大幅増額になっております。その増額理由を教えてください。以上です。

収納対策推進幹（細田さん） 予算書43ページ、款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴収費のうち、12002固定資産評価基礎資料整備1,245万円の内訳と増額理由についてお答えいたします。

こちらの委託料は、固定資産税につきましては3年に一度評価替えを行っており、令和7年度予算は、次回の令和9年度の評価替えに向けての作業の委託費用となっております。令和6年度から作業を始めておりまして、2年目となる令和7年度は、路線敷設の見直しや現地調査、あと時点修正後の路線化算定など、路線に係る関連業務を実施するほか、毎回2年目に実施する業務といたしまして、標準宅地の不動産鑑定評価を実施する予定としており、この分が増額となっております。

商工農林課長（北村君） 私からは、予算書98ページ、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費、商工業振興補助金の減額の理由についてご説明いたします。

この補助金につきましては、事業所が設備投資により事業資産を取得した際の固定資産分を翌年度補助金として交付する制度であります。

昨年より200万円減額とした理由といたしましては、4年度の決算額が約630万円、5年度の決算額が約650万円、6年度の決算見込みにつきましても790万円程度であったことを考慮して、800万円の予算計上とさせていただきました。

続いて、99ページから100ページにかけまして、款7商工費、項1商工費、目3観光費、観光案内看板設置工事の内容につきましてですが、国道18号線田町交差点の観光案内看板が日焼け等の影響により色があせ、見えにくくなってきておりますので、書き換えを行うものがあります。

続きまして、100ページの款7商工費、項1商工費、目4商工企画費、施設改修工事770万円の内容につきましては、B. Iプラザの屋根の防水工事費用であります。場所といたしますと、B. Iプラザの玄関を入りまして右側の屋根部分、約240平米の防水工事を行

う計画としております。

続きまして、最後にページ101ページ、款7商工費、項1商工費、目4商工企画費、コトづくりイノベーション補助金の給付条件についてのご質問をいただきましたけれども、この補助金は、町内の意欲ある事業者、またはその企業グループが実施する地域の発想や工夫による地域課題に対応した新製品開発等の事業に要する経費に対して、補助金を交付する制度であります。

交付対象者は、町内に主たる事業所を有する事業者などで、町内のニーズに対応した新製品開発等に取り組む事業、または町内特有の資源を活用した新製品開発等に取り組む事業が対象となりまして、補助対象経費の2分の1以内、補助金の上限が100万円となっております。また、中小企業である場合は、補助対象経費の3分の2以内を対象としまして、こちらも補助金の上限が100万円と、こういった条件の補助制度となっております。

建設課長（堀内君） 予算書111ページ、款8土木費、項5都市計画費、目4公園管理費、公園管理一般経費のうち、遊具整備等工事につきまして、前年度比減額の理由はについてお答えいたします。

遊具整備等工事費につきましては、びんぐしの里公園ローラー滑り台のローラーの交換を予定しております。

前年度比較につきましては、前年度は、ローラー滑り台のほか、からくり時計のモーター交換の修繕に係るものを計上しておりましたことから、その分が減となっております。なお、新年度、現時点におきまして整備待ちのものはございません。

続きまして、予算書ページ112ページ、款8土木費、項6高速交通対策費、目1高速交通総務費中、高速交通対策一般経費、乗合タクシー運行業務につきまして、前年度費用との差額の理由はについてお答えいたします。

本事業は、乗合タクシーの運行についてタクシー事業者へ委託を行うもので、運行時間について実証実験中の令和6年度、今年度までにつきましては5時間であったものを、本運行にあたりまして、令和7年度からは8時間の運行と、3時間拡大することが主な増額内容であります。

続きまして、予算書113ページ、同じく高速交通総務費中の高速交通対策一般経費しなの鉄道鉄道軌道安全輸送設備等整備負担金の大幅増額の理由はということについてお答えいたします。

こちらにつきましては、しなの鉄道におきまして利用者の利便性向上、地域の活性化を図るため、交通系ICカードSuica、こちらを全線全駅に導入し、2026年春のサービス開始を目指すということであります。

これにつきまして、沿線市町におきまして、その整備経費について従来の出資割合に応じ負

担する負担金が増額の主な理由であります。

議長（滝沢君） 次に、11番 祢津明子議員。

11番（祢津さん） 3点お願いいたします。ページ73ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目10子育て支援費、010447子育て支援事業、18041ベビーシッター利用支援補助金55万5千円、この詳細をお願いいたします。

次に、ページ77ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、010405乳幼児健診事業、12012の1か月児健康診査42万3千円、こちらの詳細もお願いします。

最後、ページ78ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、010406予防接種事業、12008麻疹等予防接種4千万円、この主なもので結構ですので、内訳を教えてください。以上です。

子ども支援室長（橋本君） 予算書73ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目10子育て支援費、子育て支援事業のうち、ベビーシッター利用支援補助金55万5千円につきましては、仕事や用事により、一時的に保育を必要とする保護者がベビーシッターを安心して利用できる環境を整え、育児負担の軽減など子育て家庭を応援するものであり、町内在住の小学6年生までのお子さんを対象に、ベビーシッターを利用した際の費用のうち、保育料につきましては1時間当たり保育料の2分の1の額と1,500円のうち低い額を、年48時間分を上限に補助すること、また、交通費の一部についても補助するものであります。

保健センター所長（川島君） 予算書77ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、乳幼児健診事業の節12、1か月児健康診査委託料につきましてお答えをいたします。

身体の異常の早期発見等を目的といたしまして、生後1か月頃、おおむね生後4週間から6週間までの乳児を対象に、医療機関におけます健康診査の健診費用は全額公費負担により実施するものであります。4月1日以降に生まれた乳児が対象となりまして、実施する医療機関へ支払います委託料といたしまして、70人分を計上しております。

続きまして、予算書78ページ、予防接種事業の節12麻疹等予防接種委託料4千万円の主なものにつきましてお答えいたします。

こちらは、予防接種を実施していただきます医療機関に支払う委託料となります。まず、来年度から新規に始めます高齢者の带状疱疹予防接種につきまして、接種見込者といたしまして500人分、1,431万8千円を、また、65歳以上の高齢者の方を対象といたしまして実施いたしますインフルエンザ予防接種につきまして、接種見込者3,500人分、1,340万5千円を、そのほか、乳幼児等を対象といたしました予防接種の委託料として計上しております。

議長（滝沢君） 12番 大日向進也議員。

12番（大日向君） 4点お願いします。予算書52ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目

3 老人福祉費、高齢者補聴器購入助成事業、これの開始の時期と助成までの流れについて。

次に、ページ 82 ページ、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 8 環境保全対策費、河川水質調査等、これは委託先、調査を行う時期、河川の場所は町内どことなるのでしょうか。

次に、ページ 117 ページ、款 9 消防費、項 1 消防費、目 3 消防施設費、県衛星系防災行政無線設備更新工事、この工事の内容についてお願いします。

それと最後、ページ 125 ページから 130 ページの款 10 教育費、項 2 小学校費、3 小学校、中学の教育振興費中の就学援助費について、各校の来年度の見込みの人数は何名となるのでしょうか。以上、お願いします。

福祉健康課長（鳴海さん） 予算書 52 ページ、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 3 老人福祉費、老人福祉町単事業について、高齢者補聴器購入費助成事業補助金の開始時期と流れについてご説明いたします。

この事業は、令和 7 年度から新たに開始するもので、日常生活に支障が生じ、社会参加が困難とならないよう、中等度の難聴を抱える高齢者を対象に補聴器の購入費用に対し助成を行うものであります。

対象は、町内に住所を有する 65 歳以上の方で、身体障害者手帳の交付を受けていない、一定程度の難聴状態にあるなど、いくつかの要件がございます。

手続といたしましては、まず、補助金交付の対象となることを窓口でご相談いただくか、広報等でご確認をいただき、医療機関での医師の証明書と、対象となる補聴器等の購入とその領収書を申請時に併せて提出いただくことになります。

補聴器等の購入は 4 月 1 日以降のもので、購入後 3 か月以内に申請手続きを行っていただき、町では提出書類を確認後、購入費用の 2 分の 1 以内、3 万円を上限に助成を行うものであります。

住民環境課長（山下君） 私からは 2 点、お答えいたします。

82 ページ、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 8 環境保全対策費の節 12 委託料のうち、12006 河川水質調査等 239 万 5 千円につきましては、こちらは主要河川・用水の 15 か所、調査項目 14 項目及び福沢川の 5 か所、こちらについては 6 項目の調査項目を定点定期観測で、6 月、9 月、12 月と翌年の 3 月の年 4 回調査を行っております。また、地下水につきましても、定点 30 か所、不定点 20 か所の計 50 か所を年 1 回、こちらは 4 項目の調査を行っております。なお、委託業者につきましては入札により決定をしております。

続きまして、116 ページ、款 9 消防費、項 1 消防費、目 3 消防施設費の節 18 負担金補助及び交付金のうち、18025 県衛星系防災行政無線設備更新工事負担金 1,919 万 6 千円につきましては、こちらは長野県が通信衛星や IBM を介して防災情報や行政情報の伝送を行う衛星系防災行政無線設備における第 2 世代システムの運用終了に伴い、必要となる端末局の

更新向上を行うもので、県及び県内全市町村が更新の対象となります。

更新につきましては、県が一括発注を行い、順次市町村のシステムの更新工事を行い、市町村は、その経費について負担金で納めるものということになっております。以上です。

教育文化課長（長崎さん） 予算書 125 ページから 131 ページにかけての款 10 教育費、項 2 小学校費、各小学校の教育振興費及び項 3 中学校費、目 2 中学校の教育振興費につきまして、就学援助費についてのご質問にお答えいたします。

就学援助費につきましては、経済的理由により就学が困難となっている児童生徒、また特別支援学級などに通う児童生徒などに対し、これまで学校で使う学用品などの必要な費用について、保護者の負担軽減を図るために町が就学援助を行っているものでございます。

令和 7 年度の就学援助費の対象者の見込み数につきましては、南条小学校は 56 人、坂城小学校では 34 人、村上小学校では 27 人、坂城中学校では 55 人、小学中学校全体では前年と比較して 17 人の減を見込んでいるところでございます。

議長（滝沢君） 9 番 玉川清史議員。

9 番（玉川君） 2 点お願いします。予算書 47 ページ、款 2 総務費、項 5 統計調査費、目 2 委託統計調査費、010267 国勢調査（本調査）、国勢調査の人員体制について説明をお願いします。

次に 108 ページ、款 8 土木費、項 4 住宅費、目 1 住宅管理費、これの住宅管理一般経費についてですが、町営住宅等の入居率と運営計画について説明をお願いします。

企画調整係長（宮原君） ページ 47 ページ、款 2 総務費、項 5 統計調査費、目 2 委託統計調査費、説明番号が 010267 の国勢調査（本調査）、こちらの人員体制はということでございますが、調査員につきましては 116 名、指導員数 11 名、あと非常勤職員 1 名の体制で実施する予定としております。

建設課長（堀内君） ページ 108 ページ、款 8 土木費、項 4 住宅費、目 1 住宅管理費中、住宅管理一般経費について、町営住宅の入居率と運営計画はとのご質問にお答えいたします。

町営住宅の入居率といたしますと、219 戸のうち 111 戸の入居で 50.7% でありますが、事業用地、老朽化等で募集停止となっている 81 戸を除きますと、実質 80.4% となっております。

今後の運営計画につきましては、様々な事業関連や老朽化の進む住宅につきましては、計画的な統廃合について検討しているところであります。

議長（滝沢君） ほかにございますか。10 番 山城峻一議員。

10 番（山城君） 1 点だけ確認でお聞きしますが、ページは 51 ページになりまして、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費で、説明のところの 18047 結婚新生活支援補助金、これが昨年と比べ 60 万円、結構この額としては大幅な増額だと思うんですが、その増

額の理由を教えてください。お願いします。

福祉健康課長（鳴海さん） 予算書51ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の説明番号18047結婚新生活支援補助金の内容についてお答え申し上げます。

こちらの事業につきましては、若者と結婚の支援、少子化対策の一環として、婚姻した世帯の町内での新生活をスタートする応援のための住宅費の購入、また引っ越し、リフォームなどに係る経費を補助しております。

昨年度に引き続き、継続として補助をする、年齢に応じて限度額も設けられておりまして、それに対する補助を行うわけですが、令和6年度に引き続き限度額まで補助するものでありますので、その経費を見込みまして7年度の増額予算といたしました。

議長（滝沢君） ほかはよろしいですか。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第18号「令和7年度坂城町一般会計予算について」は、各常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。よって、本案については各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中の災害用マンホールトイレ整備事業、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に。

歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中の災害用マンホールトイレ整備事業を除く教育費の各事項を社会文教常任委員会に、それぞれ審査を付託いたします。

◎日程第15「議案第19号 令和7年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（滝沢君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

14番（大森君） 3ページ、歳入の3ページですが、款1、項1、目1一般被保険者国民健康保険税ということで、比較で265万円減額になっているんですが、これは恐らく基金の繰入れということで一応調整したかと思うんですが、その辺のいきさつとといいますか、この理由についてお願いいたします。

福祉健康課長（鳴海さん） 予算書3ページ、歳入、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税の前年度との比較で、265万円少ないということのご質問にお答えいたします。

国民健康保険税につきましては、被保険者の減少といったものが主な理由でございまして、新年度の歳入を見込むにあたりましては、条例改正を行いまして、基金の導入により極力大きな上昇を抑えた改正といたしまして、国民健康保険税の歳入の保険料についても見込んでいますところでございます。

議長（滝沢君） よろしいですか。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第16「議案第20号 令和7年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（滝沢君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（滝沢君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第17「議案第21号 令和7年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（滝沢君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長（滝沢君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（滝沢君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託すること決定いたしました。

◎日程第18「議案第22号 令和7年度坂城町下水道事業会計予算について」

議長（滝沢君） これより総括質疑に入ります。

質疑は収入支出一括して行います。

(進行の声あり)

議長（滝沢君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（滝沢君） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第14「議案第18号」から日程第18「議案第22号」までの5件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日13日から3月20日までの8日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思いま

す。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。

よって、明日１３日から３月２０日までの８日間は、休会とすることに決定いたしました。

次回は、３月２１日午前１０時から会議を開き、予算案の委員長報告、討論、採決等を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 ２時２２分)

3月21日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 12名

2番議員	中 嶋 登 君	9番議員	玉 川 清 史 君
3 〃	塚 田 舞 君	10 〃	山 城 峻 一 君
5 〃	水 出 康 成 君	11 〃	祢 津 明 子 君
6 〃	宮 入 健 誠 君	12 〃	大日向 進 也 君
7 〃	中 村 忠 靖 君	13 〃	朝 倉 国 勝 君
8 〃	星 哲 夫 君	14 〃	大 森 茂 彦 君

2. 欠席議員 1番議員 滝 沢 幸 映 君

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長	竹 内 祐 一 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	小 河 原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	川 島 徳 夫 君
子 ど も 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 議案第 18 号 令和 7 年度坂城町一般会計予算について
- 第 2 議案第 19 号 令和 7 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第 3 議案第 20 号 令和 7 年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第 4 議案第 21 号 令和 7 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 5 議案第 22 号 令和 7 年度坂城町下水道事業会計予算について
- 追加第 1 議案第 23 号 令和 6 年度坂城町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 追加第 2 議案第 24 号 令和 6 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 追加第 3 議案第 25 号 令和 6 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 追加第 4 議案第 26 号 令和 6 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
- 追加第 5 議案第 27 号 令和 6 年度坂城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 追加第 6 発議第 1 号 高額療養費制度の見直しに当たり慎重な議論を求める意見書について
- 追加第 7 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

副議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、1 番 滝沢幸映議員から欠席の届出がなされております。

よって、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、私が議長を務めます。不慣れであります。スムーズな議事進行に皆様のご協力をよろしくお願いをいたします。

また、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

副議長（中嶋君） 日程第 1「議案第 18 号」以下、日程第 5「議案第 22 号」までは、いずれも去る 3 月 12 日の会議において、各常任委員会に審査を付託した案件であります。審査結果の報告が各委員長からなされております。

◎日程第 1「議案第 18 号 令和 7 年度坂城町一般会計予算について」

副議長（中嶋君） 最初に、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（大日向君） 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第18号「令和7年度坂城町一般会計予算」のうち歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中の災害用マンホールトイレ整備事業、款12公債費、款14予備費の各事項について、3月13日、14日の2日間にわたり、委員全員の出席の下委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、企画政策課長、商工農林課長、建設課長、収納対策推進幹、まち創生推進室長、DX推進室長、隣保館長、議会事務局長及び各担当係長の出席を求めて、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要をご報告申し上げます。

＜歳入＞

- 予算を見込むにあたり、町内企業への聞き取りを行っているか。
- △ 各企業において公表している情報や、商工農林課で実施している経営状況調査などを勘案し、積算している。
- 固定資産税のうち、土地について来年度の見込みは。
- △ 時点修正による地価下落分の反映により全体として1.44%の減少を見込んでいる。下落率が最も高いのは横町立町通り周辺で2.0から2.5%の下落率となっている。
- 社会資本整備総合交付金のA01号線の内容は。
- △ 金井地区のA01号線道路工事に係る建物補償等の国庫補助金である。
- 町債の残高は。
- △ 令和6年度末の見込額は、約53億1千万円である。

＜歳出＞

（総務課）

- 定年延長などにより退職が生じない年もある中、採用を控えると、高年齢層が増え、若年層が減少するなどの懸念もある。今後の採用及び職員数についての考えは。
- △ 職員採用については、業務の状況等を見ながら、適切な職員数となるよう実施していく。
- 庁用バスの運用方法について、令和7年度はどうなるのか。
- △ 庁用バスは老朽化が進んでおり、総合的に検討した結果、バスを更新しないこととした。令

和7年度は、必要に応じてバス会社等から都度借り上げて使用方法で運用することとしている。

○ 情報公開及び個人情報保護審査会の内容と委員の人数は。

△ 町が行った情報公開や個人情報保護に関する事項に対して審査請求があった場合に、その内容を審査する委員会となる。委員は、条例で5人以内と定められている。

○ 庁舎改修工事の内容は。

△ 議場照明のLED化、空調設備の改修工事を予定している。

○ 地方税滞納整理機構への移管する件数は。また、そこには継続となる分も入るのか。

△ 滞納整理機構と協議する中で、継続となる分も含めて12件分を見込んでいる。

(会計室)

○ 口座振込等手数料が増額となっている要因は。

△ 令和6年10月から手数料が有料となり、令和6年度分の半年分に対し、令和7年度は1年分の計上となるため、増額となっている。

(企画政策課)

○ 温泉施設維持補修工事の内容は。また、予算額が昨年度より減少した理由は。

△ 源泉送水ポンプの更新、水風呂ろ過機のオーバーホール、非常用設備の更新のほか、維持補修工事として急を要する工事に対応するための予算を計上している。昨年の予算額より減少している理由は、昨年は太陽光発電設備の設置工事を行ったため。

○ システム等導入委託の内容は。

△ DX事業の新たな取組として、町のフロントアプリとなる自治体統合アプリの構築と、今年度導入した公共施設の予約システムに、さらに磨きをかけるため、スマートロックシステムの構築を予定している。

○ 総合計画等策定委託の内容は。

△ 長期総合計画の後期計画の策定に係る業務委託である。前期計画の検証、住民アンケートの実施とそれに伴う分析・集計のほか、基礎調査として、人口動態や各種統計の分析、町の現状把握、審議会の運営支援、基本計画案の作成支援等を委託する予定である。

○ 複合施設建設事業の設計測量委託等の内容は。

△ 建屋本体の実施設計委託7,400万円、開発工事に関わる基本設計業務158万円、開発実施設計業務291万円、外構整備工事基本設計業務109万円、コンストラクションマネジメントの業務委託440万円である。

○ 基本構想・基本計画にある18億円の建設費の内訳は。

△ 建屋本体、設備に関わるものの費用であり、外構や老人福祉センター取壊し費用等は含まれていない。

- 高校生タイ国研修の参加予定人数、自己負担額、補助金額は。
- △ 来年度については参加人数 8 人、自己負担額 1 2 万円、町の補助金額は総額 2 0 0 万円を予定している。
- スマートエネルギー設置補助金の想定する交付件数は。
- △ スマートエネルギー設置補助金の想定件数は、太陽光発電 1 5 件、蓄電池 1 5 件、H E M S 1 5 件、V 2 H 5 件、電気自動車 5 件である。
- ホームページのリニューアルにあたり、パソコンとスマートフォンそれぞれから閲覧できるものとなるか。
- △ 現在のものと同様に閲覧する端末の種類やサイズに合わせた表示を考えている。さらには、来年度構築する予定の自治体統合アプリは、スマートフォンやタブレット端末に特化したものであり、ホームページとも連携する中で町から情報をより提供しやすい体制を考えている。
- 国勢調査の調査員の確保は。
- △ 国勢調査の基準日は 1 0 月 1 日であり、現在、広報やホームページ等において国勢調査員募集の案内を行っている。また、前回実施の調査員の方にも案内をさせていただくなど、調査員の確保に努めている。
- 隣保館内の W i - F i 環境の整備は考えているか。
- △ 来年度、公共施設の入り口にスマートロックシステムの導入を予定しており、隣保館への導入も予定している。システム導入にあたっては、W i - F i 環境も必要となるため、その中で整備することを考えている。
- バッテリー交換業務委託の内容は。
- △ 屋外にある外部スピーカーのバッテリー交換を予定している。設置から 7 年経過しており、2 5 局中 9 局分を来年度交換予定である。残りは令和 8 年、令和 9 年に分けて交換予定であり、単年度 2 0 0 万円ほどかかる見込みである。また、役場無線室、千曲坂城消防本部にあるバックアップ用バッテリーも併せて、来年度交換予定である。

(商工農林課)

- 勤労者生活資金貸付預託金の内容と貸付条件は。
- △ 勤労者の生活の安定を図るため、勤労者生活資金融資要綱に基づき、長野県労働金庫が融資を行う際の預託金である。預託金の 1. 5 倍である 7 5 0 万円の貸出枠を設定し、融資限度額は 1 5 0 万円である。貸出し条件としては、町内に 1 年以上居住しているとともに、町内企業に 1 年以上勤務しているなどの必要がある。
- 農業振興補助金の増額の理由は。
- △ 温暖化の影響により、ねずみ大根の F 1 種子の収量が低下しており、生産者に必要量を供給できていない状況が続いている。その対策として、新たに採取用圃場を確保し、圃場を管理し

ていくため、ねずみ大根振興協議会への補助金を増額したものである。

○ 何も基盤を持たない新規就農者が受けられる補助事業は。

△ 国庫補助事業の新規就農者育成総合対策事業があり、新規就農者の早期経営の確立を目的として最長で3年間、年間150万円の給付を受けることができる。町単独でも新規就農支援補助金を設けており、認定新規就農者または認定農業者が農機具や農業施設を導入する場合、一定の条件の下、最大20万円を補助する。

○ 新規就農者確保に向けた取組は。

△ 役場窓口や県を通じた問合せに随時対応しているほか、農業大学校へ出向き、学生の進路として坂城町内での就農を打診したり、東京や名古屋での就農相談会にも参加している。今後も引き続き、新規就農者の確保に努めたい。

○ 有害鳥獣駆除委託の内容は。

△ 坂城町猟友会へ有害鳥獣の駆除を委託するもので、近年、住宅地等への有害獣の出没件数や農地での被害件数が増加傾向であることから、7年度予算では、年間報酬総額を増額するとともに、個体数調整を目的にイノシシ20頭とニホンジカ80頭の駆除を行っていく計画である。

○ 農道等基盤整備町単事業の町単工事の7年度の事業予定は。

△ テクノさかき駅西側の中之条用水暗渠部分を中心として、しゅんせつ工事の予定をしている。

○ 町有林管理事業において、治山事業負担金で実施する実施場所及び工事費の負担割合は。

△ 千曲市磯部地区と坂城町荊屋原地区にまたがる岩塊の落石対策工事で、6年度と7年度の2か年にわたり実施している。千曲市が事業主体で行っており、工事費の負担割合は折半である。

○ 森林環境譲与税を活用して、有害獣対策として、侵入防止柵の設置はできないか。

△ 森林環境譲与税の使途は森林整備や林業従事者の育成、木材利用の推進とされているため、町としては今後も森林整備を主に行っていく、侵入防止柵の設置については今後も引き続き農政の補助金を活用して進めていきたい。

○ 森林環境整備推進事業において里山整備補助金の内容は。

△ 森林環境譲与税を活用し、7年度から新たに、町や林業事業体だけではなく、町民の皆さん自らが森林の管理を行うことで、多角的な森林の管理を目指すため、自治会組織や団体などが山で作業をする際の労務費の一部を支援する補助制度を創設するものであり、1団体、年1回10万円を上限とする支援を考えている。

○ 鉄の展示館周辺の整備に向けた事業の今後の進め方は。

△ 7年度から、これまでの意見交換会を検討委員会に移行し、新たな委員を加え、他地域での先進事例を参考にしながら、鉄の展示館周辺整備に向けた検討を進めていくとともに、国の補助金など財源の確保についても研究を進めていく。

○ O N S E N温泉ガストロノミー事業の内容とイベント開催による坂城町への経済効果について、どのように考えているか。

△ 食や自然、歴史文化、温泉など、その土地ならではの魅力を総合的に体験するO N S E N温泉ガストロノミー事業は、ステキさかき観光協会が主体となり、10月頃の開催を計画している。

約8キロのウォーキングコースを設定し、坂城町の観光スポットをゆっくりと巡りながら、坂城町ならではの食や酒を楽しんでいただきたいと考えており、募集人数は150名を予定している。参加された方には、ゴール地点となるびんぐし湯さん館において、町に経済効果をもたらしていきたいと考えている。

(建設課)

○ 水道事業広域化について、今後の予定は。また、上田市が協議会に参加しなかった場合の町の動きは。

△ 5月に予定をしている上田長野地域水道事業広域化協議会で、基本計画（素案）を基本計画（案）とし、その後、基本計画とするため合意形成を図っていく予定である。上田市の協議会への参加については、今後の動向を注視し、協議会として検討することとなる。

○ 道路等保守管理業務の内容は。

△ 道路等保守管理業務については、道路台帳の管理が主であるが、令和7年度は道路台帳のデータ化及び町ホームページでの道路網図の公開のための経費を計上している。

○ 道路維持一般経費の道路維持工事の内容は。

△ 工事箇所は町道A07号線で、上平地区の舗装工事を行う予定で、延長は県道長野上田線から六ヶ郷用水付近までの約100メートルである。

○ 道路新設改良一般事業における道路改良工事について、工事箇所と内容は。

△ 工事箇所は町道A06号線で、県道長野上田線交差点から国道バイパス方面へ工事を進めていく。なお、工事は農閑期の11月頃を予定している。

○ 道路改良事業・舗装修繕の工事内容は。

△ 舗装修繕工事は逆木通り交差点から北側に向けて、毎年継続して実施している。令和6年度には御所沢区の産業道路沿いコンビニエンスストア南側の用地買収を行い、7年度において舗装修繕工事と同時に道路拡幅工事も併せて実施予定である。

○ 急傾斜地崩落対策事業について、箇所と進捗状況は。

△ 事業箇所は南日名地区の土井の入2号ため池下の道路のり面であり、令和6年度は用地測量及びボーリング調査を行い、調査結果により7年度には、のり面崩落対策工法の決定をし、工事を進める予定である。

○ しなの鉄道鉄道軌道安全輸送設備等整備負担金の増額内容は。

△ 令和7年度における負担金増額の主な内容は、8年度からのS u i c a 導入経費や5か年緊急安全対策修繕工事によるものである。

○ 乗合タクシー運行業務において、令和7年度からの本運行に伴う運行時間延長及び受付時間の詳細は。

△ 本運行に際し、令和7年度より運行時間は、午前9時から午後5時までの8時間に延長となる。受付時間はこれまでと変わらず、午前9時から午後4時までで、当日1時間前まで予約可能である。

○ 循環バスの小型化についての考えは。

△ 複合施設建設に伴い、循環バスの小型化だけではなく、循環バスルートの見直し等も併せて行う予定で準備を進めており、現在、循環バスの便ごとの最大乗車人数調査を行っており、その結果を踏まえて循環バスの車両規格を検討していく予定である。

○ 坂城小学校における災害用マンホールトイレの設置場所は。

△ 坂城小学校グラウンド北側入り口の安心の蛇口付近に設置予定である。
(議会事務局)

○ 議員年金の受給者数は。

△ 退職年金9名、遺族年金6名の計15名が受給している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第18号「令和7年度坂城町一般会計予算」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

副議長（中嶋君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

副議長（中嶋君） これにて総務産業常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（玉川君） 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第18号「令和7年度坂城町一般会計予算」のうち、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中の災害用マンホールトイレ整備事業を除く教育費の各

事項について、３月１３日、１４日の２日間にわたり、委員全員の出席の下委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、子ども支援室長、保健センター所長、公民館長、図書館長、食育・学校給食センター所長、各保育園長、子育て支援センター所長、ふれあいセンター所長及び各担当係長の出席を求めて、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

<歳出>

(住民環境課)

○ 防犯灯について、２０２７年までに蛍光灯の製造が終了するが、町内のＬＥＤ防犯灯の割合とＬＥＤ化の計画は。

△ 町内の防犯灯は１，６１３基あり、そのうち２２１基、全体の１３．７％がＬＥＤとなっている。蛍光灯の製造終了に伴う今後の対応としては、令和７年度にＬＥＤ化の計画を立て、令和８年度からＬＥＤへの更新に着手していく計画である。ＬＥＤ化にあたっては、外部委託による計画策定も検討するなど、効率的な更新を行っていく。

○ 防犯カメラについて、町が管理している防犯カメラは何か所あり、どのような運用を行っているか。また、防犯カメラの設置に関する補助について、どのように考えているか。

△ 町では、防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に基づき、役場や学校、保育園などの公共施設２３か所に防犯カメラを設置している。防犯カメラ設置に関する補助については、町独自の制度はないが、長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業補助金があり、予算額が増額されるなど拡充されている状況である。県の補助事業の活用状況などを見ながら、町の補助金について検討していく。

○ 特殊詐欺防止装置取付費補助金の実績と来年度の見込みは。

△ 令和６年度の補助実績は２８件、１４万円、令和７年度は３０件を見込んでいる。

○ マイナンバーカードの業務委託費の内容とシステム使用料増額の理由は。

△ 令和２年度以降、マイナンバーカードの取得推進事業が実施され、多くの住民に交付を行った。マイナンバーカードの電子証明書は、５年に一度更新が必要であるため、令和７年度以降、更新が必要になる住民が多く見込まれる。そのため、令和７年度から郵便局で更新手続を行えるようにする。町内では坂城郵便局と南条郵便局の２局と委託契約を結ぶ予定である。

システム使用料の増額は、住民基本台帳ネットワークシステム機器更新に係るリース代の高騰、また郵便局へマイナンバーカード業務を一部委託するために使用する機器のリース代である。

○ マイナンバーカードの交付枚数と交付率は。

△ 令和７年２月末現在、交付枚数は１万２，０８５枚、交付率は８５．５２％である。

- 不法投棄ごみ撤去費について、不法投棄物の回収推移は。
- △ 可燃物は令和４年度２千キログラム、令和５年度２，３６０キログラム、令和６年度２月末時点で１，４２０キログラムであり、前年度の同時期に比べ８７０キロの減。

不燃物は、令和４年度９９５キログラム、令和５年度３５０キログラム、令和６年度２月末時点で９４０キログラムであり、前年度の同時期に比べ６００キログラムの増。

粗大ごみは、令和４年度、タイヤ・自転車等９点、令和５年度、タイヤ・バッテリー等５点、令和６年度、２月末時点で１点である。
- 狂犬病予防注射の接種率は。
- △ 令和４年度９１％、令和５年度８８％、令和６年度、７０６頭中、６２８頭が接種しており、２１頭の注射猶予を除くと、令和７年２月末現在で接種率は９１．６８％である。
- 室内犬は狂犬病予防注射を実施しなくてもよいのか。接種率向上のための取組は。
- △ 狂犬病予防法では、室内犬にも予防注射が義務づけられている。未接種の犬に対しては、獣医師会から督促の通知が發送される。町としては、獣医師会や保健所と連携しながら、１００％を目指していく。
- 地域猫活動団体補助金について、地域猫の去勢・避妊手術の実績は。
- △ 令和６年度の実績は、２月末現在、雄が３６頭、雌が４２頭で、計７８頭である。
- 地域猫の去勢・避妊手術費用は。
- △ 手術費用は、雄の去勢手術が１頭当たり８千円、雌の避妊手術が１頭当たり１万円である。

各区等と情報交換をし、飼い主のいない猫を減らすよう努めていきたい。
- 塵芥処理一般経費について、廃棄物の排出量は。また、収集所整備補助金について、新規設置は見込んでいるか。
- △ 廃棄物の排出量について、可燃物は令和４年度３，２７３トン、令和５年度３，１０７トン、令和６年度２月末現在で２，７７６トンであり、昨年度の同時期より１１１トンほど減少している。

不燃物は令和４年度１６１トン、令和５年度１４０トン、令和６年度２月末現在１１７トンであり、昨年度の同時期より１３トンほど減少している。

資源物は、令和４年度１６７トン、令和５年度１６５トン、令和６年度２月末現在１４８トンであり、昨年度の同時期より５トンほど減少している。

収集所整備補助金について、具体的な令和７年度の新設設置提案は、各区からいただいていない。収集所を新規設置する場合には、設置を希望する区に設置場所を用意してもらう必要があり、その上で収集車が進入及び停車することができる場所であるか、地区で管理し切れる数であるか、特定の地区に収集所が集中していないか等を勘案して設置の可否を判断していくものである。

○ 消火栓工事負担金の内容は。

△ 不具合による更新や破損した場合の修理など、上田水道管理事務所が工事を設計・発注し、町が工事費用を負担金として上田水道管理事務所に支払うもので、令和7年度は4基の更新を見込んでいる。

○ 町ポンプ操法大会の在り方が変わり、消防団は今後どのような訓練を実施していくか。

△ 大会に出場しない分団についても、消防署の指導を仰ぎながら、分団の誰もが安全かつ確実な機械操作ができるよう、訓練を実施していく。火災現場で消防団に求められる役割は、直接的な消火活動よりも、消防署への補水など後方支援であり、より現場での活動に即した訓練に取り組んでいる。

(福祉健康課)

○ 生活困窮者等自立相談支援事業委託の相談件数と、近年の状況は。

△ 令和7年1月末現在で256件。近年は減少傾向である。

○ 結婚新生活支援補助金の内容と実績は。

△ 若者の結婚支援や少子化対策の一環として、婚姻した世帯の新生活スタートを応援するため、住宅の購入や賃借、引っ越し費用などに係る経費を補助するもの。令和7年2月末で5件に補助している。

○ 民生委員の年齢構成は。

△ 50代が2名、60代が15名、70代以上の方が22名である。

○ 新規事業としている高齢者補聴器購入助成事業補助金の内容は。

△ 20人を想定し、上限は3万円である。

○ 精神障がい者入院医療費助成金と腎臓機能障がい者通院費補助金、それぞれの利用人数と予算減額理由は。

△ 令和6年度は、精神障がい者入院医療費助成金は9名で、腎臓機能障がい者通院費補助金は29名である。それぞれ近年の利用実績により計上している。

○ 包括支援センターへの相談件数、ケアマネの体制強化についての考えは。

△ 令和7年2月末の相談件数は2,948件である。地域包括支援センターには専門職を基準どおり配置しており、個々の資質向上を図るとともに、積極的にケアマネ資格を取得するなど、チームの体制強化にもつながっている。

○ 精神保健福祉等事業のゲートキーパー研修の実施状況は。

△ 令和6年度は125名に実施し、これまで500名を超える方に実施してきた。内容としては、自身の周囲に悩んだり、困っている人がいたら、気づいて声がけしていただくよう保健師より説明している。

○ 信州上田医療センター医療従事者確保事業の状況は。

△ 上田地域広域連合の５市町村で補助を行っており、医師の確保数は令和６年４月時点で
９３名である。なお、令和１０年度までに、１００名の確保を目標としている。

○ １か月児健康診査の運用方法は。

△ 該当する保護者に事前に受診票を交付し、健康診査を受ける医療機関に受診票を提出して
いただくことで無料受診でき、町が医療機関に費用負担する仕組みである。

○ 子育てアプリの利用状況は。

△ 令和７年２月末でアプリの登録者数は４２９名であり、妊娠の届出者はおおむね登録してい
る。アプリでは、乳幼児健診や予防接種の日程をお知らせし、保護者の情報把握に役立ててい
る。

○ 子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種者数は。

△ 令和７年３月末までに対象者の５６％が接種を完了する見込みである。また、この３月末ま
でに１回以上ワクチンを接種することで、無料接種期間が１年間延長されたことから、さらに
接種者が増加すると考えている。

（教育文化課）

○ 来年度の広域保育入所の予定人数は。

△ 令和７年度の広域保育利用委託児童は、上田市へ１名、千曲市へ１名の計２名を予定してい
る。

○ 令和７年度の保育園の児童数及び新入園児数の予定は。

△ 南条保育園は児童数１１９名、うち新入園児２４名。坂城保育園は児童数８０名、うち新入
園児１９名。村上保育園は児童数７１名、うち新入園児３０名である。

○ 令和７年度の保育園のクラス数及び職員体制の予定は。

△ 南条保育園は１４クラス、正規職員７名、会計年度任用職員７名。坂城保育園は１０クラス、
正規職員４名、会計年度任用職員６名。村上保育園は１３クラス、正規職員４名、会計年度任
用職員９名である。

○ 児童館運営費の施設改修工事の内容は。

△ 村上児童館の遊戯室照明改修工事を予定している。

○ ベビーシッター利用支援事業についての内容は。

△ ベビーシッター利用支援事業は、仕事や用事など一時的に保育を必要とする保護者がベビー
シッターを利用した費用に対し補助するものである。

○ 妊婦のための支援給付金についての内容は。

△ 令和４年度から実施してきた出産・子育て応援交付金事業が令和７年度から妊婦のための支
援給付金として制度化された。経済的支援と伴走型支援について引き続き実施していく。

○ 特色ある学校づくり交付金の内容は。

△ 小中学校ごとの特色ある活動に対して交付するものである。南条小学校では金管バンド活動、坂城小学校では学有林活動やクラブ活動、村上小学校では自然環境を生かした学習やクラブ活動、中学校ではキャリア教育、ＩＣＴ教育の充実などに取り組んでいる。令和７年度から、小学校で実施する自然体験学習の費用について、町民からの寄附金を活用し交付金を増額する予定である。

○ 私立幼稚園補助事業の施設型給付費補助金の増額要因は。

△ 私立幼稚園補助事業の施設型給付費補助金については、新制度に移行した幼稚園等の運営費に対し給付するものである。令和７年度は、新たに新制度へ移行する町外私立幼稚園等に対する施設型給付費補助金が増額となっている。また、副食費を徴収しない幼稚園等への補助金を計上しているため増額となっている。

○ 児童生徒支援事業の支援員は。

△ 外国籍児童生徒への支援として外国籍児童支援員を１名、配慮が必要な児童生徒への支援として学力向上・学習習慣形成支援員を１１名、肢体不自由者の児童に対するインクルーシブ支援員１名、中学校の中間教室の支援員１名である。

○ 外国語指導講師（ＡＬＴ）の配置状況は。

△ 町内小中学校及び町内保育園を、外国語指導講師（ＡＬＴ）３名が指導にあたっている。

○ 薪能補助金の内容は。

△ ８月２３日土曜日、文化センター体育館で開催される「坂城・千曲薪能」の実行委員会への補助金である。今年は、坂城町と千曲市の能楽愛好団体の共同による開催とし、能楽出演料、設営費、交通誘導費、バスの運行費等の経費に対する補助金である。

○ 中学校部活動の地域移行については、今度どのように移行していくのか。

△ 部活動の地域移行は、令和５年度から部活動の地域移行を進めている。令和７年度に休日の部活動を全て移行、令和８年度に平日を含め全ての部活動を千曲坂城クラブに移行することを目指している。

○ 各種公民館事業の動画作成委託の内容は。

△ ８月に開催する「二十歳のつどい」の記念映像として、成人者の小中学校の入学式及び卒業式の動画映像を作成するための業務委託である。

○ 開畝遺跡Ⅴ発掘調査事業の内容は。

△ 新複合施設建設予定地における埋蔵文化財の発掘調査である。

○ 青少年を育む町民会議費補助金の内容は。

△ 各区の育成会活動助成金や、リーダー研修会、ウォークラリー、川の学校、駅前等啓発活動等に対する補助金である。

○ 各区（育成会）で管理してる遊具の状況は。

△ 現在、遊具を管理する育成会は１６育成会、遊具は２０か所８７基ある。管理は育成会の役員による目視点検、専門業者による点検及び修繕・撤去を行っている。

○ 食育・給食センター運営事業の保菌検査の内容は。

△ 料理業務や給食に携わる職員の大腸菌検査や、サラダ等の料理の安全確認のための食材検査、食器などの衛生検査などである。

○ 令和７年度の給食費の１食当たりの単価は。

△ 献立や食材等を工夫して給食を提供しているが、様々な食材等の物価が高騰しているため、７年度については小中学校ともに１食当たり５円の値上げをし、小学校３２０円、中学校３６５円である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第１８号「令和７年度坂城町一般会計予算」のうち社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

副議長（中嶋君） ただいま委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

副議長（中嶋君） これにて社会文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

ここで１０分間休憩いたします。

（休憩 午前１０時５１分～再開 午前１１時０１分）

副議長（中嶋君） 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

副議長（中嶋君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

では、引き続きこれより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

副議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

１２番（大日向君） 議案第１８号「令和７年度坂城町一般会計予算について」、賛成の立場から討論を行います。

坂城町の令和７年度当初予算につきましては、第６次長期総合計画で定めた町の将来像「輝く未来を奏でるまち」の実現に向け、ＳＤＧｓの達成とデジタル変革の取組の視点を踏まえつ

つ、六つの基本目標を重点に予算が計上され、前年度対比10.1%増の75億円の予算規模となっています。

それでは討論に入ります。

我が国の経済は、各種の経済報告から、緩やかながら持ち直しの動きが続いているとのことですが、長期化するウクライナや中東地域をめぐる情勢、昨今の円安などの影響が原油高や物価高を引き起こし、さらにはアメリカのトランプ政権による関税政策による日本経済への影響が危惧されるところであります。

坂城町は、言うまでもなく工業の町でありますので、国内外の経済動向や社会情勢などの影響による町内企業の動向は、地域住民の生活をはじめ町の税収にも大きな影響を与える可能性があります。国内外の経済動向や社会情勢に一層の注視を払いつつ、施策を実行していただきたいと思います。

まず、歳入であります。町税全体では、前年度対比10.2%増の約27億9千万円が予算計上されております。税収の主な要因となっている法人町民税は、前年度に対し2億1千万円の増額で、これは町内企業の業績などを見込んでの計上であると考えますが、先ほども申し上げましたとおり、世界の経済動向については、リスク要因もあり先行きが不透明な状況でありますので、企業活動などの状況把握に引き続き努めていただきたいと思います。

また、公平な税負担の観点から、収納未済額の減少に向けては、厳正な対応をいただくよう一層の取組をお願いするところであります。

国・県の支出金については、継続事業である道路改良事業や橋梁修繕事業に加え、デジタル技術を活用した事業の補助金などが計上され、特定財源の確保に努められています。

町の魅力や特産品などの情報発信にも大きく寄与しているふるさと寄附金につきましては、魅力ある返礼品のさらなる充実を図り、より多くの寄附金が頂けるようなさらなる取組をお願いいたします。

次に歳出であります。

老人福祉センターと保健センターを統合し、子育て支援や図書館機能を併せ持つ新複合施設建設事業では、8年度の着工に向け、実施設計の予算が計上されております。子どもや高齢者に限らず、町民の皆様誰もが利用しやすく、集いの場となる施設を望むところであります。

また、7年度は、高齢者に関する施策として補聴器購入助成事業や带状疱疹予防接種事業のほか、移動が困難な方の外出手段として、デマンド交通乗合タクシー事業の本運行が始まります。

子育て・教育の取組では、小中学校の学校給食費の無償化を継続するとともに、児童生徒1人1台の学習用端末の更新や、ベビーシッターの利用を支援する事業が開始される予定で、子育て支援や子どもたちの教育環境の整備が図られています。

また、坂城の卓越した技術が集う「さかきモノづくり展」や、伝統芸能である薪能の開催に関連した予算が計上され、町内外に坂城の技術や文化の発信の場として期待されます。

生活基盤の整備については、継続事業のA01号線などの道路改良事業や昭和橋の橋梁修繕事業等に係る予算が計上されており、各事業の推進を期待するところであります。

また、県道坂城インター線先線の一部が開通したことで、テクノさかき工業団地への行き来が便利となりましたが、引き続き国道18号バイパス坂城町区間整備や、県道坂城インター線先線整備についても、関係機関への要望活動等、事業促進に向けた積極的な取組をお願いいたします。

このほか、移住・定住施策、障がい者などの福祉施策、部活動の地域移行や外国語指導講師・支援員の配置など充実した教育施策等の予算が計上されており、行政の継続性にも配慮がされたものとなっております。

これらの事業を着実に実行され、町の最上位計画である第6次長期総合計画に掲げる「輝く未来を奏でるまち」につながる各施策の推進を願ひまして、私は議案第18号「令和7年度坂城町一般会計予算について」に賛成いたします。

副議長（中嶋君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

副議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

9番（玉川君） 私は、議案第18号「令和7年度坂城町一般会計予算について」賛成の立場から討論をします。

今月の18日には新複合施設の第3回建設委員会が開かれ、同僚議員からの再三にわたる要望により実現しました、一般公募の委員から提案された委員会資料の公開内容についての要望、これをその場で受け入れていただくなど、開かれた会議になるように努力している町の姿勢がよくわかるものとなり、進行の雰囲気もよく、発言しやすいこともあり、各委員からの意見、提案も活発に出されました。私も所管委員会の委員長として参加させていただき、ありがとうございました。50年先にも認めてもらえるすばらしいものにしていきたいという意見もあり、改めて責任の重さを感じました。

令和7年度一般会計予算についても、町民の要望を実現して、安心安全、快適な生活を町民に届けるための予算となっています。

予算案の主な内容について見ていきます。

歳入歳出予算総額は75億円。前年度の当初予算比でプラス10.1%、6億9千万円の増額。

歳入について。

自主財源の主要な財源である町民税について、個人町民税は、国の定額減税があった前年度

に比べて6千万円の増額。法人町民税は、業績が好調な企業があることなどで2億1千万円の増額を見込み、町民税全体で前年度比2億7千万円、25.1%の13億4,360万円を計上しています。

繰入金は、財政調整基金から5億6,600万6千円、減災基金から8,500万円、ふるさとまちづくり基金から8,408万1千円ほかなどからの繰入れで、前年度比1億2,406万3千円、16.0%増の9億271万円を計上しています。

個別の施策では、施設整備関連で新複合施設建設事業では、今年度の基本設計からさらに詳細な実施設計の段階になり、事業費として8,578万4千円、建設予定地での文化財保護法による発掘調査の経費として1,702万8千円、災害用マンホールトイレ整備事業として坂城小学校への設置工事に2,180万円、橋梁修繕事業として昭和橋橋梁修繕、64号橋道路改良ほかなどに1億4,300万円、町道A01号線の金井地区、保地地区について、道路改良事業として4億7,652万5千円。

福祉人権関連では、精神障がい者入院医療費助成金として300万円、犯罪被害者等日常生活支援助成金として60万円、子ども福祉医療費として3,480万円、胃エックス線検診に加え、内視鏡検診なども含む健康増進事業全体で2,155万8千円、1か月児健康診査を新規に加える乳幼児健診事業に1,635万9千円、65歳以上の節目年齢の高齢者を対象にした新規の帯状疱疹予防接種を含む予防接種事業に5,710万6千円、高齢者補聴器購入助成制度事業補助金として、聴覚障がいの障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の中等度難聴の方への町独自の新規補助制度としての予算に60万円。

子育て・教育関連では、保育園の3歳未満児の保育料軽減、3歳以上児の保育園副食費無償化予算を含む保育園一般経費に3億4,815万円、副食費を徴収しない幼稚園等への新規の副食費補助事業を含む私立幼稚園等補助事業に7,770万円。妊婦支援給付金600万円と新規のベビーシッター利用支援補助金55万5千円を含む子育て支援金事業に668万1千円、小中学校の学習用端末の更新を含む教育DX推進事業に5,739万6千円、中学生海外派遣補助金として890万円。

その他として、有害獣侵入防止策などの資材費782万円及び施設設置事業補助に50万円など、新規事業も多く、幅広い施策で町民の要望に応じていく予算となっています。

終わりに、見直してほしい施策などについて要望いたします。

解放団体の補助は100万円になりましたが、やめるべきです。解放同盟については、他の運動団体と同様に扱うべきだと考えます。また、同和地区住宅新築資金等貸付金の残金約2,400万円強についても早急に解決すべきです。

松枯れ対策の農薬の空中散布ですが、人体への影響は短期間で現れるものばかりではありません。子どもの発達障がいの原因とも指摘されています。空中散布は中止すべきです。

ステキさかき観光協会が主催となって、ONSEN温泉ガストロノミー事業が、今年秋、実施の計画であると町長の開会挨拶にありました。とても興味深い事業です。町としても、これを契機として独自の観光事業を考えてみてほしいと思います。

以上、一部要望をして、議案第18号「令和7年度坂城町一般会計予算について」賛成討論といたします。

副議長（中嶋君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

副議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

副議長（中嶋君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第18号「令和7年度坂城町一般会計予算について」原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

副議長（中嶋君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第2「議案第19号 令和7年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

副議長（中嶋君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（玉川君） 坂城町国民健康保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第19号「令和7年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、3月13日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、保健センター所長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

○ 県支出金の県負担金・補助金の算出根拠は。

△ 県の交付金には普通交付金と特別交付金があり、普通交付金は医療費に係る保険給付費分で実績に基づき算出し、特別交付金は医療費の適正化や保健事業の取組を評価した保険者努力支援分や特定健康診査等負担金など、町の実施内容に応じて県から提示された額である。

○ マイナ保険証の登録者数、資格確認書発行対象者数、特別療養費の対象者数は。

△ マイナ保険証の登録者は令和6年12月末で1,513名、資格確認書発行対象者は910名、特別療養費の対象者は1名である。

- 国民健康保険基金残高は。
- △ 令和7年2月末時点で約9,900万円である。
- 1世帯当たりの国保税の見込額は。
- △ 約1,600世帯に対し、1世帯当たり約15万5千円程度の見込みである。
- 低所得者軽減の7割、5割、2割軽減の世帯数は。
- △ 令和7年2月末で、医療分と支援金分の対象者については、7割軽減が431世帯、5割軽減が264世帯、2割軽減が209世帯である。介護分については、7割軽減が173世帯、5割軽減が92世帯、2割軽減が73世帯である。
- 未就学児の均等割額軽減の対象人数と世帯数は。
- △ 令和7年2月末で39名、25世帯である。
- 1人当たりの医療費の金額と県内順位は。
- △ 令和5年度確定値で、年間1人当たり医療費は39万4,094円、県内順位は高いほうから45番目である。
- 特定健診受診者の人数と受診率は。
- △ 令和6年度の受診者は893名で、受診率は44.5%である。
- 特定保健指導の該当者人数は。また県内順位は。
- △ 令和6年度の該当者は98名である。令和5年度の確定値で、受診率は60.1%で高いほうから20番目、特定保健指導の終了率は92.0%で高いほうから7番目である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第19号「令和7年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、全員の賛成により、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

副議長（中嶋君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

副議長（中嶋君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

14番（大森君） 私は、議案第19号「令和7年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、反対の討論を行います。

国民健康保険制度は、以下は国保と申します。2018年、平成30年度に都道府県化が決まり、これまで市町村が単独で運営してきた国保財政を県と市町村との共同運営に変えてしまいました。そのため、県は県下の市町村に3方式の標準保険料率を決め、それに近づけること

を求めています。

7年度の料率と金額は、所得割が11.99%、均等割が4万5,054円、平等割が4万2,603円と示されております。町では、これまでの4方式から資産割をなくし、3方式の税率を決めております。応能負担の所得割は、前年度の料率11.85%を据え置きましたけれども、応益負担である均等割を2,100円引き上げて3万9,200円に、平等割は1,800円引き上げて3万9,100円とし、1世帯当たり2,015円増額し、15万6千円程度にするものであります。県の料率では負担が大幅に増額するため、基金の投入で激変緩和措置を行いました。

さて、国民健康保険制度は、国民皆保険制度の元をなす大切なものであります。そして、国民医療のセーフティネットであり、命のとりででもあります。物価高騰が家計を苦しめている中で、国保税の引上げは許されません。自営業者や年金生活者、パート・アルバイトの非正規の労働者の方、そして無職の人など、国保に加入する人たちの暮らしを圧迫し、とりわけ子育て支援に逆行するものと言わなければなりません。

国保の加入者の所得階層別では、所得100万円未満が726世帯、200万円未満が391世帯で、加入世帯全体で67.8%を占めています。また、町が決めた保険料率では払うことが困難な世帯に対し軽減措置があり、令和7年2月末で医療費と支援金分の対象者については、7割軽減が431世帯、5割軽減が264世帯、2割軽減が209世帯で、合わせて904世帯が占めています。介護分については、7割軽減が173世帯、5割軽減が92世帯、2割軽減が73世帯で、合わせて338世帯となっています。このように軽減措置があっても、国保税を払うことが困難な世帯が多数を占めています。

また、被用者の健康保険では、子どもなどの扶養家族が何人いても保険料は変わりません。しかし、国保では未就学児の均等割は徴収しないことになりましたが、小学校入学と同時に均等割3万9,200円が課税されます。町が、ご入学おめでとうございますという子どもの成長の喜びを与えながら、その一方では課税がスタートするという皮肉なものであります。

子どもの医療費無料化と同じように、18歳まで均等割の課税はやめるべきであります。既に全国的には条例で18歳以下、高校卒業年齢までこの均等割の減免措置を決めている自治体が増えてきています。町も同じように踏み出すべきであります。

以下の点を要望いたします。

- 1、全国知事会が以前から国に求めている、1兆円の国保支出金の増額を国に求めていただくこと。
- 2、高く払うのが大変な保険税軽減のため、一般会計からの法定外繰入れを実施すること。
- 3、均等割をなくすこと。とりわけ18歳までの子の均等割をなくすことを緊急に行うべきです。

4、特定健診の受診率を上げ、特定保健指導につなげること。

以上、国民健康保険の問題点と改善すべき点を指摘し、議案第19号「令和7年度国民健康保険特別会計予算について」の反対討論といたします。

副議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

5番（水出君） 私は、議案第19号「令和7年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、国民皆保険制度の一翼を担う地域保険として、加入者の健康増進と適切な医療の提供に重要な役割を果たし、地域住民の福祉の向上に大きく貢献してきました。

一方、加入者の高齢化に伴う受診機会の増加や医療の高度化などを背景とした医療費の増大など、健全な財政運営を維持・確保していく上で大きな課題となったため、都道府県が財政運営の責任主体となり、効率的な事業の確保と制度の安定化が図られることになりました。

町においては、地域住民と身近な関係にあることから、被保険者の特性に応じたきめ細かな保健事業として、生活習慣病対策の発症予防と重症化予防の増進に加え、医療費の削減給付の適正化など積極的に実施しており、加入者の健康増進に向けた取組をしております。

保険税に関しては、県に支払う国保事業費納付金を賄うための税率設定が求められます。令和7年度の納付金は前年度より減額されたものの加入者の減少も見込まれ、税率の改正は避けられない状況であります。

また、県の運営方針に基づく算定方式や標準保険料率を踏まえ、町独自の激変緩和措置を講じる中で加入者の負担緩和を図り、所得のない方への軽減となるよう資産割を廃止する税率改定とするなど、将来的な保険料統一を見据えた配慮もされています。

徴収に関しては、税收確保と負担の公平化に向けて、個別相談や納税相談の実施、年間を通じての滞納整理など、大変ご苦勞をいただいております。保険税の適正徴収は、国保財政の健全な運営を確保するための基本となるものでありますので、今後も引き続きご努力をお願いいたします次第であります。

将来的な国保運営の県統一の仕組みに向け、さらなる健全な財政運営と保健事業の充実、そして適切な保険税の賦課徴収等による安定的な制度運営の維持をお願いいたしまして、議案第19号「令和7年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」の賛成討論といたします。

副議長（中嶋君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

副議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

副議長（中嶋君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3「議案第20号 令和7年度坂城町介護保険特別会計予算について」

副議長（中嶋君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（玉川君） 坂城町介護保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第20号「令和7年度坂城町介護保険特別会計予算について」、3月13日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施しました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

＜歳入＞

- 介護保険被保険者数は。
- △ 令和7年2月末で、5,471名である。
- 第1号被保険者保険料の減額理由は。
- △ 被保険者の対象となる65歳到達の方が減少傾向にあり、前年度の被保険者数との比較をするなどし、減収を見込んでいる。

＜歳出＞

- 居宅介護福祉用具購入費の内容、件数と金額は。
- △ 要介護認定を受けた方で、福祉用具のうち貸与にそぐわない入浴や排せつに使用する物品を購入した際の一部を支給するもので、腰かけの便座や自動排せつ処理装置、入浴用の補助用具などが該当する。令和7年2月末で57件、119万5,134円である。
- 居宅介護住宅改修費の内容、件数と金額は。
- △ 要介護認定を受けた方で、手すりの取付けなど住宅改修を行った際の費用の一部を支給するもので、段差の解消や扉の取替えなどが該当する。令和7年2月末で35件、314万4,560円である。
- 地域密着型介護予防サービス給付費の内容と増額理由は。
- △ 施設の規模が小さく、町在住者が利用できる介護老人福祉施設で、要支援認定者が利用した際の給付費である。令和6年度の利用者増加に伴い増額予算とした。
- 特別養護老人ホームの待機者数は。

△ 令和6年4月1日時点の県の調査では、29名である。

○ 地域支援事業費の介護予防ケアマネジメント事業の委託内容は。

△ 要介護認定には至らない、総合事業対象者のケアプラン作成に係るもので、委託事業所は13事業所、対象は1か月当たり25名で、年間300件を見込んでいる。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第20号「令和7年度坂城町介護保険特別会計予算について」、全員の賛成により、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

副議長（中嶋君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第4「議案第21号 令和7年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

副議長（中嶋君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（玉川君） 坂城町後期高齢者医療特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第21号「令和7年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」、3月13日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告をいたします。

＜歳入歳出一括＞

○ 被保険者数は。

△ 令和7年2月末で3,219名であり、前年同期比で59名増加している。

○ 保険料軽減の7割、5割、2割軽減の対象者数は。

△ 令和6年度確定後の人数は、7割軽減が1,158名、5割軽減が605名、2割軽減が440名で、被扶養者における5割軽減が17名である。

○ 保険料の賦課の限度額は。

△ 令和6年度及び7年度は80万円であり、長野県後期高齢者医療広域連合において決定している。

○ 普通徴収と特別徴収の件数と割合は。

△ 令和7年2月の徴収実績で、普通徴収が508件で16.4%、特別徴収は2,595件で83.6%である。

○ 1人当たりの医療費と県内順位は。

△ 令和5年度の確定値で、年間1人当たり医療費の金額は、93万6,884円で、県内の順位は高いほうから13番目である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第21号「令和7年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」、全員の賛成により、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

副議長（中嶋君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第5「議案第22号 令和7年度坂城町下水道事業会計予算について」

副議長（中嶋君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（大日向君） 坂城町下水道事業会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第22号「令和7年度坂城町下水道事業会計予算について」、3月14日の委員会において、説明員として、建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

- 下水道使用料について、令和6年度より減少している要因は。
- △ 人口減少や節水機器の普及によるものと考えている。
- 下水道料金の値上げの予定は。
- △ 現状では予定していないが、今後、経営状況を見ながら必要に応じ検討していくことになる。
- 今後の工事予定は。
- △ 令和7年から8年までの2か年で、葛尾組合や坂城インター工業団地周辺の工事等を予定している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第22号「令和7年度坂城町下水道事業会計予算について」、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

副議長（中嶋君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

副議長（中嶋君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時52分～再開 午後 1時30分）

副議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、追加日程に入ります。

追加日程第1「議案第23号 令和6年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」か

ら追加日程第6「発議第1号 高額療養費制度の見直しに当たり慎重な議論を求める意見書について」までの6件を一括議題として、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

副議長(中嶋君) 朗読が終わりました。最初に提案理由の説明を求めます。

町長(山村君) それでは、議案第23号から27号まで、ご説明申し上げます。

まず、議案第23号「令和6年度坂城町一般会計補正予算(第8号)について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,551万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を76億3,105万6千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしまして、町税9千万円、地方消費税交付金7,513万3千円をそれぞれ増額し、児童手当負担金などの国庫支出金1億271万8千円、財政調整基金などの繰入金6,016万5千円、町債2,680万円をそれぞれ減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、温泉管理事業703万円、介護・訓練等給付費750万円、道路新設改良一般事業958万円、保健福祉等複合施設整備基金への積立金2億2,251万4千円をそれぞれ増額し、電算一般経費2,506万3千円、児童手当5,500万円、予防接種事業2,160万円、A01号線道路改良事業2,165万3千円をそれぞれ減額するとともに、歳入・歳出全般にわたる事務事業の精算に伴う補正であります。

また、繰越明許費といたしまして、さかき千曲川バラ公園トイレ改築工事及び物価高騰対応重点支援給付金等の国・県の給付事業などについて、令和7年度に事業繰越しをするものであります。

次に、議案第24号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,782万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億4,103万9千円とするものであります。歳入の主な内容といたしましては、諸収入973万2千円を増額し、県支出金2,600万円を減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、諸支出金999万9千円を増額し、保険給付費2,800万円を減額するものであります。

次に、議案第25号「令和6年度坂城町介護保険特別会計補正予算(第4号)について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,384万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億1,447万9千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、国庫支出金130万8千円、支払基金交付金487万

4千円、県支出金459万2千円、繰入金392万4千円をそれぞれ減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、総務費64万5千円、保険給付費2,283万円、地域支援事業費178万1千円をそれぞれ減額し、基金積立金1,127万2千円を増額するものであります。

次に、議案第26号「令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ313万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億8,598万2千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、繰入金313万9千円を、歳出の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金313万9千円をそれぞれ減額するものであります。

最後に、議案第27号「令和6年度坂城町下水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、収益的収入を2,955万3千円増額し、5億8,563万円、収益的支出を801万5千円減額し、5億5,988万9千円、資本的収入を2億5,424万4千円減額し、1億8,180万円、資本的支出を1,758万5千円減額し、4億3,521万5千円とするものであります。

収益的収入の主な内容といたしましては、下水道使用料480万3千円、長期前受金戻入2億2,078万8千円をそれぞれ減額し、他会計負担金2億5,500万円を増額するものであります。

一方、収益的支出の主な内容といたしましては、流域下水道管理運営費負担金419万円、支払利息及び企業債取扱諸費用480万円をそれぞれ減額するものであります。

また、資本的収入の主な内容といたしましては、建設改良等企業債570万円、他会計補助金2億5,500万円、国庫補助金110万円をそれぞれ減額し、受益者負担金760万6千円を増額するものであります。

一方、資本的支出の主な内容といたしましては、補助事業建設改良費220万円、単独事業建設改良費1,007万8千円、建設改良等企業債償還金590万円をそれぞれ減額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

副議長（中嶋君） 次に、趣旨説明を求めます。

8番（星君） 私からは、発議第1号「高額療養費制度の見直しに当たり慎重な議論を求める意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

高額療養費制度の見直しに当たり慎重な議論を求める意見書。

政府は、高額療養費制度の見直しについて、今年８月から負担上限額を引き上げる方針を示していた。しかし、２０２５年１月１７日から１９日の３日間で３，６２３名からのアンケートを集めた全国がん患者団体連合会（全がん連）、一般社団法人日本難病・疾病団体協議会（ＪＰＡ）など多くの関係団体から見直しの要請を受け、いったん凍結して今年の秋までに改めて検討・決定するとしている。

高額療養費制度は、手術や治療薬などで医療費が高額になった場合に、所得に応じて自己負担額の上限を設定する仕組みであり、国民皆保険を支える重要な制度である。

経済的な理由で受診を控えた患者についての、日本医師会による調査（２０１２年）では、受診を控えた患者の割合は、自己負担１割で６．６％、２割で１０．２％、３割で１１．５％だった。そのうち症状の悪化はそれぞれ３．３％、７．１％、６．５％であり、「さらに負担が増えた場合に受診回数を減らす」と答えた人は７９．７％にのぼった。これは、実際に起こった患者の受診控え行動であり、１０年以上前から医療費の自己負担が患者の受診行動に影響を及ぼしていたことを示している。

また、全国保険医団体連合会が、今回の制度見直しについて子どもを持つがん患者を対象に実施し、４２３人からの回答を得た調査（２０２５年２月）では、限度額が引き上げられた場合、４割が「治療中断」、６割が「治療回数減」を考えると回答している。２０１２年と比較しても、経済的負担による受診控えの問題は依然として深刻である。

これらの調査結果は、自己負担の増加により、必要な治療を控える患者が増える可能性を示唆している。

国民皆保険制度は、国民の健康を守るための重要な仕組みであり、堅持しなければならない。

政府は高額療養費制度の見直しに際し、患者や医療関係者の意見を十分に踏まえ、誰もが必要な医療を受けられる制度の維持・強化を最優先にすべきである。

よって、国民の健康を守る観点から慎重な議論を求める。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げて趣旨説明といたします。

副議長（中嶋君） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで、議案調査のため１０分間休憩いたします。

（休憩 午後 １時５１分～再開 午後 ２時０１分）

副議長（中嶋君） 再開いたします。

◎追加日程第１「議案第２３号 令和６年度坂城町一般会計補正予算（第８号）について」

副議長（中嶋君） これより質疑に入ります。

１２番（大日向君） ２点お願いします。補正予算書３ページ、款７地方消費税交付金、項１地方消費税交付金、これはこういった内容のものか。それと、今回大きく７，５００万円ほど増額になっている要因はどのようなことなのでしょう。

それと、同じく補正予算書の５ページの、款１４国庫支出金、項２国庫補助金、目９総務費国庫補助金の中にクリーンエネルギー自動車導入促進補助金とありますが、これはこういったことの補助金なのかの説明をお願いします。

財政係長（宮嶋君） 予算書３ページ、款７地方消費税交付金の質問についてお答えいたします。

消費税は、平成元年に３％で導入されてから順次税率が引き上げられ、令和元年１０月から現行の１０％であります。そのうち地方消費税として消費税率換算で２．２％、地方消費税交付金は、都道府県が徴収した地方消費税の２分の１に相当する額が市町村に交付されるものでございます。

また、平成２６年４月以降の税率引上げ分については、社会保障施策に要する経費に充てるとされております。令和６年度の決定額につきましては、３億９，５１３万３千円で、当初予算額との差額７，５１３万３千円を増額補正するものであります。

なお、６年度の交付額のうち２億３９９万５千円については、社会福祉、社会保障、保健衛生に係る各事業に充ててまいります。

総務係長（宮下君） 補正予算書５ページ、款１４国庫支出金、項２国庫補助金、目９総務費国庫補助金、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金でございますが、こちらにつきましては、経済産業省が定めた要綱に基づきまして、今年度、町で導入しましたＥＶ車１台についての補助金でございます。

５番（水出君） そうしましたら、３３ページをお願いします。款４衛生費、項１保健衛生費、目２予防費、説明欄の１２００８麻疹等予防接種２，１００万円の減額になっておりますけれども、この内容についてお尋ねいたします。お願いします。

保健センター所長（川島君） 補正予算書３３ページ、款４衛生費、項１保健衛生費、目２予防費、予防接種事業、節１２麻疹等予防接種の減額についてであります。１０月から３月までを接種期間としまして、６５歳以上の高齢者を対象に実施しております新型コロナウイルス感染症の予防接種につきまして、予算額に比べまして接種される方が少ない見込みのため、予算の半分程度に減額をするものであります。

１１番（柊津さん） すみません。では、４点お願いいたします。ページ２１ページ、款２総務費、項１総務管理費、目１４男女共同参画推進費の中の１４００１男女共同参画センター補修工事、この内容。

２点目がページ３１ページ、款３民生費、項２児童福祉費、目７村上保育園費、１４００１園舎改修等工事費、こちらの内容をお願いいたします。

次に、ページ３７ページ、款６農林水産業費、項１農業費、目５農地費の１４００１町単工事、この場所を教えてください。

最後。ページ５１ページ、款１０教育費、項３中学校費、目１中学校総務費、１４００１施

設改修工事費、この内容を教えてください。

以上4点お願いします。

企画政策課長（竹内君） 補正予算書21ページ、款2総務費、項1総務管理費、目14男女共同参画推進費の男女共同参画センター補修工事の内容であります。男女共同参画センター2階の大研修室、入って正面の東側の内壁になりますが、あそこが結露によりカビが発生している状況であるため、東側内壁全面約12平米に対し、結露防止塗装を施す工事を予定するものでございます。

子ども支援室長（橋本君） 予算書31ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目7村上保育園費のうち、園舎改修等工事につきましては、こちらは来年度新たに1歳児の保育に充てると予定しております保育室の室内にあります手洗いについて、給湯化工事に係るものでございます。

商工農林課長（北村君） 私からは、予算書37ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、農道等基盤整備町単事業の内容につきまして、お答えいたします。

こちらにつきましては、中之条地区の農業用水路補修及び上五明地区の農業用水路の修繕を行うものであります。

教育文化課長（長崎さん） 予算書51ページ、款10教育費、項3中学校費、目1中学校総務費、中学校総務一般経費、施設改修工事につきましては、坂城中学校の給食用コンテナ室が気温の上昇とともに高温多湿となることから、コンテナ室の室温を保ち、給食の鮮度や衛生面の向上を図り、安心・安全な給食を提供するため、コンテナ室に空調設備を設置するための工事費でございます。

14番（大森君） 2件お尋ねします。27ページの款3民生費、項1社会福祉費、目5人権同和推進費のところの説明12001集会場管理委託、これは30万円の減額なっています。その理由についてお尋ねします。

あと1点、ページ36ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目3、右の説明が18061ワインぶどう産地化補助金60万円が減額なっていますが、この理由についてお尋ねします。

企画政策課長（竹内君） 補正予算書27ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目5人権同和推進費の人権同和推進一般経費のうちの集会所管理委託の減額の関係でございますけれども、こちらについては、この委託事業の中で同和問題地域交流事業というものもお願いをしているところなんです。こちらについて、講師の都合等により調整ができなかったことから未実施となったため、減額をするものでございます。

商工農林課長（北村君） 予算書36ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、ワインぶどう産地化補助金につきましてのご質問にお答えします。

こちらにつきましては、令和6年度、補助の要望実績がなかったことから、減額とさせてい

いただきました。

14番（大森君） 交流事業で講師が決まらなかったということですが、これはこれとして、別の事業で交流事業としてやることではないですか。集会所の管理委託じゃないと思うんですが、この点はどういう意味でこれが管理委託の中に入っているのか、これについてが1点。

それからあと、ワインブドウの件ですが、特別令和6年度は申請がなかったということですが、ついこの間、昨日、一般会計の中には60万円また計上されているんですよね。この方向性というのは、農家の方々にどこまで説明されているのか。あるいは町のブドウ産地化を広げていくというそういうイメージを農家の方はどれだけ説明されて、使ってくださいということになっているかどうか。ちょっと非常に心配といいますか、不安といいますか、将来どういう展望を持っているかということが全く見えていないんですが、その点はいかがでしょうか。

企画政策課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

集会所管理についてですね、基本的にはその管理をお願いしているところなんです、その運営の中でですね、地域の交流事業も併せてお願いをしているというところでございます。

商工農林課長（北村君） ワインぶどう産地化補助金につきまして、どこまで説明しているかという再質問でありますけれども、ブドウ農家の農業者の皆さんには機会を捉えて説明はさせていただいているところですが、6年度につきましては実績がなかったということでもあります。7年度につきましても、例えば農協さん等の協力等をいただく中で活用していただけるように取り組んでまいりたいと考えています。

10番（山城君） 私からは1点だけ。ページは17ページで、款2総務費、項1総務管理費で目2の企画費、説明のところの温泉施設維持補修工事、これの内訳をちょっと教えてください。お願いします。

企画調整係長（宮原君） ページ17ページ、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費の温泉管理事業の温泉施設維持補修工事の内容につきましてはということでもありますけれども、貯槽棟及び浴槽ろ過機の修繕工事と中継ポンプの制御盤の交換工事、あと浴室内のライトの交換工事、こちらを予定しております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第2「議案第24号 令和6年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第3「議案第25号 令和6年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第４「議案第２６号 令和６年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第５「議案第２７号 令和６年度坂城町下水道事業会計補正予算（第１号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第６「発議第１号 高額療養費制度の見直しに当たり慎重な議論を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第７「閉会中の委員会継続審査申し出について」

副議長（中嶋君） 各委員長から、会議規則第７５条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりでございます。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の委員会継続審査、調査とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

副議長（中嶋君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の委員会継続審査、調査とすることに決定いたしました。

副議長（中嶋君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和７年第１回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

３月３日に開会されました本定例会は、本日までの１９日間の長きにわたりご審議をいただきました。提案いたしました公平委員会規約の変更、条例の一部改正、令和７年度の一般会計・特別会計・下水道事業会計予算、さらに追加議案でお願いいたしました令和６年度一般会計・特別会計・下水道事業会計の補正予算と、全ての議案につきまして原案どおりご決定を賜り、ありがとうございました。

さて、2月26日に発生し、約2,900ヘクタールを焼失しました岩手県大船渡市での山林火災は、発生から12日後の今月9日、ようやく鎮圧となりましたが、お一人が亡くなり、住宅など多くの建物にも被害を及ぼしました。亡くなられた方のご冥福と被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げますとともに、改めて予防消防の大切さを痛感したところであります。

そうした中、一昨日の19日に町消防団任命式が行われ、「自分たちの地域は自分たちで守る」という消防精神の下、新たな分団長等の幹部や新入団員の皆様に辞令が交付されました。町民の安心・安全な生活を火災等から守るため、活躍されることを期待するところであります。

さて、今週18日、今年度第3回目となります新複合施設建設委員会を開催し、これまでの委員会や施設利用者等とのワークショップでのご意見を踏まえた施設の外観や内部構成などのイメージをお示しする中でご協議をいただき、基本設計についてご確認いただきました。基本設計につきましては、来週28日に開催を予定しております町民説明会で概要をご説明させていただくほか、町ホームページでも公表してまいりますので、町民の皆様とイメージを共有し、よりよい施設となるよう引き続き取り組んでまいります。

今年も卒業シーズンを迎え、町内各小学校では18日に、坂城中学校では19日に卒業式が行われ、学校長から一人一人に卒業証書が授与されました。卒業する児童・生徒の皆さんは、お世話になった恩師や苦楽を共にした同級生との別れを惜しみつつも、それぞれの未来に向けて新たな一歩を踏み出しました。

また、保育園につきましては、3園とも24日に卒園式を行います。令和6年度の卒園児は3園合計で58人、これは南条27人、坂城24人、村上7人です。卒園児の皆様が、新1年生として元気に入學式を迎えられることを願っております。

さて、明日22日から27日までの日程で、坂城中学校2年生の8名が、今年度のアメリカ海外派遣事業としてアメリカ合衆国カリフォルニア州へ出発いたします。アメリカのプレシディオ中学校での授業体験や生徒との交流をはじめ、シリコンバレーにおける世界トップレベルの企業やスタンフォード大学の見学、併せて、交流する現地中学生のお宅でのホームステイなど、貴重な経験ができる研修を予定しております。

また、高校生タイ国研修事業につきましても、8名の高校生が23日から27日までの5日間の日程でタイに向け出発し、タイ国へ進出している町内企業の工場視察や、現地学生との交流、歴史・文化などの異文化体験などを行ってまいります。今月11日には、現地視察でご協力いただく企業3社の町内工場も見学するとともに、現地工場の様子なども事前にお聞きしたところであります。

多感な時期にある中学生、高校生が、海外での研修を通じて、国際理解や国際感覚を養うとともに、将来展望を考える有意義な機会になればと期待しております。

さて、新年度に入りますと、様々なイベントや新たな事業がスタートいたします。令和4年

4月から今年度までの3年にわたり実証実験運行を行ってまいりましたデマンド交通につきましては、2月末現在で登録者は380名を超え、一月当たりの平均利用者数は277名と、大変多くの方にご利用をいただいております。また、利用目的といたしましては、自宅から医療機関や買物先への利用が多く、高齢者の方々の日常的な交通手段として確立しつつあると実感しているところであります。既に、利用者からの意見聴取や、町の協議会、公共交通会議等で実証実験運行の検証を行う中、利便性の向上を図るため、運行時間の延長などの見直しを行うこととし、現在は新年度からの本運行に必要な手続を終え、運行準備を行っているところであります。今後も運輸局やタクシー事業者等関係機関と連携し、より利用しやすい仕組みとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

4月は、子どもたちにとっても新たなスタートの季節となります。2日には各保育園の入園式が、4日には小中学校、7日には坂城高校の入学式と坂城幼稚園の入園式が行われます。未来を担う子どもたちの晴れの姿をご覧いただくとともに、祝福していただければと思います。

また、坂城中学校では新年度からジェンダーレス制服が導入されます。生徒一人一人が多様性を尊重し、それぞれの個性を大切にできる学びの場となることを願っております。

次に、鉄の展示館では、来月3日から6月1日まで、企画展「蔦屋重三郎の頃の日本刀」を開催いたします。大河ドラマ「べらぼう～蔦重栄華乃夢斬～」に合わせ、江戸時代の刀剣類を展示いたしますので、多くの皆様にご来館いただきたいと思いますと思っております。

また、4月6日から15日までの10日間、春の全国交通安全運動が実施されます。町民の皆様におかれましては、交通事故に遭わないよう、また巻き込まれることのないよう、一層のご注意をお願い申し上げます。

次に、20日には、第26回千曲川クリーンキャンペーンを、共催の坂城ライオンズクラブとともに計画しております。会場は例年どおりの埴科用水頭首工付近、大望橋周辺、鼠橋運動公園マレットゴルフ場付近の3会場とし、時間は午前7時から8時半まで行います。町のシンボルである千曲川の自然環境を守るため、大勢の皆様のご参加をお願いいたします。

また、翌21日には、葛尾組合において新リサイクルセンターの建設に向けた起工式を執り行います。これにより、いよいよ建設工事に着手することになりますが、予定どおりに事業が進むよう、引き続き進捗管理に努めてまいります。

また、23日には、びんぐし山において植樹祭を開催いたします。今年は村上小学校の児童も参加して、総勢80名の皆さんにより、アカマツ600本の植樹作業を計画しておりますので、議員各位をはじめ大勢の皆様にご参加をいただきたいと思いますと思っております。

さて、今年で第20回目を迎えるばら祭りにつきましては、5月24日から6月8日までの16日間の日程で開催を計画しております。節目となる第20回目の開催に合わせ、今年度、バラ公園のトイレ改修や園内通路の整備を行っているほか、薔薇人の会の皆さんを中心にバラ

の手入れなどを行うとともに、今後、イベント内容等について協議を進め、大勢の皆さんにご来園いただけますよう準備を進めてまいります。

この冬は、日によって寒暖の差が激しい不安定な天候が続き、県内でも北部をはじめ、近年にない積雪を記録した地域もありましたが、春の足音は確実に近づいております。

議員の皆様におかれましては、健康にご留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

副議長（中嶋君） これにて、令和7年第1回坂城町議会定例会を閉会といたします。

皆様のご協力により、無事務めさせていただきました。ありがとうございました。それでは、ご苦労さまでございました。

（閉会 午後 2時38分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 滝 沢 幸 映

坂城町議会副議長 中 嶋 登

坂城町議会議員 中 嶋 登

坂城町議会議員 塚 田 舞

坂城町議会議員 水 出 康 成

一 般 質 問 通 告 一 覧 表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 水道広域化について イ. 広報について ロ. 事業費について 2. 不登校対策について イ. 現状について ロ. 今後について	1 1 番 祢 津 明 子	町 長 教 育 長 建 設 課 長 教育文化課長
2	1. 子どもが安心して成長できる環境を イ. 第3期子ども・子育て支援事業計画について ロ. 計画の方向性について ハ. 子どもの居場所づくりや子どもの権利擁護について 2. 地域福祉の充実に向けて イ. 地域との関わりについて	3 番 塚 田 舞	町 長 教 育 長 福祉健康課長 子ども支援室長
3	1. 戦後・被爆80年の想いは イ. 新年度の事業計画は 2. より充実した新複合施設のために イ. これまでの確認 ロ. 今後の予定は 3. 有機農業の行方は イ. 新年度の事業計画は	1 4 番 大 森 茂 彦	町 長 教 育 長 総 務 課 長 企画政策課長 商工農林課長 教育文化課長
4	1. 子育て支援について イ. 保育園副食費相当額の支援展開について 2. 創業者支援について イ. B. I プラザの活用について	5 番 水 出 康 成	町 長 教 育 長 子ども支援室長
5	1. 選挙に於ける投票状況について イ. 投票率について ロ. 期日前投票について ハ. 投票に係る従事者について 2. 森林整備について イ. 松くい虫対策について ロ. 森林の管理について ハ. 森林環境税と森林環境譲与税について ニ. 今後の取り組みについて	6 番 宮 入 健 誠	町 長 総 務 課 長 商工農林課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
6	1. 安心・安全の町づくりに向けて イ. 保育園、小中学校の防犯対策は ロ. 橋の防犯対策について	8 番 星 哲 夫	町 長 教 育 長 住民環境課長 教育文化課長
7	1. 带状疱疹ワクチンについて イ. 带状疱疹ワクチンの費用助成について 2. 生命（いのち）の安全教育について イ. 坂城町での取り組みは	7 番 中 村 忠 靖	町 長 教 育 長

高額療養費制度の見直しに当たり慎重な議論を求める意見書

政府は、高額療養費制度の見直しについて、今年８月から負担上限額を引き上げる方針を示していた。しかし、２０２５年１月１７日から１９日の３日間で３,６２３名からのアンケートを集めた全国がん患者団体連合会（全がん連）、一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会（ＪＰＡ）など多くの関係団体から見直しの要請を受け、いったん凍結して今年の秋までに改めて検討・決定するとしている。

高額療養費制度は、手術や治療薬などで医療費が高額になった場合に、所得に応じて自己負担額の上限を設定する仕組みであり、国民皆保険を支える重要な制度である。

経済的な理由で受診を控えた患者についての、日本医師会による調査（２０１２年）では、受診を控えた患者の割合は、自己負担１割で６．６％、２割で１０．２％、３割で１１．５％だった。そのうち症状の悪化はそれぞれ３．３％、７．１％、６．５％であり、「さらに負担が増えた場合に受診回数を減らす」と答えた人は７９．７％にのぼった。これは、実際に起こった患者の受診控え行動であり、１０年以上前から医療費の自己負担が患者の受診行動に影響を及ぼしていたことを示している。

また、全国保険医団体連合会が、今回の制度見直しについて子どもを持つがん患者を対象に実施し、４２３人からの回答を得た調査（２０２５年２月）では、限度額が引き上げられた場合、４割が「治療中断」、６割が「治療回数減」を考えると回答している。２０１２年と比較しても、経済的負担による受診控えの問題は依然として深刻である。

これらの調査結果は、自己負担の増加により、必要な治療を控える患者が増える可能性を示唆している。

国民皆保険制度は、国民の健康を守るための重要な仕組みであり、堅持しなければならない。

政府は高額療養費制度の見直しに際し、患者や医療関係者の意見を十分に踏まえ、誰もがが必要な医療を受けられる制度の維持・強化を最優先にすべきである。

よって、国民の健康を守る観点から慎重な議論を求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 ７年 ３月 日

長野県埴科郡

坂城町議会議員 滝 沢 幸 映

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	関	口	昌一	殿
内閣総理大臣	石	破	茂	殿
厚生労働大臣	福	岡	資麿	殿